

# 事務事業一元化調書

協議第 12 号 行政連絡機構の取扱いについて<継続協議(一部)>

協議第 25 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第 30 号 清掃事業の取扱いについて

協議第 31 号 消防業務及び消防団の取扱いについて

協議第 32 号 防災事業の取扱いについて

報告第 23 号 各種事務事業の取扱いについて(Bランク)その3

第 6 回 相模原・津久井地域合併協議会

## 事務事業一元化調書 目次

協議第 12 号	行政連絡機構の取扱いについて<継続協議(一部)> . . . . .	1
協議第 25 号	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて . . . . .	2
協議第 30 号	清掃業務の取扱いについて . . . . .	3
協議第 31 号	消防業務及び消防団の取扱いについて . . . . .	64
協議第 32 号	防災事業の取扱いについて . . . . .	116
報告第 23 号	各種事務事業の取扱いについて(Bランク)その3	
	保健福祉部会 . . . . .	132
	経済部会 . . . . .	133
	管理部会 . . . . .	135

**協議第 12 号 行政連絡機構の取扱いについて  
< 継続協議（一部） >**

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
13	行政連絡機構の取扱い	市民部会	市民生活課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済 調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
6	行政連絡機構の取扱い						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民生活課	町民課	企画政策室	企画財政課			
歳出予算額(平成16年度)	0千円	3,108千円	6,541千円	2,839千円			
根拠法令等		城山町地区行政委員設置規則	津久井町補助金等にかかる予算の執行に関する規則	相模湖町行政委員設置規則			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	行政連絡機構の取扱い 【名称】 相模原市自治会連合会 【構成】 18地区自治会連合会 432自治会 【対象】 加入世帯数 159,478世帯(4/1現在) 加入率 63.3% 【行政連絡事務の依頼状況】 ・有償によるもの 社協さがみはら「みんないいひと」 配布手数料 2.8円×3回/年×世帯数 ・無償によるもの 暮らしのガイド・各種チラシの配布及びポスターの掲示は、各機関が自治会広報担当に業者委託等により送達して、依頼している。 18地区連単位で、年19回発行している地域情報紙に行事及び催物等の周知記事の掲載を依頼している。(地区自治会連合会発行) 広報さがみはら、市議会だよりは、新聞折込み又は郵送により配布している。 相模原市自治会連合会に対して、自治会等活動推進奨励金 自治会連合会運営助成金 コミュニティ助成事業助成金を交付している。	行政連絡機構の取扱い 【名称】 城山町自治会連合会 【構成】 12自治会 【対象】 加入世帯数 6,231世帯(4/1現在) 加入率 76.4% 【行政連絡事務の依頼状況】 ・有償によるもの…単位自治会への支出 町広報紙 9円×12回/年×世帯数 議会だより他 9円×12回/年×世帯数 ・無償によるもの 各種回覧、チラシの配布及びポスターの掲示は、各機関が自治会へ送達して、依頼している。 町広報紙15日号は、新聞折込みにより配布している。 町自治会連合会に対しての助成はない。 地区行政委員 【目的】 行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、地域住民が組織する自治会ごとに地区行政委員を置く。 【内容】 ・町行政に係る事項の周知及び文書等の配布 ・町行政に必要な各種の調査及び報告 ・町行政に関する住民の要望、意見等の取りまとめ、報告等 ・報酬(年額) 均等割額 225,000円 世帯割額 50円	行政連絡機構の取扱い 【名称】 津久井町自治会連合会 【構成】 6地区自治会連合会 62自治会 【対象】 加入世帯数 8,449世帯(4/1現在) 加入率 87.3% 【行政連絡事務の依頼状況】 ・有償によるもの) 広報つくい 配布手数料 15円×12回/年×世帯数 (広報に付随して配布するもの-平成16年度予定) 広報こういき・議会だより・体育協会だより・ごみカレンダー・町制50周年記念誌・環境基本計画概要版・その他各地区発行物等 広報つくい15日号は、新聞折込みにより配布している。 津久井町自治会連合会に対して、津久井町自治会連合会助成金を交付している。 津久井町行政連絡員 【目的】 町行政の円滑及び効率化をはかり、住民福祉の増進のために、住民で組織する自治会毎に置く。 【内容】 ・町行政に係る文書等の配布、周知 ・町行政に必要な各種の調査及び報告 ・町行政に関する住民の要望、意見等の伝達 ・報酬(年額) 均等割額 52,750円 世帯割額 394.5円	行政連絡機構の取扱い 【名称】 町全体としての連合会はなし 内郷地区のみ連合会あり 【構成】 35自治会 (自治会未組織数 17) 【対象】 加入世帯数(4/1現在) 自治会 2,805世帯 自治会未組織 198世帯 加入率 81.9% 【行政連絡事務の依頼状況】 ・有償によるもの…自治会・未組織への支出) 毎月1日号 50円×12回/年×世帯数 (広報に付随して配布するもの) 広報こういき・議会だより・体育協会だより・ごみカレンダー・その他各課発行物等 ・無償によるもの 1日号以外で依頼するもの。 町広報紙お知らせ版(15日号)は、新聞折込みにより配布している。 自治会連合会に対しての助成はない。 行政委員 【目的】 行政の円滑な推進と住民福祉の向上を図るため、地域住民が組織する自治会ごとに置く。 【内容】 ・町行政に係る事項の周知及び文書等の配布 ・町行政に必要な各種の調査及び報告 ・町行政に関する住民の要望、意見等の取りまとめ、報告等 ・報酬(年額) 均等割額 19,000円 世帯割額 110円 自治会数 35自治会 世帯数 2,805世帯	【課題】 ・組織の相違 相模湖町は連合会が組織されていない。 ・行政連絡事務の依頼内容の相違 各市町ごとに異なっている。 ・行政委員の相違 津久井3町は行政委員を設置している。 ・支払報酬の相違 行政連絡事務に対する手数料及び報酬が異なっている。 【調整方針】 合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3年を目途に見直すものとする。 ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統一するものとする。		

**協議第 25 号 農業委員会委員の定数及び任期の  
取扱いについて**

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 6	合併協議事項 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		専門部会名 農業委員会部会		相模原市の課等の名称 農業委員会事務局	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	農業委員会等に関する法律	農業委員会等に関する法律	農業委員会に関する法律	農業委員会等に関する法律		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 農業者と行政の間において農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】 委員定数 選挙による委員 20人 選任による委員 4人 （農協推薦 1人） （共済推薦 0人） （議会推薦 3人） 任期 平成14年7月20日～平成17年7月19日</p>	<p>【目的】 農業者と行政の間において農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】 委員定数 11人 （選挙による委員の定数） 在任委員数 選挙による委員 8人 選任による委員 3人 （農協推薦 1人） （議会推薦 2人） 任期 平成15年5月1日～平成18年4月30日</p>	<p>【目的】 農業者と行政の間において農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】 委員定数 選挙による委員 16人 選任による委員 6人 （農協推薦 1人） （共済推薦 0人） （議会推薦 5人） 任期 平成15年5月10日～平成18年5月9日</p>	<p>【目的】 農業者と行政の間において農業者の声を反映させるとともに行政施策を推進する。</p> <p>【内容】 委員定数 選挙による委員 10人 選任による委員 5人 （農協推薦 1人） （共済推薦 0人） （議会推薦 4人） 任期 平成16年1月1日～平成18年12月31日</p>	<p>選挙による委員の数及び任期については、合併特例法及び農業委員会等に関する法律の特例措置の適用するか否かについて検討する必要がある。</p>	<p>【調整方針】 新市に相模原市の区域と城山町、津久井町及び相模湖町を区域とした2つの農業委員会を設置するものとする。</p> <p>相模原市、城山町、津久井町及び相模湖町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新市の農業委員会委員として在任するものとする。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律の適用期間経過後の選挙による委員の数については、次のとおりとする。</p> <p>相模原市を 区域とする農業委員会 20人</p> <p>城山町、津久井町及び相模湖町を 区域とする農業委員会 14人</p>

# 協議第 30 号 清掃事業の取扱いについて

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	清掃総務課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
6	剪定枝資源化事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃総務課	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	20,527千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市の公共施設から排出される剪定枝をチップに破碎処理し、試験的に公園等の敷材として活用する。また、チップ以外の活用用途として、土壌改良剤や炭化の研究に取り組む。</p> <p>【内容】 剪定枝資源化施設の概要 ・名称 相模原市剪定枝資源化施設 ・場所 相模原市上溝1880番地 ・処理能力 4.8 t (8h/1日) ・運営方法 相模原造園協同組合に委託 処理実績 ・平成15年度 1,128 t</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合・該当なし)</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・3町から排出される剪定枝の処理 ・剪定枝資源化施設の設置場所</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>



事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 清掃総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 廃棄物減量等推進審議会等経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃総務課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	1,210千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	附属機関					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 一般廃棄物の減量や適正処理などに関する事項について、調査や審議するための機関。</p> <p>【内容】 名称 相模原市廃棄物等減量推進審議会 委員 20人 ・関係団体の代表者 13名 ・学識経験者 3名 ・公募委員 4名 任期 2年(平成15年8月1日～17年7月31日) 会長 1名 報酬 12,600円 審議会開催 随時(不定期) 平成15年度は4回開催</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 ・委員の再構成	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	清掃総務課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名			課題	調整方針	
9	ごみ収集車両購入事業	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	清掃総務課	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	107,027千円	0千円				
根拠法令等	相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	津久井郡広域行政組合公有車両の更新に関する取扱基準				
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	79,420千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> ごみ収集車両を計画的に更新し、適正な収集体制を維持するとともに、LPガス自動車等の環境に配慮した低公害車に切り替えることにより、地域環境の保全、環境負荷の低減、収集作業環境の向上を図る。</p> <p><b>【内容】</b> 平成16年度に更新対象となった14台のディーゼルごみ収集車のうち、2t車5台をLPガス車、2t車3台を天然ガス車、3.5t車6台をディーゼル車の最新規制適合車に更新し、低公害車に転換する。</p> <p><b>【車両更新基準】</b> 車種 ごみ収集車 経過年度による更新 新規登録時から6年経過 走行距離による更新 100,000km以上</p> <p><b>【特定財源】</b> ディーゼル自動車対策事業補助金 1,680千円(120千円×14台) 補助率:対象経費の1/3 (上限120千円/1台) 地域新エネルギー導入促進事業補助金 3,540千円(1,180千円×3台) 補助率:ディーゼル車からの改造費 1,180千円(15年度実績額) LPガス自動車普及啓発事業補助金 500千円(100千円×5台) 補助率:ディーゼル車からの改造費の1/2 (上限250千円) 一般廃棄物処理事業債 73,700千円 充当率:対象事業費のおおむね75%</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施) <b>【目的】</b> ごみ収集車両を計画的に更新し、適正な収集体制を維持する。</p> <p><b>【内容】</b> 平成16年度の更新対象は機械車2台・ダンプ車1台でしたが、整備及び日常点検等により性能維持がされた為、更新車両はなし。</p> <p><b>【車両更新基準】</b> 車種(ごみ収集車・機械車) ・経過年度による更新 新規登録時から6年経過 ・走行距離による更新 100,000km以上 車種(ごみ収集車・ダンプ車) ・経過年度による更新 新規登録時から8年経過 ・走行距離による更新 150,000km以上</p> <p>関係課 環境総務課</p>	該当なし	該当なし	<p><b>【課題】</b> ・特になし</p>	<p><b>【調整方針】</b> 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	清掃総務課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
10	し尿収集車両購入事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名		清掃総務課	環境防災課・(広域行政組合施設課)	環境課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)		19,189千円					
根拠法令等		相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例					
会計の種類別		一般会計					
歳入予算額(平成16年度)		13,960千円					
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別		特定財源					
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】		<p>【目的】 し尿収集車両を計画的に更新し、適正な収集体制を維持するとともに、LPガス自動車等の環境に配慮した低公害車に切り替えることにより、地域環境の保全、環境負荷の軽減、収集作業環境の向上を図る。</p> <p>【内容】 平成15年度更新対象となったディーゼルし尿収集車3台のうち、3t車2台をLPガス車、4t車1台をディーゼル車の最新規制適合車に更新し、低公害車に転換する。</p> <p>【車両更新基準】 車種 し尿収集車 経過年度による更新 新規登録時から6年経過、8t以上は7年経過 走行距離による更新 100,000km以上</p> <p>【特定財源】 ディーゼル自動車対策事業補助金 360千円(120千円×3台) 補助率:対象経費の1/3 (上限120千円/1台) LPガス自動車普及啓発事業補助金 200千円(100千円×2台) 補助率:ディーゼル車からの改造費の1/2 (上限250千円) 一般廃棄物処理事業債 13,400千円 充当率:対象事業費のおおむね75%</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合・該当なし)</p>	該当なし	該当なし	【課題】 ・特になし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
26	清掃事業の取扱い		環境事業部会		清掃総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
11	一般廃棄物処理計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃総務課	環境防災課・(広域行政組合企画整備課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模湖町廃棄物の処理及び清掃に関する条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業計画について策定する。</p> <p>【内容】 ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 ・名称 相模原市新一般廃棄物処理基本計画 ・策定期日 平成14年3月 ・計画期間 平成14年度～22年度(9か年間) ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画 ・名称 相模原市一般廃棄物処理実施計画 ・策定期日 毎年、3月末に告示</p>	<p>(城山町)</p> <p>【目的】 区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業計画について策定する。</p> <p>【内容】 ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 ・名称 城山町ごみ処理基本計画 ・策定期日 平成14年3月 ・計画期間 平成14年度～19年度(6か年間) ・名称 城山町生活排水処理基本計画 ・策定期日 平成10年3月 ・計画期間 平成9年度～22年度(14年間) ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画 ・名称 城山町ごみ処理実施計画 ・策定期日 毎年、3月末に告示 ・名称 城山町生活排水処理実施計画 ・策定期日 毎年、3月末に告示</p> <p>(津久井郡広域行政組合)</p> <p>【目的】 区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業計画について策定する。</p> <p>【内容】 ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 ・名称 ごみ処理基本計画書 ・策定期日 平成14年3月 ・計画期間 平成14年度～19年度(6か年間) ・名称 生活排水処理基本計画 ・策定期日 平成10年3月 ・計画期間 平成9年度～22年度(14か年間) ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画 ・名称 一般廃棄物処理実施計画 ・策定期日 毎年、3月末に告示</p> <p>構成町の計画をもとに集計し、組合の計画を作成。 関係課 環境総務課・施設課</p>	<p>【目的】 区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業計画について策定する。</p> <p>【内容】 ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 ・名称 津久井町ごみ処理基本計画 ・策定期日 平成14年3月 ・計画期間 平成14年度～19年度(6か年間) ・名称 津久井町生活排水処理基本計画 *現在、見直し中(平成16年9月策定見込) ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画 ・名称 津久井町ごみ処理実施計画 ・策定期日 毎年、3月末に告示</p>	<p>【目的】 区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業計画について策定する。</p> <p>【内容】 ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画 *名称 相模湖町ごみ処理基本計画 ・策定期日 平成14年3月 ・計画期間 平成14年度～19年度(6か年間) *生活排水処理基本計画 ・策定期日 平成10年3月 ・計画期間 平成9年～22年度(14か年間) ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画 ・名称 相模湖町ごみ処理実施計画・相模湖町生活排水処理実施計画 ・策定期日 毎年、4月1日に告示</p>	<p>【課題】 ・ごみの分別の種類、収集回数、収集形態の相違や地域特性を踏まえた基本計画の策定</p>	<p>【調整方針】 合併後、現行の一般廃棄物処理基本計画の見直しを行う。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 廃棄物指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 一般廃棄物処理業許可等申請手数料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	120千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手数料</p> <p>【内容】 手数料は1件 10千円</p> <p>【参考】 収集運搬業 88社 処分業 1社</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手数料</p> <p>【内容】 手数料は1件 2千円(新規) 更新は1千円</p> <p>【参考】 収集運搬業 13社</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手数料</p> <p>【内容】 手数料は1件 2千円(新規) 更新は1千円</p> <p>【参考】 収集運搬業 新規許可 2社 更新許可 1社 変更許可 18社 変更届出 8社</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手数料</p> <p>【内容】 手数料は1件 2千円</p> <p>【参考】 収集運搬業 7社</p>	<p>【課題】 ・事業者への周知 ・申請手数料額について調整が必要</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	廃棄物指導課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 廃止の方向で調整					
事務事業番号	事務事業名						
7	産業廃棄物処理業許可等申請手数料						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名		廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）							
根拠法令等		廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
会計の種類		一般会計					
歳入予算額（平成16年度）		32,870千円					
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等					
事務事業の別		中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】		【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手数料	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 ・特になし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 廃棄物指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 自動車リサイクル法登録申請手数料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	使用済自動車の再資源化等に関する法律					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	40千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【概要】 使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称「自動車リサイクル法」）に基づく手数料	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 ・特になし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	廃棄物指導課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
9	自動車リサイクル法許可申請手数料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	使用済自動車の再資源化等に関する法律					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	1,560千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【概要】 使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称「自動車リサイクル法」）に基づく手数料	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 ・特になし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。



事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 廃棄物指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導監督</p> <p>【参考】 処分業者 1社</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導監督</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導監督</p>	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導監督</p>	<p>【課題】 ・特になし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 廃棄物指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 産業廃棄物処理業の許可及び指導監督					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導監督</p> <p>【参考】 産業廃棄物処理業の新規・変更・更新件数 産業廃棄物収集運搬業・保管積替無 533件 産業廃棄物収集運搬業・保管積替有 5件 特別産業廃棄物収集運搬業・保管積替無 163件 産業廃棄物収集運搬業・保管積替有 1件 産業廃棄物処分業 11件 特別産業廃棄物処分業 3件 処理施設 2件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・効率的・効果的な指導体制の確立</p>	<p>【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称					
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	廃棄物指導課					
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否					
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了					
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分						
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整					
事務事業番号	事務事業名							
12	一般廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督							
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名		廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課			
歳出予算額（平成16年度）		0千円						
根拠法令等		廃棄物の処理及び清掃に関する法律						
会計の種類		一般会計						
歳入予算額（平成16年度）		0千円						
関係団体・慣行								
使用料・手数料・補助金等								
事務事業の別		中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務			
電算システム名								
備考1								
備考2								
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC								
【事務事業の内容】		<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設指導監督</p> <p>【参考】 処理施設 2社</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 ・特になし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い	専門部会名 環境事業部会			相模原市の課等の名称 廃棄物指導課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			廃止の方向で調整	
事務事業番号 13	事務事業名 産業廃棄物処理施設の設置許可及び指導監督					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	9,600千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくダイオキシン類測定委託料</p> <p>【参考】 ダイオキシン測定 14社23施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく立入調査 120件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・効率的・効果的な指導体制の確立</p>	<p>【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 廃棄物指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 産業廃棄物排出事業者の指導監督					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物排出事業者の指導監督</p> <p>【参考】 排出事業者立入件数 48件</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・効率的・効果的な指導体制の確立</p>	<p>【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	廃棄物指導課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名					
15	建設リサイクル法に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<b>【概要】</b> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（通称「建設リサイクル法」）に基づく指導監督	該当なし	該当なし	該当なし	<b>【課題】</b> ・特になし	<b>【調整方針】</b> 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	廃棄物指導課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
16	自動車リサイクル法に関する事務						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課			
歳出予算額（平成16年度）	0千円						
根拠法令等	使用済自動車の再資源化等に関する法律						
会計の種類別	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務			
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	【概要】 使用済自動車の再資源化等に関する法律（通称「自動車リサイクル法」）に基づく指導監督	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 ・特になし	【調整方針】 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	廃棄物指導課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 廃止の方向で調整					
事務事業番号	事務事業名						
17	P C B特措法に関する事務						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	廃棄物指導課	環境防災課	環境課	産業環境課			
歳出予算額（平成16年度）	0千円						
根拠法令等	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法						
会計の種類	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	中核市事務	一般市事務	一般市事務	一般市事務			
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<b>【概要】</b> ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（通称「PCB特措法」）に基づく指導監督	該当なし	該当なし	該当なし	<b>【課題】</b> ・特になし	<b>【調整方針】</b> 中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	



事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 ごみ減量推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 集団資源回収事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	69,040千円	2,865千円	7,060千円	1,222千円		
根拠法令等	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律・相模原市集団資源回収事業奨励金交付要綱・相模原市集団資源回収事業補助金交付要綱	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律・城山町集団資源回収実施団体奨励金交付要綱	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律・津久井町集団資源回収実施奨励金交付要綱	相模湖町集団資源回収実施奨励金交付要綱		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 資源の有効利用とごみの減量化を推進するとともに、「物を大切に作る心」を育成するために行う集団資源回収を支援する。</p> <p>【内容】 実施団体が資源回収(びん類・かん類・紙類・布類)を行い、四半期に分けて、回収量に応じて実施団体に奨励金、資源回収業者団体に補助金を交付している。</p> <p>【実施団体】 ・交付単価 4.0円/kg(子ども会4.5円) ・登録団体数 368団体 ・奨励金(H16予算)33,464千円</p> <p>【業者団体】 ・交付単価 4.6円/kg ・業者団体数 2団体(相模原環境・資源リサイクル協同組合、相模原資源リサイクル協議会) ・補助金(H16予算)35,163千円</p>	<p>【目的】 実施団体に対して奨励金を交付し、資源回収活動を支援するとともに、廃棄物の減量化と資源の再利用に対する意識の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 実施団体が資源回収(古紙、古繊維、空缶等の金属類、空きびん等再資源化できるもの)を行い、回収量に応じて実施団体に奨励金を交付している。</p> <p>【実施団体】 ・交付単価 基本額1回2,500円 古紙、古繊維、鉄類 6円/kg 空きびん 6円/本 ・登録団体数 15団体 ・奨励金(H16予算)2,865千円</p>	<p>【目的】 ごみの減量化及び資源の再利用の推進を図り、もってごみ処理に係る負担の軽減を図るとともに、ごみの減量化及び資源の再利用に対する町民意識の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 実施団体が資源回収(古紙、古繊維、空缶等の金属類、空きびん等再資源化できるもの)を行い、回収量に応じて実施団体に奨励金を交付している。</p> <p>【実施団体】 ・交付単価 基本額1回2,500円 古紙、古繊維、空缶等 6円/kg 空きびん 6円/本 ・登録団体数 59団体 ・奨励金(H16予算)7,060千円</p>	<p>【目的】 各家庭から出されるごみのなかの有価物等を集団で回収する団体に対して、奨励金を交付し、ごみの減量化、資源の再利用に対する意識の高揚及び推進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 自治会、子供会、老人会等の団体で、年に2回以上定期的に資源回収を行なうものとして町の登録した団体に奨励金を交付している。</p> <p>【実施団体】 ・交付単価 基本額:2,500円 新聞紙、雑誌、段ボール、アルミ :6円/kg ビール瓶、ジュース瓶、1.8リットル瓶 :6円/本 ・登録団体数実績 平成14年度:15団体 平成15年度:14団体 平成16年度:14団体</p>	<p>【課題】 ・対象品目、交付単価等の相違 ・実施団体への周知</p>	<p>【調整方針】 合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会	相模原市の課等の名称 ごみ減量推進課																																
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了																																
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整																																
事務事業番号 7	事務事業名 資源分別回収事業																																			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																														
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課																																
歳出予算額(平成16年度)	585,975千円	4,969千円																																		
根拠法令等	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律																																		
会計の種類	一般会計	一般会計																																		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																		
関係団体・慣行	公共的団体																																			
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等																																			
事務事業の別																																				
電算システム名																																				
備考1																																				
備考2																																				
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市・市自治会連合会の主催に、ごみの中に含まれている有価物を市・市民・資源回収業者との協働により回収を行い、ごみの減量化と資源の有効活用を図る。</p> <p>【内容】 ごみの減量と資源の有効活用を図るため、市、市民、事業者の三者協働による「資源分別回収事業」が昭和61年4月から全市で実施された。 平成8年度からは、各地区毎に週1回の「資源の日」(回収品目、びん・缶・紙・布)を設け、ごみ集積所に出された資源を地区自治会連合会と協定を結んだ業者が回収し資源化を図っている。</p> <p>【参考】 ・資源分別回収事業奨励金(地区自治会連合会) 44,550千円 ・ " (市自治会連合会) 810千円 ・資源分別回収事業補助金 (33,070 t、単価15.9円/kg)</p> <p>- 空き瓶回収 - 相模原小売酒販組合に加入している酒店の店頭 に設置されている回収容器に市民等がびんを持 ち出し、山村ガラスが定期的に回収している。 ・空き瓶回収事業奨励金 900千円</p> <p>- 使用済み蛍光灯等回収 - 蛍光灯、水銀体温計を資源分別回収にあわせて 回収し、水銀の適正処理及びガラス等の資源化 を進める。 ・蛍光灯等回収業務委託 5,204千円 ・蛍光灯等処理(処分)業務委託 46 t 6,256千円</p> <p>- 使用済み食用油回収(モデル) - 家庭から出される使用済み食用油(植物油)の 回収をモデル実施し、資源化方策や完全実施に むけての諸課題の検討を行う。 ・使用済み食用油回収業務委託 13.5 t 432千円</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 ごみの中に含まれている有価物を組合が収集し、再商品化業者に処理委託することで、ごみの有効活用を図る。</p> <p>【内容】 ごみの有効活用を図るため、回収品目(雑誌・布・新聞・段ボール・紙パック)を資源収集日(水曜日)品目毎に隔週月1回設け、組合が収集し資源化を図っている。 また、缶・ビンについては、通常の不燃物収集日に収集を行っている。</p> <p>【参考】 今年度処理契約単価 組合搬出単価 業者引取単価</p> <table border="1"> <tr> <td>新聞</td> <td>4.20/kg</td> <td>2.10/kg</td> </tr> <tr> <td>雑誌</td> <td>1.05/kg</td> <td>1.57/kg</td> </tr> <tr> <td>紙パック</td> <td>7.35/kg</td> <td>4.20/kg</td> </tr> <tr> <td>段ボール</td> <td>2.10/kg</td> <td>0/kg</td> </tr> <tr> <td>ビン(無色)</td> <td></td> <td>2.80/kg</td> </tr> <tr> <td>"(茶色)</td> <td></td> <td>4.80/kg</td> </tr> <tr> <td>"(その他の色)</td> <td></td> <td>8.00/kg</td> </tr> <tr> <td>布</td> <td></td> <td>9.24/kg</td> </tr> <tr> <td>スチール</td> <td></td> <td>0円/kg</td> </tr> <tr> <td>アルミ</td> <td></td> <td>65円/kg</td> </tr> </table> <p>平成16年度の歳入予算額 3,400千円 歳出予算額については、収集運搬等の経費は除く。 関係課 環境総務課・施設課</p>	新聞	4.20/kg	2.10/kg	雑誌	1.05/kg	1.57/kg	紙パック	7.35/kg	4.20/kg	段ボール	2.10/kg	0/kg	ビン(無色)		2.80/kg	"(茶色)		4.80/kg	"(その他の色)		8.00/kg	布		9.24/kg	スチール		0円/kg	アルミ		65円/kg	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・回収の体制、回数、品目の相違 ・住民への周知</p>	<p>【調整方針】 合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合する。</p>
新聞	4.20/kg	2.10/kg																																		
雑誌	1.05/kg	1.57/kg																																		
紙パック	7.35/kg	4.20/kg																																		
段ボール	2.10/kg	0/kg																																		
ビン(無色)		2.80/kg																																		
"(茶色)		4.80/kg																																		
"(その他の色)		8.00/kg																																		
布		9.24/kg																																		
スチール		0円/kg																																		
アルミ		65円/kg																																		

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 ごみ減量推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 ペットボトル・白色トレイ回収事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	54,354千円	9,900千円				
根拠法令等	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	4千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 容器包装廃棄物のリサイクルを推進し、市民・事業者・行政による一層のごみ減量化・資源化を図る。</p> <p>【内容】 スーパー、コンビニなど市内小売店の協力を得て、市民が協力店舗に持参したペットボトルや白色トレイを回収する、拠点(店頭)回収方式で実施。</p> <p>【参考】 回収拠点：280カ所 回収実績 H14 595.12t(ペットボトル) 13.62t(白色トレイ) 事務作業等委託料 44,580千円 ペットボトル再商品化業務委託 (回収量 780t、単価55円/kg) 白色トレイ再商品化業務委託 (回収量 16t、単価105円/kg)</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 容器包装廃棄物のリサイクルを推進し、ごみ減量化・資源化を図る。</p> <p>【内容】 不燃物収集時に、分別されたペットボトルの収集を実施。</p> <p>【参考】 16年度ペットボトル再商品化業務委託料 (単価49.0円/kg) 処理実績 H15 161.66t</p> <p>歳出予算額については、収集運搬等の経費は除く。</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・取扱い品目の相違 相模原市：ペットボトル、白色トレイ 津久井地域：ペットボトル ・回収方式の相違 相模原市：拠点回収方式 津久井地域：ごみステーション方式 ・住民への周知</p>	<p>【調整方針】 合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い	専門部会名 環境事業部会			相模原市の課等の名称 ごみ減量推進課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 リサイクル週間事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	3,900千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 様々なイベントや展示を通して、リサイクルライフの楽しさ等を知り、ごみの減量化・資源化についての意識の高揚を図る。</p> <p>【内容】(平成15年度実績) 開催日時 平成15年10月19日(土)午前10時～午後3時 会場 市立相模原麻溝公園特設会場 来場者数 約2万人 主なイベント 抽選会 ・応募者数 約1,700人 ・平均倍率 約3.1倍 ・リサイクル自転車(20台)、 ・リサイクル家具(30点)、 ・生ごみ処理機(5台) ステージ関係 ・鼓笛隊演奏、オープニングセレモニー(市長等あいさつ)、美化運動推進協議会表彰式 展示等 相模原環境・資源リサイクル協同組合等が参加。出展数は12ブース。</p>	<p>(城山町) 該当なし  (津久井郡広域行政組合・該当なし)</p>	該当なし	該当なし	【課題】 ・特になし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会	相模原市の課等の名称 ごみ減量推進課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号 10	事務事業名 美化推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	ごみ減量推進課	経済課・環境防災課・(広域リサイクル推進課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	21,135千円	7,211千円	225千円			
根拠法令等	相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例	城山町環境保全に関する条例				
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	199千円	0千円			
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】</p> <p>市民地域清掃の実施(5月30日前後の日曜日)</p> <p>相模原市ごみの散乱防止によるまちの美化の推進に関する条例(平成10年4月1日)に伴う美化指導員の配置や不法投棄防止のための啓発</p>	<p>(城山町)</p> <p>【概要】</p> <p>美化キャンペーンの実施(7月の第1日曜日)</p> <p>城山町環境保全に関する条例(平成16年4月1日改正施行)に伴う美化指導員の配置や不法投棄防止のための啓発</p> <p>業者委託による山岳・河川の清掃委託</p> <p>【特定財源】</p> <p>不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業補助金 199千円</p> <p>(津久井郡広域行政組合・該当なし)</p>	<p>【概要】</p> <p>美化キャンペーンの実施(7月の第1日曜日)</p> <p>ごみ袋、軍手代</p>	該当なし	<p>【課題】</p> <p>・地域清掃の実施日の相違</p> <p>・津久井地区行政センターとの調整</p>	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p> <p>ただし、事業内容については、地域特性を配慮し調整する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	ごみ減量推進課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
11	美化運動推進事業補助金						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課			
歳出予算額(平成16年度)	1,580千円		3,060千円				
根拠法令等							
会計の種類	一般会計		一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	1,495千円		0千円				
関係団体・慣行	公共的団体		公共的団体				
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等				
事務事業の別	特定財源						
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【概要】 美しくきれいなまちづくりを推進するため、市民参加による美化運動の定着と活性化を図るため、相模原市美化運動推進協議会の運営費を補助する。</p> <p>【財源内訳】 ・廃棄物適正処理監視等推進事業補助金 1,400千円 ・労働保険自己負担分 95千円</p>	<p>(城山町) 該当なし  (津久井郡広域行政組合・該当なし)</p>	<p>【概要】 生活環境の向上を図るためごみの減量化と不法投棄防止等、津久井町内各地区環境美化推進協議会と連携を図りつつ環境美化活動を推進する。</p> <p>【内容】 ・5地区への補助金 2,640千円 (不法投棄防止の看板・のぼり等の作成、キャンペーン活動費など) ・美化推進協議会運営費 420千円</p>	該当なし	<p>【課題】 ・津久井町の各地区に組織されている地区環境美化推進協議会のあり方 ・津久井地区行政センターとの調整</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、事業内容については、地域特性を配慮し調整する。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い	専門部会名 環境事業部会			相模原市の課等の名称 ごみ減量推進課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 循環型社会普及啓発事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	4,804千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 循環型社会の形成に向け、リデュース、リユース、リサイクル、適正処理等について市民意識を啓発し、ごみの減量化、資源化に対する意識を高めるため、リサイクルプレス等の発行等を行う。</p> <p>【内容】-16年度の予定- シンポジウムの開催 リサイクルプレスの発行 「さがみはら・ごみダイエットプラン」周知用パンフレットの発行</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合・該当なし)</p>	該当なし	該当なし	【課題】 ・特になし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 ごみ減量推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 13	事務事業名 生ごみ処理容器助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)	6,000千円	622千円	600千円	146千円		
根拠法令等	相模原市生ごみ処理容器購入助成金交付要綱	城山町生ごみ処理機等設置費助成金交付要綱	津久井町電気式生ごみ処理機購入費助成金交付要綱	相模湖町生ごみ処理器設置費補助金要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ごみの減量化・資源化対策の一環として、生ごみ処理容器の購入に対して助成する。</p> <p>【内容】 市内在住者が市内販売店から購入すること たい肥化・減量化する家庭用の2,000円 を超える生ごみ処理容器 購入金額の2分の1以内、限度額3万円 16年度予定助成台数 290台</p>	<p>【目的】 家庭から出る生ごみの減量化・資源化を進めるため、電動式生ごみ処理機、その他の生ごみ処理容器を購入した場合の購入金額の一部を助成する。</p> <p>【内容】 電動式生ごみ処理機 購入金額の2分の1以内の額で上限3万円。 その他の生ごみ処理容器にあっては、購入金額の2分の1以内の額で上限5万円。 助成基数は、電動式は1世帯当たり1基、その他の生ごみ処理容器は2基までとし、購入後5年を経過するまで次回の助成は受けられない。</p>	<p>【目的】 家庭から出る生ごみの減量化・資源化を進めるため、「電気式生ごみ処理機」を購入した場合、購入金額の一部を助成する。</p> <p>【内容】 家庭用電源を用いて生ごみを分解、減量し堆肥化する機器。 電気式生ごみ処理機購入金額の6分の1以内の額(上限1万円)。 1世帯当たり1基までの助成。</p>	<p>【目的】 町民による生ごみの自家処理を促進することにより、町のごみ処理の減量化を図るため、生ごみ処理器を購入したものに對し、その費用の一部を予算の範囲内で補助する。</p> <p>【内容】 補助対象及び補助金額 補助率：購入金額の2分の1 補助額上限 生ごみ処理器：3千円 電動生ごみ処理器：2万円</p> <p>補助実績 平成13年度：生ごみ処理器 1基 電動生ごみ処理器 7基 平成14年度：生ごみ処理器 2基 電動生ごみ処理器 6基 平成15年度：生ごみ処理器 1基 電動生ごみ処理器 2基</p>	<p>【課題】 ・補助率、補助単価の相違</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 ごみ減量推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 大型生ごみ処理機導入モデル事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	1,796千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家庭から排出される生ごみの減量化・たい肥化の推進のため、世帯単位による取り組みである、コンポスト容器や電動式生ごみ処理機の購入助成事業と並行して、市民主体の運営による集団的な取り組みの可能性を検討する。</p> <p>【内容】 戸建住宅地・共同住宅地にそれぞれ1台導入。市広報で公募。モデル期間は、戸建住宅地は平成14年11月～平成17年3月、共同住宅地は平成15年12月～平成17年3月。市は、光熱費・リース代を負担。実施団体は処理機の維持管理及び調査協力 調査は、年4回のごみ量調査（2週間）及び年2回のアンケート調査</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 ・特になし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 ごみ減量推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 リサイクルスクエア運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	28,119千円	60千円				
根拠法令等	循環型社会形成推進基本法	津久井郡広域行政組合リサイクル品展示室運営及 び開催要領				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 ごみの資源化・減量化のために、家庭で不要となった日用品の再利用等を通じて市民のごみに対する理解を深めてもらう。</p> <p>【内容】 不要となった家具を清掃・磨きをかけて、市内2か所にある展示施設(リサイクルスクエア)に1日~20日まで展示し、毎月1回抽選を行い当選者にプレゼントしている。(500円程度のみどりのまちづくり基金へ募金をお願いしている。)</p> <p>市内2箇所に設置 ・リサイクル品の展示 ・リサイクル情報啓発コーナー</p> <p>【H15実績】 2か所の合計 来場者数: 24,324人 出展数: 1,001点</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 ごみの資源化・減量化のために、家庭で不要となった家具の再利用等を通じて、ごみに対する理解を深めもらう。</p> <p>【内容】 不要となった家具を清掃・補修・磨きをかけて、年2回2週間程度展示施設に展示し、抽選販売を行う。1回の開催で約40点を展示販売</p> <p>【H15実績】 来場者数: 683人 出展数: 97点 収入: 185千円</p> <p>歳入予算額150千円 歳出予算額は、リサイクル推進事業より関連予算を抜粋 リサイクル品加工用消耗品 60千円</p> <p>(城山町)</p> <p>【事業概要】 家庭の不要品となった衣類、家具、文房具、書籍、楽器等を町に登録することにより、不用品再利用情報コーナー又は町広報への掲載を通じて情報を伝える。 品物の引取りは、譲る方、譲ってもらう方の当事者で行い、取引が成立したときは環境防災課へ連絡する。</p> <p>【H15実績】 不用品を譲る方の登録件数 10件 不用品を希望する方の登録件数 16件</p> <p>事業立てはしていない。</p>	該当なし	該当なし	【課題】 ・運営事業(リサイクルの情報啓発事業)の相違	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 ごみ減量推進課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 不法投棄対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	ごみ減量推進課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	26,440千円	555千円	868千円	169千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	5,639千円	0千円	217千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源		特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 美化意識の啓発のための不法投棄看板の配布、不法投棄物への警告シールの貼付のほか、未然防止対策として夜間パトロールや監視カメラによる監視の実施、及び拡大防止策として不法投棄物の撤去を行うなど不法投棄対策を総合的に推進する。</p> <p>【財源内訳】 特定財源 ・廃棄物適正処理監視等推進事業補助金 2,800千円(10.6%) ・放置自動車撤去協力金 2,839千円(10.7%) 一般財源 20,801千円(78.7%)</p> <p>【経費内訳】 ・需要費 568千円 看板、バリケード、警告シール ほか ・役務費 612千円 不法投棄監視システム携帯電話料 ・委託料 18,243千円 不法投棄物収集運搬および処分 夜間警備業務 放置自動車撤去 ほか ・使用料及び賃借料 7,017千円 不法投棄監視システム賃借料</p>	<p>【内容】 家電製品の不法投棄物に対して処理手数料を、それ以外の不法投棄物に対して撤去委託料を予算計上している。</p> <p>【経費内訳】 ・役務費 145千円 不法投棄家電処理手数料 ・委託料 400千円 不法投棄物撤去委託料 ・需用費 10千円 清掃用具等</p>	<p>【内容】 家電製品の不法投棄物に対して処理手数料を、それ以外の不法投棄物に対して撤去委託料を予算計上している。</p> <p>【経費内訳】 ・役務費 266千円 不法投棄処理手数料 ・委託料 602千円 不法投棄物撤去委託料</p> <p>【特定財源】 環境美化推進事業市町村補助金 217千円</p>	<p>【内容】 美化意識の啓発のための不法投棄看板の配布、未然防止対策としてパトロールの実施、及び拡大防止策として不法投棄物の撤去を行うなど不法投棄対策を総合的に推進する。</p> <p>【経費内訳】 ・需要費 80千円 看板 ほか ・役務費 43千円 家電リサイクル料 ・委託料 46千円 放置車両等処理委託料</p>	<p>【課題】 ・地域特性を踏まえた、効率的、効果的な不法投棄対策の検討</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、地域特性を踏まえた不法投棄対策を調整する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い	専門部会名 環境事業部会	相模原市の課等の名称 事業系ごみ対策課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号 6	事務事業名 事業系ごみ減量化等促進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	事業系ごみ対策課	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	事業所指導・支援システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 排出実態調査</p> <p>【目的】 事業者別搬入実績の経年比較、多量排出事業者(100t/年以上)の確認</p> <p>【内容】 廃棄物指導課所管の「一般廃棄物処理業務実績報告書」と清掃工場所管の「一般廃棄物搬入申請書」から必要なデータを収集・整理して実態を把握する。</p> <p>【参考】 清掃工場 2箇所 随時搬入1日平均 70件程度 許可業者 88者 許可業者との契約事業所 約1,600所</p> <p>【システム概要】 市内事業所における事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を促進するため、事業所の管理を行うシステムである。 &lt;システムで管理するもの&gt; 市内全事業者(約23,000者)の基本情報(名称、住所等)、相談履歴、適正排出の状況、減量化等計画書データなど。 &lt;機能など&gt; 電話で苦情や相談があった場合の内容を入力し、指導や相談に活用 工場搬入や許可業者のデータを管理し、適正処理の状況を把握 夜間収集エリアの事業者抽出 減量化等計画書のより高度な分析</p> <p>2 主体別行動指針に基づく事業者のごみ減量行動の促進</p> <p>【目的】 平成16年3月に策定した主体別行動指針(ごみダイエットプラン)に基づく自主的な取り組みを促す。</p> <p>【内容】 商工会議所等関係団体への事業者のごみ減量行動について周知・啓発や、横断的な事業者組織との意見交換を行う。</p> <p>【検討を予定している新たな施策】 優良事業者等表彰制度 モデル商店街事業 マイバック持参運動</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合・該当なし)</p>	該当なし	該当なし	【課題】 ・特になし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 事業系ごみ対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 一般ごみ夜間収集事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	事業系ごみ対策課	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	38,697千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 一般ごみ夜間収集事業</p> <p>【目的】 通勤・通学をはじめ多くの市民や来街者が利用する駅前地区において、まちの美観や歩行者の安全確保を図る。</p> <p>【内容】 民間事業者へ委託し、指定した駅前地区の一般ごみを夜間に戸別収集する。</p> <p>【参考】 淵野辺北口地区：約7ha、628世帯 週3日収集@65,100×155日=10,091千円 小田急相模原地区：約5ha、395世帯 週3日収集@49,875×155日=7,731千円</p> <p>平均収集量：1.48t/日 清掃工場の夜間警備： @11,800×310日=3,679千円</p> <p>【今後の施策】 平成16年度に2箇所、平成17年度に2箇所を新たな地区として指定し、計6地区(中心商業地：3地区、地区中心商業地：3地区)での実施が予定されている。</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合・該当なし)</p>	該当なし	該当なし	【課題】 ・特になし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
26	清掃事業の取扱い		環境事業部会		事業系ごみ対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
8	一般廃棄物排出事業者に対する減量化、資源化及び適正処理に係る指導					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	事業系ごみ対策課	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	6,321千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施 行規則・ 津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に關 する条例・ 津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に關 する規則				
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	事業所指導・支援システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>1 事業者への情報提供・意識啓発</p> <p>【目的】 事業者へごみの減量化等について広く周知する。</p> <p>【内容】 パンフレットの作成、配布 広報媒体を利用した情報提供 食品衛生協会の協力による意識啓発</p> <p>【参考】 パンフレットの作成 9,000部 予算額：500千円</p> <p>2 事業系一般廃棄物の適正排出等指導</p> <p>【目的】 事業者系ごみの適正排出を徹底させる。</p> <p>【内容】 市内の全事業所へダイレクトメールを送付 適正排出に関する説明会の実施 通報等に応じた個別指導や相談業務</p> <p>【参考】 ダイレクトメール送付対象：約2万2千 説明会対象団体：商店会(67)、食品衛生 関係団体(47)等、計約160団体。</p> <p>3 多量排出事業者の減量化指導</p> <p>【目的】 多量排出事業者のより一層の減量化・資源化の促進を図る。</p> <p>【内容】 一定規模以上の事業者へ減量化等計画書の提出を求める 多量排出事業者の直接指導 大規模小売店舗立地法に基づく届け出内容の確認</p> <p>【参考】 減量化計画書の提出対象業者 約1,300者 (1)事業の用に供する部分の床面積が 1,000㎡以上の建築物を所有し、占有し、又は管理する者 (2)年間100トン以上の事業系一般廃棄物を本市のごみ処理施設へ搬入している者</p> <p>【システムの概要】 「事業系ごみ減量化等促進事業」調書のシステムに同じ。</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施) 事業系一般廃棄物の適正排出処理等</p> <p>【目的】 事業所へ事業系一般廃棄物の適正排出等を徹底させる。</p> <p>【内容】 処理施設搬入時、産業廃棄物等の混入を打ち調査を行う。 (2ヶ月に1回、半日程度) ごみステーション収集時、産業廃棄物が排出されていた場合は取り残し、排出事業所を特定し、事業所の指導を行う。</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・適正排出の方法を統合する際の、事業者等への周知・徹底 ・効果的、効率的な指導体制の確立</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
26	清掃事業の取扱い		環境事業部会		事業系ごみ対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
9	事業系ごみ取扱い事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	事業系ごみ対策課	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施 行規則・ 津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に關 する条例・ 津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に關 する規則				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 事業系ごみ取扱い事務</p> <p>【概要】 事業系ごみの適正処理について、取扱いが異なることが予想されるため、一元化に向け取扱いの実態を記載します。</p> <p>【事業系ごみの範囲】 ここでは事業系一般廃棄物を指し、一般廃棄物のうち種類や量にかかわらず事業活動の上で発生するすべてのごみをいう。 (産業廃棄物については、廃棄物指導課の所管となります。)</p> <p>【事業系ごみの適正処理方法等】 事業者自ら清掃工場に搬入 手数料：基本料金180円と10kgを超える部分の10kgにつき180円を加算した額(免除規定なし) 一般廃棄物収集運搬許可業者と契約 資源(びん、かん、紙類等)も一般廃棄物収集運搬許可業者又は、資源回収業者と契約 *これらの契約にあたり補助制度等なし</p> <p>事業系ごみについては、市は一切収集しない。また、少量排出事業者への特例等もなく、手数料の免除規定や補助制度もない。ただし、自治会活動によるものは、自己搬入を条件に減免。 公共施設(公民館、保育園、学校等)から排出するごみも、許可業者と契約し処理している。</p> <p>【参考】 一般廃棄物収集運搬許可業者 88者 事業所数 22,424所(H13事業所・企業統計調査) 事業系ごみ処理量 67,330 t(H14年度)</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【概要】 津久井郡内の事業所から、事業活動に伴って発生する一般廃棄物を適正処理するため、一般廃棄物を排出する事業所の特定を行う。</p> <p>【事業系ごみの範囲】 事業活動に伴って発生する、事業系一般廃棄物</p> <p>【事業系ごみの適正処理方法等】 事業所自ら処理施設に搬入 「ごみ処理手数料」調書を参照 事業所が町の収集運搬許可業者に依頼し、処理施設に搬入 ごみ処理手数料として、排出事業所に請求を行う。 なお、許可業者については、組合の収集運搬処理の手数料と直接搬入の手数料との差額以内で収集運搬を行う。 また、許可業者は施設搬入の際、事業所を混合で積載して搬入した場合は、搬入日翌日に各事業所の排出量を計量室(受付)に提出し、組合職員が排出事業所ごとに入力する。</p> <p>【参考】 登録事業所数 503件 内 組合収集等 205件 内 直接搬入 298件  収集運搬許可業者 12者  事業系ごみ処理量 4,052t(平成14年度)</p> <p>(城山町)</p> <p>【参考】 一般廃棄物収集運搬許可業者 13社 事業所数 730所(H13事業所・企業統計調査)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 一般廃棄物収集運搬許可業者 19者 事業所数 1,110所(H13事業所・企業統計調査)</p>	<p>該当なし</p> <p>【参考】 一般廃棄物収集運搬許可業者 7社 事業所数 512所(H13事業所・企業統計調査)</p>	<p>【課題】 ・事業系ごみとする範囲、取り扱い方法の詳細整理(可燃・資源の分け、有料・減免・無料の別、社会福祉施設・公共施設・自治会・行事ごみ等の取り扱いなど) ・事業者や自治会等への周知、徹底 ・広域行政組合では、直接搬入分については排出者へ直接手数料を請求しているため、排出量は把握している ・手数料の請求先を市の制度に統一する際、システムの変更が必要 ・搬入工場が追加されることで、事業所指導・支援システムの一部変更が必要(過去のデータ入力)</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	清掃施設課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
6	南清掃工場建替整備推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃施設課	環境防災課・(広域行政組合企画整備課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	18,280千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 老朽化した南清掃工場の建替えにより、安全で安定的なごみ処理体制を確保するとともに、環境に配慮し、循環型社会に寄与する施設とする。</p> <p>【概要】 整備予定 平成18年度着工、平成21年度竣工 整備方針 現清掃工場を稼働させながら建替え整備する。 処理規模を600t/日を上限とする。 溶融固化設備を有すること。 施設の安全対策、公害防止対策を十分検討する。 生活環境影響調査結果報告書作成 現況調査の実施 平成13、14年度実施 環境影響予測の実施 平成16年度実施 発注仕様書(案)作成 平成16年度実施</p> <p>【内容】 本年度事業 生活環境影響調査結果報告書作成 平成13、14年度実施の現況調査を基に環境への影響について予測評価を実施する。 麻溝台収集事務所実施設計 南清掃工場建替予定地内にある麻溝台収集事務所に移転に係る設計を行う。</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合・該当なし)</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・3町のごみ処理を見据えた処理規模の検討</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	清掃施設課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
7	公衆トイレ維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃施設課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)	37,017千円			904千円		
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
会計の種類	一般会計			一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円			0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内にある公衆トイレの維持管理を行い、清潔で快適なトイレを維持し、駅前広場等の利用者の利便に供する。</p> <p>【概要】 市内の公衆トイレ15箇所の管理については毎日1回の清掃業務や施設の利用状況に応じて、適宜補修、点検を実施している。また、非常プザーの緊急時対応については、民間へ委託している。</p> <p>【内容】 施設等管理運営業務 清掃業務 各箇所清掃を1回/日実施 維持管理 施設の補修、点検</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 公衆トイレ(10ヶ所)の維持管理を行い、清潔で快適なトイレを維持し、駅前広場等利用者の利便に供する。トイレ(10ヶ所)については、(財)相模湖周辺環境整備公社に委託し、週1~2回清掃している。</p> <p>公衆トイレの場所 道志川・与瀬神社・御供岩・弁天島・牛鞍神社 石老山登山口・関川・石老山(顕鏡寺)沼本 明王峠</p>	<p>【課題】 ・特になし</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 清掃施設課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合				
事務事業番号 8	事務事業名 一般廃棄物最終処分場整備事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	清掃施設課	環境防災課・(広域行政組合企画整備課)	環境課	産業環境課			
歳出予算額(平成16年度)	158,058千円						
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律						
会計の種類	一般会計						
歳入予算額(平成16年度)	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 最終処分場の整備を図り、円滑なごみ処理体制を確保する。</p> <p>【概要】 現在埋立供用中の第1期整備地は、平成19年度に埋立終了の見込みである。遅滞なく埋立処分を継続させるため、第2期整備地を平成17年度から整備する。また、第1期整備地埋立終了措置として最終覆土、遮水機能強化を図る。</p> <p>第1期整備地の整備 第3土堰堤の整備 平成16年度 埋立終了措置 遮水機能強化 平成17～18年度 埋立終了措置(最終覆土)平成20年度</p> <p>第2期整備地の整備 埋立地整備 平成17～19年度 汚水処理施設の改修 平成19～20年度</p> <p>【内容】 本年度事業 第1期整備地第3土堰堤の築造工事の実施 第2期整備地整備に向けての準備作業(生活環境影響調査結果の告示・縦覧、整備計画書の作成)</p>		<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合・該当なし)</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・第2期整備地供用開始前(平成18,19年度)の3町分の最終処分場への受け入れ</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
26	清掃事業の取扱い		環境事業部会		清掃事業所・清掃工場	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
6	し尿処理施設の維持管理					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合施設課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	126,343千円	115,821千円				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	32千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民等から排出されるし尿の処分に係る処理施設の運営・管理</p> <p>【内容】 平成15年度の処理実績 ・搬入量 15,598kl/年 (対前年比90.9%) 内訳 {生し尿 3,720kl(23.8%)} (対前年比 89.8%) {浄化槽汚泥 11,878kl(76.2%)} (対前年比 91.2%) ・汚泥運搬量 1,021トン ・稼働日数 246日 ・1日当り処理量 63.4kl 処理方法 固液分離処理後、分離液は希釈し公共下水道放流、汚泥は清掃工場へ搬送し焼却。</p> <p>【施設の概要】 ・昭和37年4月 開所 ・平成12年度 改修工事 ・処理能力 140kl/日 ・敷地面積 35,640.83㎡ ・施設敷地 17,777.87㎡ ・緑地面積 15,893.06㎡ ・その他 1,969.90㎡</p> <p>【課題】 平成12年度の改修工事では、施設の耐用年数は、平成22年度としている。 施設の老朽化が進んでおり、今後、設備の維持修繕に費用が掛かってくる。 市街化区域の公共下水道整備面積が、対人口普及率で約98%に達し、また、市街化調整区域の公共下水道整備が始まり、平成15年度の処理量は対前年比約10%近く減少している。ただ、調整区域内や仮設トイレのし尿処理等があり、今後とも、し尿処理施設の必要性は残される。</p> <p>【その他】 大野中地区の公園整備にあたり敷地の一部が公園予定地に組み込まれている。</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【目的】 郡民等から排出されるし尿の処分に係る処理施設の運営・管理</p> <p>【内容】 平成15年度の処理実績 ・搬入量 23,538kl/年 (対前年度比99.7%) 内訳 {生し尿 3,764kl(16.0%)} (対前年度比 85.9%) {浄化槽汚泥 19,774kl(84.0%)} (対前年度比 102.9%) ・稼働日数 365日 ・1日当り処理量 64.5kl 処理方法 一・二次処理、高度処理後、処理水は河川放流、汚泥は専用炉で焼却。</p> <p>【施設の概要】 ・昭和40年4月 稼働開始 ・昭和60～62年度 増改築工事 ・処理能力 90kl ・敷地面積 4,512.9㎡</p> <p>【課題】 昭和60～62年度の増改築工事から17年が経過していることから、老朽化が進んでいる各設備機器の補修整備を行って、施設更新までの間、機能維持を図らなければならない。 計画処理能力(生し尿54.7kl/日、浄化槽汚泥35.3kl/日)に対して、搬入量(生し尿10.3kl/日、浄化槽汚泥54.2kl/日)が逆転した状態になっていることから、今後、搬入量に適合した処理方式、施設整備の検討が必要とされる。</p>	該当なし	該当なし	【課題】 ・新市における効率的な処理体制の構築	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 清掃事業所・清掃工場	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 し尿処理施設に係る大気、水質等の測定及び分析					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合施設課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	1,832千円	588千円				
根拠法令等	悪臭防止法 相模原市悪臭防止対策に関する指導要綱 水質汚濁防止法 下水道法 相模原市下水道条例	水質汚濁防止法 神奈川県生活環境の保全等に関する条例				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法律条例等に基づき水質、臭気の測定を業者に委託して行う。</p> <p>【内容】 水質測定 年24回測定 平成15年度測定結果 PH 8.1 BOD 64.0mg/l SS 87.0mg/l 規制基準値(下水道放流) PH 5.9~9.0 BOD 600mg/l SS 600mg/l</p> <p>臭気測定 年1回測定 平成15年度測定結果 管理棟燃焼脱臭炉 310倍 処理棟燃焼脱臭炉 170倍 規制基準値 1,000倍以下</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【目的】 法律条例等に基づき水質の測定を業者に委託して行う。</p> <p>【内容】 水質測定 年6回測定 平成15年度測定結果 PH 7.7 BOD 1.5mg/l COD 6.5mg/l SS &lt;5mg/l 大腸菌群数 &lt;10個/ml 規制基準値(河川放流) PH 5.8~8.6 BOD 20mg/l COD 20mg/l SS 50mg/l 大腸菌群数 3,000個/ml</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・津久井郡広域行政組合で行っている測定の見直し</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 清掃事業所・清掃工場	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 清掃工場使用料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)						
根拠法令等	相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・相模原市が処分する産業廃棄物を定める告示					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	126千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	南北清掃工場車両受付システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市条例・告示等に基づく産業廃棄物の受入</p> <p>【内容】 一般廃棄物の処理に支障のない範囲において市告示に定める条件を満たす産業廃棄物を受け入れ、従量制により使用料を徴収する。</p> <p>【使用料単価】 180円/10kg (平成16年度受入予定量)7,000kg</p> <p>【使用料徴収方法】 随時搬入のみのため、搬入時に工場窓口にて現金精算。</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合・該当なし)</p>	該当なし	該当なし	【課題】 ・特になし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 清掃事業所・清掃工場	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 9	事務事業名 ごみ処理手数料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)						
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	地方自治法・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	1,114,320千円	74,476千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等				
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源				
電算システム名	南北清掃工場車両受付システム	ごみ処理事務(委託)				
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市条例等に基づく一般廃棄物の受入</p> <p>【内容】 市内で発生した一般廃棄物(生活系については一般ごみのみ)を受け入れ、従量制により手数料を徴収する。</p> <p>【手数料単価の額】 基本料金と加算料金を合算する。 事業系一般廃棄物 ・基本料金: 搬入1回につき180円 ・加算料金: 搬入量の10kgを超える部分について180円/10kg 生活系一般廃棄物(一時の搬入量が100kg以上の場合) ・基本料金: 搬入1回につき120円 ・加算料金: 搬入量の10kgを超える部分について120円/10kg 一時の搬入量が100kg未満の場合は無料(平成16年度搬入予定量) 事業系定期搬入: 51,460,000kg 事業系随時搬入: 10,200,000kg 生活系随時有料搬入分: 370,000kg</p> <p>【搬入申請】 定期搬入 ・年間分をまとめて年1回申請 ・申請承認時に計量用カードを年間貸与 随時搬入 ・搬入の都度、工場窓口にて申請 ・申請受付時に計量用カードを貸与し、精算時に返却</p> <p>【手数料徴収方法】 定期搬入 月締めにより翌月末日を納期限として毎月請求 随時搬入 搬入時に工場窓口にて現金精算</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 組合条例等に基づく一般廃棄物の受入</p> <p>【内容】 郡内の事業所で事業活動に伴って発生した一般廃棄物を組合が1ヶ月につき50kg以上収集、運搬、処分及び事業所が処理施設に直接搬入するとき従量制により手数料を徴収する。 なお、生活系については、自ら処理することが困難な動物の死体のみ(直接搬入に限る)手数料を徴収する。</p> <p>【手数料単価の額】 事業系一般廃棄物 ・組合が1ヶ月につき50kg以上の収集、運搬、処分を行うとき 36円/kg(税別) ・事業所が直接搬入するとき 20円/kg(税別) 生活系一般廃棄物(動物の死体) 500円/個(税別)</p> <p>【搬入申請】 事業系一般廃棄物 ・登録事業所の収集、運搬、処分 事業者の申請により月量を決め、承認する。 申請時、2週間計量し2倍にして月量とする。 ・登録事業所の直接搬入 事業者の申請により月量を決め、承認する。 承認時計量カードを貸与する。 ・未登録事業所の直接搬入 搬入の都度、計量室(受付)にて行う。 職員が未登録事業所カードで計量し、精算する。 生活系一般廃棄物 電話連絡の上、直接搬入</p> <p>【手数料徴収方法】 事業系一般廃棄物 ・登録事業所 1ヶ月締めの3ヶ月分を翌月に請求し、納期限は月末とする。</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・事業系一般廃棄物の処理手数料及び取扱いの相違 ・生活系一般廃棄物の取扱いの相違 ・ペット等として飼っていた犬・猫等を直接搬入する場合の処理手数料の相違</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 清掃事業所・清掃工場	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 ごみ処理手数料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		1月～3月分：4月15日請求 同月末日納期など ・未登録事業所 施設搬入時、現金精算 生活系一般廃棄物 施設搬入時、現金精算				

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	清掃事業所・清掃工場			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
10	粗大ごみ処理手数料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)						
根拠法令等	相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	地方自治法・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	115,065千円	3,362千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等				
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】粗大ごみの戸別収集及び受入施設に係る処理手数料</p> <p>【内容】粗大ごみの収集、運搬、搬入</p> <p>【収集方法及び処理手数料】 直接搬入 ・搬入一回につき120円(搬入量が10kgを超えるときは、超える部分について10kgにつき120円) ・家電4品目は1台につき1,000円 戸別収集 ・1kgにつき25円を基準として、品目別に規則で定める額(1個200円から1500円) ・家電4品目は1台につき1500円 手数料は粗大ごみ収集シールの販売枚数</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】粗大ごみの戸別収集及び受入施設に係る処理手数料</p> <p>【内容】粗大ごみの収集、運搬及び処理施設搬入時の手数料を徴収する。</p> <p>【収集方法及び処理手数料】 戸別収集 ・特定家庭用機器 : 1,500円/台(税別) ・粗大ごみ オートバイ(50cc未満) : 1,500円/台(税別) タイヤ(乗用車) : 1,000円/本(税別) その他のもの : 500円/個(税別) その他のものとは、おおむね50cm以上のもの 直接搬入 ・特定家庭用機器 : 1,000円/台(税別) ・粗大ごみ オートバイ(50cc未満) : 1,000円/台(税別) タイヤ(乗用車) : 500円/本(税別)</p> <p>【徴収方法】 戸別収集 収集時住民立会いのもと現金徴収 直接搬入 直接搬入時現金徴収</p> <p>関係課 リサイクル推進課・施設課</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・収集形態の相違 相模原市：委託 津久井郡広域行政組合：直営 ・料金体系及び料金徴収方法の相違 (津久井地域における「粗大ごみ収集シール」の販売方法) ・津久井地域における受入施設や計量機等の整備 ・住民への周知</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>



事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 清掃事業所・清掃工場	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号 11	事務事業名 清掃工場ごみ処理施設の管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合施設課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	1,766,218千円	755,267千円				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	1,134,146千円	77,976千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等				
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法令、規制等を遵守した清掃工場の運転による廃棄物の処理</p> <p>【内容】 焼却設備の運転管理に係る薬剤、部品等の購入各設備の保守点検及び修繕設備の運転管理等に伴う各種測定調査を委託により実施 水質、排煙、ごみ質、臭気、ダイオキシン類、作業環境、焼却残さ組成分類の調査を委託</p> <p>【運営体制】 焼却設備の運転管理：直営 クレーン設備の運転操作：直営 各設備の保守点検及び汚水処理設備の運転管理：委託(北清掃工場の汚水処理設備運転管理は直営)</p> <p>【施設概要】 南清掃工場 ・焼却炉：200t/日×3炉 ・平成16年度焼却予定量：113,150トン ・359日稼働 北清掃工場 ・焼却炉：150t/日×3炉 ・平成16年度焼却予定量：118,045トン ・359日稼働</p> <p>【特定財源】 産業廃棄物処理に伴う清掃施設使用料 126千円 一般廃棄物処理に伴うごみ処理手数料 1,114,320千円 雑入(公衆電話使用料) 23千円 雑入(光熱水費実費負担金) 137千円 雑入(電力売収入) 19,540千円</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 法令、規制等を遵守したごみ焼却施設及び不燃物処理施設の運転等による廃棄物の処理処分</p> <p>【内容】 焼却設備の運転管理に係る薬剤、部品等の購入各設備・機器の点検整備及び修繕施設運転管理及び設備(一部)の保守点検を委託 可燃ごみ処理及び焼却灰処分を委託 排煙、ごみ質、ダイオキシン類、作業環境、焼却残さ組成分類等の調査を委託 資源化物処理を委託</p> <p>【運営体制】 焼却施設(ごみ投入監視を除く)の運転管理：委託 可燃ごみ処理(定期点検整備時)及び焼却灰処分：委託 設備(一部)の保守点検：委託 不燃物処理施設運転によるアルミ、鉄の資源化物の処理：委託</p> <p>【施設概要】 焼却施設 ・焼却炉：54.9t/日 ・平成16年度焼却予定量：16,295t/日 ・303日稼働 不燃物処理施設 ・破砕機：15t/5h ・圧縮(プレス)機：25t/5h ・平成16年度処理予定量：2,555t/年</p> <p>【その他】 廃タイヤの処分委託 ・平成16年度処分予定量：2,160本/年</p> <p>【特定財源】 一般廃棄物処理に伴うごみ処理手数料 74,476千円 雑入(電力売収入) 3,500千円</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・廃タイヤの取扱い 相模原市：処理困難物 津久井郡：受け入れ可能</p> <p>・オートバイ(50CC未満)の取扱い 相模原市：処理困難物 津久井郡：受け入れ可能</p> <p>・新市における効率的な処理体制の構築</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 清掃事業所・清掃工場	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 一般廃棄物最終処分場の管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合施設課)	環境課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)	61,773千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法令、規制等を遵守し、一般廃棄物最終処分場の適正かつ衛生的、安定的な処理、運営を行う。</p> <p>【内容】 清掃工場焼却設備等より排出される焼却灰等の運搬及び埋立作業 埋立地及び汚水処理施設の各設備の保守点検及び修繕 焼却灰等運搬車両及び車両系建設機械の保守</p> <p>【運営体制】 最終処分場における埋立作業：直営 清掃工場等からの焼却灰等の運搬 南清掃工場：全て直営 北清掃工場：全て委託 東清掃事業所：一部委託 汚水処理施設の運転管理：直営</p> <p>【施設概要】 面積：98,379.9㎡ 全体容量：1,080,000㎡ 平成15年度末残余容量 ・1期整備地：73,903㎡ ・2期整備地：383,000㎡ ・計 456,903㎡ 平成15年度埋立量：25,091㎡</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合・該当なし) 現在、焼却灰等は「長野県・群馬県・茨城県」に県外搬出している。 平成15年度実績 4,283トン 焼却残渣：3,365トン 不燃残渣：918トン</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・相模原市最終処分場の第2期整備地供用開始前(平成18～19年度)における焼却灰等の処分(一部、県外搬出の可能性ある)</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 清掃事業所・清掃工場	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 粗大ごみ受入施設の管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合施設課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	131,711千円	0千円				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	50,640千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等				
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民が自ら搬入する家庭から排出される粗大ごみ及び特定家庭用機器(家電4品目)を受入保管し、清掃工場又は指定取引場所へ搬出する。</p> <p>【内容】 一般廃棄物搬入申請書に記載された内容を確認し、搬入を承認し、手数料を徴収する。搬入される粗大ごみ等を確認、分類し、搬出の準備、保管をする。定期的に粗大ごみを清掃工場、特定家庭用機器を指定取引場所へ搬出する。</p> <p>【特定財源】 粗大ごみ処理手数料(随時) 50,640千円</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 郡民が自ら搬入する家庭から排出される粗大ごみ及び特定家庭用機器(家電4品目)を受入し、処理又は指定取引場所へ搬出する。</p> <p>【内容】 事前の電話による搬入申請を受け、内容を確認し、搬入を承認し、一部手数料を徴収する。搬入される粗大ごみ等を確認、分類し、処理、又は、搬出の準備、保管をする。定期的に、特定家庭用機器を指定取引場所へ搬出する。</p> <p>歳出予算は、「清掃工場ごみ処理施設の管理運営事業」調書に含まれる。</p> <p>関係課 リサイクル推進課</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・津久井地域における受入施設や計量機等の整備</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。 なお、合併後速やかに、津久井地域における受入施設の整備を図る必要がある。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 清掃事業所・清掃工場	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 14	事務事業名 粗大ごみ戸別収集事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	195,691千円	0千円				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	64,425千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等				
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	粗大ごみ受付システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 粗大ごみ受付業務委託により、粗大ごみ等戸別収集の適正な運営を図る。</p> <p>【内容】 市民から粗大ごみ受付事務所に申込みのあった粗大ごみ等を戸別毎に指定した期日に委託業者が収集・処分する。</p> <p>【収集方法】 電話受付時に料金を申請者に知らせ、回収時までに「粗大ごみ収集シール」を市内のコンビニ等取扱い店から購入し、回収時に貼付けておいてもらう。</p> <p>【粗大ごみ受付システムの概要】 申込み 市民からの粗大ごみ収集申込みを受付事務所で電話やインターネット等で受付ける。 受付 受付事務所で収集申込みの内容(品名・収集日等)を聴取した後、パソコンへ入力(データの管理)する。入力したデータを収集委託業者へパソコンで送り作業指示をする。 収集 作業指示を受けた収集委託業者は戸別毎に収集し、その報告書をパソコンへ入力する。 報告書 収集委託業者が入力した報告書の内容を必要に応じて受付事務所等のパソコンで確認できる。</p> <p>【特定財源】 粗大ごみ処理手数料(随時) 64,425千円</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 自己処理及び自己搬入できない粗大ごみについて、戸別収集により適正な処理を行う。</p> <p>【内容・収集方法】 郡民からの粗大ごみ申込みを電話で受け、指定した期日に組合が収集・処分する。手数料は、収集時住民立会いで収集職員が現金で徴収する。</p> <p>歳出予算額は、「廃棄物(粗大ごみを除く。)の収集及び運搬事業」調書にて計上</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・収集形態の相違 相模原市：委託 津久井郡広域行政組合：直営 ・料金体系及び料金徴収方法の相違 (津久井地域における「粗大ごみ収集シール」の販売方法) ・住民への周知</p>	<p>【調整方針】 合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 清掃事業所・清掃工場	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 15	事務事業名 発電所に関する事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	清掃事業所・清掃工場	環境防災課・（広域行政組合施設課）	環境課	産業環境課		
根拠法令等						
会計の種類別 歳入予算額（平成16年度）	一般会計 19,540千円	一般会計 3,500千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等				
事務事業の別						
電算システム名						
備考1	歳出予算額は、「11 清掃工場」に含む	歳出予算額は、「11 清掃工場」に含む				
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 熱の有効利用による発電と余剰電力の売却。</p> <p>【内容】 ごみ焼却により得られる熱を活用し、場内等で使用する電力の発電を行う。また、余剰電力については電力会社に売り払うことにより電力の有効利用と収入の確保を図る。</p> <p>【発電設備等の概要】 南清掃工場 ・発電能力：1,500kwh ・他施設への電気供給：なし ・平成16年度売払見込電力量：913,920kwh 北清掃工場 ・発電能力：2,500kwh ・他施設への電気供給：北市民健康文化センター（隣接施設）に供給 ・平成16年度売払見込電力量：2,400,000kwh 電力売払い先 ・東京電力株式会社 収入の扱い ・雑入として、「11 清掃工場ごみ処理施設の管理運営事業」調書に充当。</p>	<p>該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【目的】 熱の有効利用による発電と余剰電力の売却。</p> <p>【内容】 ごみ焼却により得られる熱を活用し、場内で使用する電力の発電を行う。また、余剰電力については電力会社に売り払うことにより電力の有効利用と収入の確保を図る。</p> <p>【発電設備等の概要】 ごみ焼却施設 ・発電能力：600kwh ・他施設への電気供給：なし ・平成16年度売払見込電力量：423,360kwh 電力売払い先 ・東京電力株式会社 収入の扱い ・雑入として、「11 清掃工場ごみ処理施設の管理運営事業」調書に充当。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>【課題】 ・特になし</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 清掃事業所・清掃工場	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 18	事務事業名 動物死体処理委託事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	清掃事業所・清掃工場	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	17,546千円	2,036千円	2,282千円	372千円		
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 一般廃棄物に係わる動物の処理に関する要綱					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 一般廃棄物に係わる小動物の死体について、適正かつ衛生的な処理を行なう。</p> <p>【内容】 小動物に係わる受付・収集・焼却・灰の処分をする。 直接搬入 - 市民がペット等として飼っていた小動物 収集委託 - 路上にある小動物の死体</p> <p>【処理委託料】 1,444,800円/1ヶ月（消費税を含む）</p>	<p>【目的】 町内における小動物の死体について、撤去・処理の委託を行う。</p> <p>【内容】 町民の通報により、犬、猫等動物の死体の放置場所を確認し、委託業者に撤去、処理を依頼する。</p> <p>【処理委託料】 単価 小型 24,150円(消費税を含む) 中型 27,300円(消費税を含む) 大型 34,650円(消費税を含む) 特大型 39,900円(消費税を含む)</p>	<p>【目的】 町内における小動物の死体について、撤去・処理の委託を行う。</p> <p>【内容】 町民の通報により、犬、猫等動物の死体の放置場所を確認し、委託業者に撤去、処理を依頼する。</p> <p>【処理委託料】 単価 小型 22,000円（消費税を含む） 中型 25,000円（消費税を含む） 大型 26,000円（消費税を含む） 特大型 27,000円（消費税を含む）</p>	<p>【目的】 町内における小動物の死体について、撤去・処理の委託を行う。</p> <p>【内容】 町民の通報により、犬、猫等動物の死体の放置場所を確認し、委託業者に撤去、処理を依頼する。</p> <p>【処理委託料】 単価 小型 23,000円（消費税を含む） 中型 26,000円（消費税を含む） 大型 33,000円（消費税を含む） 特大型 38,000円（消費税を含む）</p>	<p>【課題】 ・委託方法の相違 相模原市：清掃工場で焼却処理 3町：委託業者の焼却施設で焼却処理</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 収集事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 廃棄物（粗大ごみを除く。）の収集及び運搬事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	収集事務所	環境防災課・（広域行政組合リサイクル推進課）	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	19,662千円				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等				
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を確保する。</p> <p>【内容】 収集形態・回数等 ・直営による一般ごみ収集 ・ステーション方式により週3回収集を実施 ・また、週1回廃乾電池の収集を実施 収集事務所 麻溝台収集事務所・橋本台収集事務所の市内2か所の収集事務所が管轄区域内の収集計画を定め、透明・半透明袋により実施</p> <p>【平成15年度収集実績】 一般ごみ 152,126 t 廃乾電池 67 t</p> <p>収集業務用消耗品費として1,541千円の予算措置有り</p>	<p>（城山町） 該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合で実施） 【目的】 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、郡民の健康で快適な生活を確保する。</p> <p>【内容】 可燃ごみ 収集形態・回数等 ・直営による収集 ・ステーション方式により週2回収集を実施 不燃ごみ（廃乾電池含む） 収集形態・回数等 ・直営による収集 ・ステーション方式により週1回収集を実施</p> <p>【平成15年度収集実績】 可燃ごみ 16,798 t 不燃ごみ 1,534 t （廃乾電池・ペットボトル・缶・ビン等含む）</p> <p>歳出予算額は、収集運搬関係事業より関連予算を抜粋</p> <p>関係課 環境総務課</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・収集回数、排出方法等の相違 ・制度を変更する場合、住民への周知</p>	<p>【調整方針】 合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 収集事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 収集車の運行及び維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	収集事務所	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)	77,239千円	27,021千円				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	996千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等				
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>所属車両 機械車 稼働車 大型(4t) 12台 (バッカー) 予備車 小型(2t) 54台 大型 5台 小型 24台</p> <p>ダンプ車 小型 4台</p> <p>運行台数等 運行台数 月・火 66台(内大型12台) 水・木・金・土 49台( " )</p> <p>運行コース数 月 448本 火 450本 水・金 312本 木・土 319本</p> <p>【特定財源】 低公害車普及等事業費補助金 750千円 ディーゼル自動車対策事業補助金 246千円</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>所属車両 機械車 稼働車 小型(2t) 11台 (バッカー) 予備車 小型(2t) 2台</p> <p>ダンプ車 稼働車 小型(2t) 6台 予備車 小型(2t) 1台</p> <p>運行台数等 機械車 (月～金) 運行台数 11台 運行コース数 11コース</p> <p>ダンプ車 (月・火・木・金) 運行台数 6台(夏季7台) 運行コース数 6コース(夏季7コース)</p> <p>歳出予算額は、収集運搬関係事業より関連予算を抜粋</p> <p>関係課 環境総務課</p>	該当なし	該当なし	【課題】 ・収集回数、排出方法等の相違	【調整方針】 合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合する。



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 収集事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 8	事務事業名 廃棄物の不法投棄事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	収集事務所	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 ごみ集積場に排出された通常の収集業務では回収しない粗大ごみ等の、排出ルール違反ごみの収集及び運搬。</p> <p>【目的】 粗大ごみ（有料）や排出ルール違反ごみの放置によって、ごみ集積所及び周辺に危険が発生する事を防止する。 また、これらのごみを放置する事による、通常の一般ごみ収集業務の効率低下を防止する。</p> <p>【内容】 不法投棄物の把握方法 ・職員によるごみ収集業務時の現場確認（警告ステッカー添付など、啓発も同時に行う） ・市民による通報 収集手順 不法投棄物で、粗大ごみは本来有料扱いとしているため、投棄物の把握後すぐ収集してしまうと、ルールを守って処分している市民に対して、公平性を欠くことになってしまい、更には常習を助長しかねない。よって、約2～3週間の猶予期間を設けた後、収集を行う。 人員等配備 ・職員数 4名（通常の一般ごみ収集の兼任） ・収集車 4台（2tダンプ車） *車両の維持管理については、「収集車の運行及び維持管理事業」の調書参照。 平成15年度実績 ・137.84t 内、家電リサイクル法対象の4家電 11.24t</p>	<p>【概要】 ごみ集積場に排出された粗大ごみなどの違反ごみの収集及び運搬を必要に応じ対応している。（処分場は津久井郡広域行政組合施設）</p>	<p>【概要】 ごみ集積場に排出された粗大ごみなどの違反ごみの収集及び運搬を必要に応じ対応している。また、町内において不法投棄された投棄物を環境美化委員からの報告や職員の巡回パトロールなどで把握し、回収及び運搬を定期及び必要に応じ行っている。（処分場は津久井郡広域行政組合施設）</p>	<p>【概要】 ごみ集積場に排出された粗大ごみなどの違反ごみの収集及び運搬を必要に応じ対応している。また、不法投棄された投棄物を住民の通報や、職員の巡回パトロールなどで把握し、回収及び運搬を必要に応じ行っている。（処分場は津久井郡広域行政組合施設）</p>	<p>【課題】 ・効率的、効果的な不法投棄対策の検討</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称																																																																																					
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	収集事務所																																																																																					
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否																																																																																					
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了																																																																																					
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分																																																																																						
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合																																																																																						
事務事業番号	事務事業名																																																																																							
9	収集事務所施設維持管理事務																																																																																							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																																																		
担当課名	収集事務所	環境防災課・(広域行政組合リサイクル推進課)	環境課	産業環境課																																																																																				
歳出予算額(平成16年度)	21,120千円	1,129千円																																																																																						
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例																																																																																						
会計の種類別	一般会計	一般会計																																																																																						
歳入予算額(平成16年度)	355千円	0千円																																																																																						
関係団体・慣行																																																																																								
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等																																																																																						
事務事業の別																																																																																								
電算システム名																																																																																								
備考1																																																																																								
備考2																																																																																								
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																																																								
【事務事業の内容】	<p>【概要】 施設維持管理に係る業務委託及び修繕委託、職員衛生消耗品等の購入。</p> <p>【内容】 ...金額単位は千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>需用費</td><td style="text-align: right;">8,950</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td style="text-align: right;">553</td></tr> <tr><td>燃料費</td><td style="text-align: right;">177</td></tr> <tr><td>光熱水費</td><td style="text-align: right;">6,990</td></tr> <tr><td>物品修繕料</td><td style="text-align: right;">130</td></tr> <tr><td>施設修繕料</td><td style="text-align: right;">1,100</td></tr> <tr><td>役務費</td><td style="text-align: right;">385</td></tr> <tr><td>電話料</td><td style="text-align: right;">342</td></tr> <tr><td>手数料</td><td style="text-align: right;">43</td></tr> <tr><td>委託料</td><td style="text-align: right;">11,605</td></tr> <tr><td>・施設等管理運営委託料</td><td style="text-align: right;">11,208</td></tr> <tr><td>自家用電気工作物保安管理業務</td><td style="text-align: right;">373</td></tr> <tr><td>消防用設備保守点検業務</td><td style="text-align: right;">190</td></tr> <tr><td>空調設備保守点検業務</td><td style="text-align: right;">599</td></tr> <tr><td>第一種圧力容器性能検査受験整備業務 (麻溝台収集事務所のみ)</td><td style="text-align: right;">142</td></tr> <tr><td>浄化槽維持管理業務 (麻溝台収集事務所のみ)</td><td style="text-align: right;">44</td></tr> <tr><td>事務所棟清掃業務</td><td style="text-align: right;">6,435</td></tr> <tr><td>総合排水槽等清掃業務</td><td style="text-align: right;">963</td></tr> <tr><td>軽油タンク内清掃業務</td><td style="text-align: right;">54</td></tr> <tr><td>事務所警備</td><td style="text-align: right;">1,560</td></tr> <tr><td>ガスボイラー定期点検業務</td><td style="text-align: right;">70</td></tr> <tr><td>構内樹木管理業務</td><td style="text-align: right;">600</td></tr> <tr><td>(橋本台収集事務所のみ)</td><td></td></tr> <tr><td>受電設備清掃業務</td><td style="text-align: right;">18</td></tr> <tr><td>(16年度は麻溝台収集事務所のみ)</td><td></td></tr> <tr><td>軽油タンク定期点検・漏洩検査業務 (16年度は麻溝台収集事務所のみ)</td><td style="text-align: right;">160</td></tr> <tr><td>・維持補修委託料</td><td style="text-align: right;">397</td></tr> <tr><td>事務所隣松林除草業務</td><td style="text-align: right;">397</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td style="text-align: right;">90</td></tr> <tr><td>テレビ受信料</td><td style="text-align: right;">90</td></tr> <tr><td>備品購入</td><td style="text-align: right;">90</td></tr> </table>	需用費	8,950	消耗品費	553	燃料費	177	光熱水費	6,990	物品修繕料	130	施設修繕料	1,100	役務費	385	電話料	342	手数料	43	委託料	11,605	・施設等管理運営委託料	11,208	自家用電気工作物保安管理業務	373	消防用設備保守点検業務	190	空調設備保守点検業務	599	第一種圧力容器性能検査受験整備業務 (麻溝台収集事務所のみ)	142	浄化槽維持管理業務 (麻溝台収集事務所のみ)	44	事務所棟清掃業務	6,435	総合排水槽等清掃業務	963	軽油タンク内清掃業務	54	事務所警備	1,560	ガスボイラー定期点検業務	70	構内樹木管理業務	600	(橋本台収集事務所のみ)		受電設備清掃業務	18	(16年度は麻溝台収集事務所のみ)		軽油タンク定期点検・漏洩検査業務 (16年度は麻溝台収集事務所のみ)	160	・維持補修委託料	397	事務所隣松林除草業務	397	使用料及び賃借料	90	テレビ受信料	90	備品購入	90	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【概要】 施設の維持管理に係る清掃用具、燃料及び警備委託等</p> <p>【内容】 ...金額単位は千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>需用費</td><td style="text-align: right;">594</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td style="text-align: right;">123</td></tr> <tr><td>燃料費</td><td style="text-align: right;">187</td></tr> <tr><td>光熱水費</td><td style="text-align: right;">284</td></tr> <tr><td>役務費</td><td style="text-align: right;">47</td></tr> <tr><td>浄化槽清掃手数料</td><td style="text-align: right;">378</td></tr> <tr><td>委託料</td><td style="text-align: right;">378</td></tr> <tr><td>警備委託料</td><td style="text-align: right;">110</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td style="text-align: right;">110</td></tr> <tr><td>清掃用具使用料</td><td style="text-align: right;">110</td></tr> </table> <p>歳出予算額は、収集運搬関係事業より関連予算を抜粋</p> <p>関係課 環境総務課</p>	需用費	594	消耗品費	123	燃料費	187	光熱水費	284	役務費	47	浄化槽清掃手数料	378	委託料	378	警備委託料	110	使用料及び賃借料	110	清掃用具使用料	110	該当なし	該当なし	【課題】 ・効率的な収集体制の検討	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。
需用費	8,950																																																																																							
消耗品費	553																																																																																							
燃料費	177																																																																																							
光熱水費	6,990																																																																																							
物品修繕料	130																																																																																							
施設修繕料	1,100																																																																																							
役務費	385																																																																																							
電話料	342																																																																																							
手数料	43																																																																																							
委託料	11,605																																																																																							
・施設等管理運営委託料	11,208																																																																																							
自家用電気工作物保安管理業務	373																																																																																							
消防用設備保守点検業務	190																																																																																							
空調設備保守点検業務	599																																																																																							
第一種圧力容器性能検査受験整備業務 (麻溝台収集事務所のみ)	142																																																																																							
浄化槽維持管理業務 (麻溝台収集事務所のみ)	44																																																																																							
事務所棟清掃業務	6,435																																																																																							
総合排水槽等清掃業務	963																																																																																							
軽油タンク内清掃業務	54																																																																																							
事務所警備	1,560																																																																																							
ガスボイラー定期点検業務	70																																																																																							
構内樹木管理業務	600																																																																																							
(橋本台収集事務所のみ)																																																																																								
受電設備清掃業務	18																																																																																							
(16年度は麻溝台収集事務所のみ)																																																																																								
軽油タンク定期点検・漏洩検査業務 (16年度は麻溝台収集事務所のみ)	160																																																																																							
・維持補修委託料	397																																																																																							
事務所隣松林除草業務	397																																																																																							
使用料及び賃借料	90																																																																																							
テレビ受信料	90																																																																																							
備品購入	90																																																																																							
需用費	594																																																																																							
消耗品費	123																																																																																							
燃料費	187																																																																																							
光熱水費	284																																																																																							
役務費	47																																																																																							
浄化槽清掃手数料	378																																																																																							
委託料	378																																																																																							
警備委託料	110																																																																																							
使用料及び賃借料	110																																																																																							
清掃用具使用料	110																																																																																							

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 収集事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 し尿処理手数料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名 歳出予算額（平成16年度）	収集事務所	環境防災課・（広域行政組合環境総務課）	環境課	産業環境課		
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則	地方自治法・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則				
会計の種類別 歳入予算額（平成16年度）	一般会計 10,000千円	一般会計 30,211千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等				
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源				
電算システム名	共通オンライン 清掃手数料	し尿処理事務(委託)				
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 し尿収集に係る手数料</p> <p>生活系 ・基本料金 便槽1箇所1回につき100円 ・加算料金 (1) 人員によるもの(世帯人員1人当たり 月36%以下の場合) ... 1人につき月額120円 (2) 従量によるもの( (1) によりがたい 場合) ... 収集量36%につき120円</p> <p>事業系 ・基本料金 便槽1箇所1回につき100円 ・加算料金 収集量36%につき180円</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【内容】 し尿収集に係る手数料</p> <p>定額制 世帯制 1世帯当たり 120円(税別) 人頭制 1人当たり 310円(税別) 追加回数 1回につき 800円(税別)</p> <p>従量制 汲取り量 40%当たり 340円(税別)</p> <p>月別料金は、上記の金額により算定した額とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>定額制は、従量制の適用を受けない場合の取扱区分とし、従量制は多量の水を使用する便所を設置する世帯及び事務所、事業所その他これらに類するもの又は大雨等により便所に多量の水が流入した世帯その他組合長が人員を認定することが困難な世帯等又は認定した人員とそれから排出される量とが著しく実情の合わないと思われる世帯から排出されるし尿を処理する場合の取扱区分とする。</p> <p>追加回数とは、定額制の適用を受ける世帯等に対し、同一の月において1回を超える処理を行った場合における当該1回を超える回数をいう。</p>	該当なし	該当なし	【課題】 ・住民、事業者への周知	【調整方針】 合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。 なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行う。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い	専門部会名 環境事業部会	相模原市の課等の名称 収集事務所			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号 11	事務事業名 浄化槽汚泥処理手数料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	収集事務所	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）						
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	40,000千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	共通オンライン 清掃手数料					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 浄化槽汚泥収集に係る手数料</p> <p>生活系 ・基本料金 浄化槽1基1回につき600円 ・加算料金 収集量36%につき120円</p> <p>事業系 ・基本料金 浄化槽1基1回につき600円 ・加算料金 収集量36%につき180円</p>	<p>(城山町) 該当なし</p> <p>【浄化槽清掃経費標準料金】 汚水処理料 浄化槽容量×し尿処理単価(8.5円) 清掃料 容量 1以下 4,000円 1.01~3 5,500円 2.01~5 6,500円 5.01~7 7,500円 7.01以上 8,500円 (単位は立方メートル)</p>	<p>該当なし</p> <p>【浄化槽清掃経費標準料金（一部抜粋）】 単独浄化槽 全ばっ気（5～8人槽）10,090円（税込） 腐敗タンク（5～8人槽）17,020円（税込） 分離ばっ気（5～8人槽）15,860円（税込） 分離接触ばっ気（5～8人槽）15,860円（税込） 合併浄化槽 嫌気ろ床接触ばっ気 5人槽 26,260円（税込） 分離接触ばっ気 5人槽 34,300円（税込）</p>	<p>該当なし</p> <p>【浄化槽清掃経費標準料金】 汚水処理料 汚水1リットル当りし尿処理単価 7.7円 清掃料 単独浄化槽 全ばっ気（5～8人槽）3,500円 腐敗タンク（5～8人槽）4,000円 分離ばっ気（5～8人槽）4,000円 分離接触ばっ気（5～8人槽）4,000円 合併浄化槽 嫌気ろ床接触ばっ気 5人槽 4,000円 7人槽 5,000円 分離接触ばっ気 5人槽 4,000円 7人槽 5,000円</p>	<p>【課題】 ・収集形態の相違 相模原市：直営 津久井町：許可業者 ・手数料の格差 ・市民、事業者への周知</p>	<p>【調整方針】 合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。 なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行う。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 収集事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 12	事務事業名 ごみ箱設置費補助事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	収集事務所	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)		324千円	450千円	240千円		
根拠法令等			津久井町ごみ箱設置費補助金交付要綱			
会計の種類別		一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)		0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 自治会からの要望にもとづき、ごみ集積場の新設、移設、廃止及び過去に設置した集積箱の撤去を行なう。又、カラスなどの飛散防止対策として、防護用ネットを設置、不適切に出された粗大ごみ、処理困難物の撤去、収集場所の維持管理を行なう。</p> <p>【内容】 16年度予算(ごみ集積場整備等事業費) 消耗品費 カラスネット(50個所)・管理用品 施設修繕料 ごみ集積箱の修繕 5基 手数料 ごみ集積箱の撤去等 委託料 粗大ごみ運搬業務委託料</p>	<p>【目的】 津久井町内各自治会が設置するごみ箱設置経費の一部を補助することにより地域住民の福祉の増進と自主的活動の促進に努めることを目的とする。</p> <p>【内容】 対象 当該ごみ収集場所1基 当該ごみ箱に対する補助から10年経過 補助金の交付額 ごみ箱の購入費又は製作費の金額の3分の2以内とし、限度額45,000円を超えない額。 16年度予算 45,000円×10基 450,000円</p>	<p>【目的】 自治会が設置しようとするごみ集積箱設置経費の一部を補助することにより住民福祉の増進と地域活動の促進に努める。</p> <p>【内容】 対象 当該ごみ収集場所1基 当該ごみ箱に対する補助から10年経過 補助金の交付額 自作の場合： ごみ箱の購入費又は製作費の金額の3分の2以内とし、限度額55,000円。 町指定のごみ箱の場合： ジャンボボールHG400T・・36,000円 ジャンボボールHG800T・・55,000円 ジャンボステーションJ1500・75,000円 16年度予算 ジャンボステーションJ1500×1基=75,000円 ジャンボボールHG800T×3基=165,000円</p>	<p>【課題】 ・住民や自治会への周知 ・地域特性を考慮した、ごみ箱設置のあり方</p>	<p>【調整方針】 合併後3年を目途に、廃止の方向で調整する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 収集事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号 13	事務事業名 廃棄物の収集及び運搬事業（し尿収集）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	収集事務所	環境防災課（広域行政組合環境総務課）	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	1,223千円	50,387千円				
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則・津久井郡広域行政組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例・施行規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・津久井町廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	30,211千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		使用料/手数料等				
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 し尿、浄化槽汚泥の収集、運搬に際し必要な消耗品等の経費</p>	<p>（津久井郡広域行政組合記入分） 【目的】 生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、市民の健康で快適な生活を維持する。 【内容】 し尿収集、運搬業務委託に必要な経費 6業者に委託 城山町；2業者 津久井町；2業者 相模湖町；1業者 藤野町；1業者 【委託料単価】平成16年4月1日現在 ・定額制 1人当たり 430円 ・従量制 1回当たり 10,75円 ・追加 1回につき 980円 ・距離割（各業者単価は下記のとおり） A社 635円 B社 655円 C社 285円 D社 415円 E社 480円 F社 890円 【特定財源】 し尿処理手数料 30,211千円  （城山町記入分） 浄化槽の収集、運搬については、一般廃棄物処理、浄化槽清掃の町許可業者（2社）で行なわれている。なお、し尿処理の収集運搬は津久井郡広域行政組合において、城山町の許可業者を委託し行なわれている。 【消耗品的な経費】 平成16年度 ・浄化槽清掃作業記録書印刷経費</p>	<p>【内容（浄化槽汚泥収集分）】 浄化槽汚泥に関しては、町の許可に基づき許可業者が収集している。 ・業者数 2社</p>	<p>【内容（浄化槽汚泥収集分）】 浄化槽汚泥に関しては、町の許可に基づき許可業者が収集している。 ・業者数 1社</p>	<p>【課題】 ・収集形態の相違 相模原市 し尿・・・直営 浄化槽汚泥・・・直営  津久井郡 し尿・・・委託 浄化槽汚泥・・・許可業者</p>	<p>【調整方針】 合併後速やかに、新市におけるし尿・浄化槽汚泥収集体制の見直しを行う。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 収集事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 収集車の運行及び維持管理事業（し尿収集）					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	収集事務所	環境防災課・（広域行政組合環境総務課）	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	10,861千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・ 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【所属車両】</p> <p>し尿収集車両（14台）</p> <p>10トン車 1台</p> <p>4トン車 5台</p> <p>3トン車 7台</p> <p>2トン車 1台</p> <p>【稼働台数等】</p> <p>・稼働日 月曜日～金曜日 （祝・祭日及び年末年始を除く）</p> <p>・収集量（平成15年度） 15,598KL</p> <p>・延べ稼働台数（平成15年度） 2,024台</p> <p>・延べ運搬回数（平成15年度） 6,702回</p>	<p>（城山町）</p> <p>該当なし</p> <p>（津久井郡広域行政組合・該当なし）</p> <p>し尿収集運搬に関しては、6業者に委託している為該当なし。</p> <p>【平成16年4月1日現在の委託業者の車両保有台数】</p> <p>A社 1台</p> <p>B社 1台</p> <p>C社 3台</p> <p>D社 1台</p> <p>E社 4台</p> <p>F社 4台</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】</p> <p>・収集形態の相違</p> <p>相模原市 し尿・・・直営 浄化槽汚泥・・・直営</p> <p>津久井郡 し尿・・・委託 浄化槽汚泥・・・許可業者</p>	<p>【調整方針】</p> <p>合併後速やかに、新市におけるし尿・浄化槽汚泥収集体制の見直しを行う。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
26	清掃事業の取扱い		環境事業部会		収集事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
15	収集事務所施設維持管理事務(し尿収集)					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	収集事務所	環境防災課・(広域行政組合環境総務課)	環境課	産業環境課		
歳入予算額(平成16年度)	8,370千円					
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律・相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<b>【概要】</b> 事務所棟 2階建 552㎡ 更衣室棟 2階建 222㎡ 車庫棟 1,021㎡ 敷地面積 2,895㎡	(城山町) 該当なし  (津久井郡広域行政組合・該当なし)	該当なし	該当なし	<b>【課題】</b> ・効率的な収集体制の検討	<b>【調整方針】</b> 現行のまま新市に引き継ぐ。



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 収集事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 雑排水処分事業費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名		環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)				780千円		
根拠法令等				相模湖町生活排水処理基本計画		
会計の種類別				一般会計		
歳入予算額(平成16年度)				0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【目的】 一般家庭に設置されている浸透槽内にある未処理雑排水の処理事業</p> <p>【事業内容】 雑排水処理施設の維持管理及び専用車車検代助成</p> <p>平成16年度予算 需要費 処理施設電気料 5,750×12ヶ月=69,000円 委託料 処理施設保守点検委託料 27,300×12ヶ月=327,600 汚泥処理委託料 132,400円 使用料及び賃借料 処分地土地賃借料 2,534円×12ヶ月=150,408円 負担金補助及び交付金 家庭雑排水専用車車検代助成金 100,000円</p>	【課題】 ・特になし	【調整方針】 合併後3年を目途に、廃止の方向で調整する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称																					
26	清掃事業の取扱い	環境事業部会	収集事務所																					
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否																					
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了																					
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分																						
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整																					
事務事業番号	事務事業名																							
17	し尿収集体制整備事業																							
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																	
担当課名	収集事務所	環境防災課（広域行政組合環境総務課）	環境課	産業環境課																				
歳出予算額（平成16年度）		0千円	0千円	0千円																				
根拠法令等		憲法第29条第3項・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法	憲法第29条第3項・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法	憲法第29条第3項・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業者等の合理化に関する特別措置法																				
会計の種類別		一般会計	一般会計	一般会計																				
歳入予算額（平成16年度）		0千円	0千円	0千円																				
関係団体・慣行		一部事務組合等	一部事務組合等	一部事務組合等																				
使用料・手数料・補助金等																								
事務事業の別																								
電算システム名																								
備考1																								
備考2																								
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																								
【事務事業の内容】	該当なし	<p>（津久井郡広域行政組合記入分）</p> <p>【概要及び目的】</p> <p>津久井郡においては、平成元年に城山町より下水道の供用が開始され、津久井町、相模湖町、藤野町においても下水道整備が進展している。本事業は、下水道整備に伴い業務の減少を余儀なくされるし尿等収集業者に対して補償を行うものである。</p> <p>対象業者 6社（城山町 2社、津久井町 2社、相模湖町 1社、藤野町 1社）</p> <p>【内容】</p> <p>本事業は、津久井郡し尿収集体制整備推進委員会により推進する。</p> <p>補償の方法は、金銭補償とする。</p> <p>補償基準日は、公共下水道一部供用開始日とする。</p> <p>補償は減車補償とし、基本協定書を別に定める。</p> <p>補償額は、公共事業における損失補償基準要綱等に基づき鑑定評価された額を基準とする。</p> <p>津久井郡し尿収集体制整備推進委員会の協議により功労金を支払うことができる。</p> <p>補償額のうち、し尿収集分は津久井郡広域行政組合、浄化槽清掃分は当該町の負担とし、その負担割合は鑑定評価額に占めるし尿収集委託料及び浄化槽清掃料の割合とする。</p> <p>【参考】</p> <p>（組合負担分。藤野町業者分を含む。平成16年6月現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・補償金合計</td> <td style="text-align: right;">160,403,629円</td> </tr> <tr> <td>・支払い済み額</td> <td style="text-align: right;">95,379,232円</td> </tr> <tr> <td>・未支払い額</td> <td style="text-align: right;">65,024,397円</td> </tr> </table> <p>（城山町・環境防災課分）</p> <p>【概要及び目的】</p> <p>平成元年により下水道の供用が開始されたことに伴い、浄化槽清掃業務の減少を余儀なくされる清掃業者に対して補償を行うものである。</p> <p>対象業者 2社（町許可業者）</p> <p>【内容】</p> <p>本事業は、津久井郡し尿収集体制整備推進委員会により推進する。</p> <p>補償の方法は、金銭補償とする。</p>	・補償金合計	160,403,629円	・支払い済み額	95,379,232円	・未支払い額	65,024,397円	<p>【概要及び目的】</p> <p>本事業は、下水道整備に伴い業務の減少を余儀なくされるし尿等収集業者に対して補償を行うものである。</p> <p>対象業者 2社</p> <p>*し尿収集業務及び浄化槽清掃業務の委託及び許可業者の業務転換に関する基本協定書（平成7年10月11日締結）</p> <p>【内容】</p> <p>本事業は、津久井郡し尿収集体制整備推進委員会により推進する。</p> <p>補償の方法は、金銭補償とする。</p> <p>補償基準日は、公共下水道一部供用開始日とする。</p> <p>補償は減車補償とし、基本協定書を別に定める。</p> <p>補償額は、公共事業における損失補償基準要綱等に基づき鑑定評価された額を基準とする。</p> <p>津久井郡し尿収集体制整備推進委員会の協議により功労金を支払うことができる。</p> <p>補償額のうち、し尿収集分は津久井郡広域行政組合、浄化槽清掃分は当該町の負担とし、その負担割合は鑑定評価額に占めるし尿収集委託料及び浄化槽清掃料の割合とする。</p> <p>【参考】</p> <p>（町負担分。平成16年6月現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・補償金合計</td> <td style="text-align: right;">65,359,613円</td> </tr> <tr> <td>・支払い済み額</td> <td style="text-align: right;">35,106,767円</td> </tr> <tr> <td>・未支払い額</td> <td style="text-align: right;">30,252,846円</td> </tr> </table>	・補償金合計	65,359,613円	・支払い済み額	35,106,767円	・未支払い額	30,252,846円	<p>【概要及び目的】</p> <p>本事業は、下水道整備に伴い業務の減少を余儀なくされるし尿等収集業者に対して補償を行うものである。</p> <p>対象業者 1社</p> <p>【内容】</p> <p>本事業は、津久井郡し尿収集体制整備推進委員会により推進する。</p> <p>補償の方法は、金銭補償とする。</p> <p>補償基準日は、公共下水道一部供用開始日とする。</p> <p>補償は減車補償とし、基本協定書を別に定める。</p> <p>補償額は、公共事業における損失補償基準要綱等に基づき鑑定評価された額を基準とする。</p> <p>津久井郡し尿収集体制整備推進委員会の協議により功労金を支払うことができる。</p> <p>補償額のうち、し尿収集分は津久井郡広域行政組合、浄化槽清掃分は当該町の負担とし、その負担割合は鑑定評価額に占めるし尿収集委託料及び浄化槽清掃料の割合とする。</p> <p>【参考】</p> <p>（町負担分。平成16年6月現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・補償金合計</td> <td style="text-align: right;">91,335,684円</td> </tr> <tr> <td>・支払い済み額</td> <td style="text-align: right;">36,035,215円</td> </tr> <tr> <td>・未支払い額</td> <td style="text-align: right;">55,300,469円</td> </tr> </table>	・補償金合計	91,335,684円	・支払い済み額	36,035,215円	・未支払い額	55,300,469円	<p>【課題】</p> <p>・補償制度の見直し</p>	<p>【調整方針】</p> <p>現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後速やかに、収集運搬体制の見直しを行う。</p>
・補償金合計	160,403,629円																							
・支払い済み額	95,379,232円																							
・未支払い額	65,024,397円																							
・補償金合計	65,359,613円																							
・支払い済み額	35,106,767円																							
・未支払い額	30,252,846円																							
・補償金合計	91,335,684円																							
・支払い済み額	36,035,215円																							
・未支払い額	55,300,469円																							

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い		専門部会名 環境事業部会		相模原市の課等の名称 収集事務所	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 17	事務事業名 し尿収集体制整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		<p>補償基準日は、公共下水道一部供用開始日とする。 補償は減車補償とし、基本協定書を別に定める。</p> <p>補償額は、公共事業における損失補償基準要綱等に基づき鑑定評価された額を基準とする。 津久井郡し尿収集体制整備推進委員会の協議により功労金を支払うことができる。</p> <p>補償額のうち、浄化槽清掃分の負担とし、その負担割合は鑑定評価額に占める浄化槽清掃料の割合とする。</p> <p>【参考】 (平成16年6月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補償金合計 76,999,205円</li> <li>・支払い済み額 63,981,926円</li> <li>・未支払い額 13,017,279円</li> </ul>				

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 26	合併協議事項 清掃事業の取扱い	専門部会名 環境事業部会			相模原市の課等の名称 収集事務所	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			廃止の方向で調整	
事務事業番号 18	事務事業名 浄化槽清掃補助事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	収集事務所	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額(平成16年度)		2,450千円		4,332千円		
根拠法令等		城山町し尿浄化槽清掃経費の住民負担軽減措置に 関する補助事業実施要綱		相模湖町一般家庭し尿浄化槽清掃経費補助事業実 施要綱		
会計の種類		一般会計		一般会計		
歳入予算額(平成16年度)		0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等		補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし (相模台収集事務所による直営収集)	事業名：浄化槽清掃経費助成事業 目的：汲み取り便所使用者と、し尿浄化槽使用者 との間の経費の不均衡を是正するため、浄化槽経 費の一部を補助する。(対象は市街化調整区域の み) 【実績】 13年度：617基 2,300千円 14年度：611基 2,303千円 15年度：659基 2,466千円	該当なし 【参考】 ・単独浄化槽設置基数 6,080基	【目的】 一般家庭のし尿浄化槽使用者に対する清掃経費 の一部を町が補助し、住民負担の軽減を図る。 【対象】 本町に住所を有する浄化槽使用者が、1年度1 回(全ばっき型は1年度に2回)に限り、経費の 一部を補助する。 なお、下水道処理開始の日から3年を超えない 範囲で補助する。 【補助の額】 全ばっき型：1,500円 腐敗タンク型・分離ばっき型・分離接触ばっ き型：3,000円 合併処理：5,000円	【課題】 ・収集形態の相違 相模原市：直営 津久井町：許可業者 ・手数料の格差 ・市民、事業者への周知	【調整方針】 合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。 なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市に おける手数料体系の見直しを行う。

# 協議第 31 号 消防業務及び消防団の取扱いについて

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	消防総務課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
6	消防賞慰金						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防総務課	環境防災課・(広域行政組合総務課)	防災課	総務課			
歳入予算額(平成16年度)	15,000千円	0千円	1千円	0千円			
根拠法令等	相模原市消防賞慰金条例	・城山町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例 ・津久井郡広域行政組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	津久井町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	相模湖町消防賞じゅつ金及び殉職者賞じゅつ金条例			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防職員及び団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において支給する。</p> <p>【内容】 殉職者賞慰金 3,000万円 障害者賞慰金 第1級 3,000万円 第2級 2,770万円 第3級 2,550万円 第4級 2,320万円 第5級 2,100万円 第6級 1,890万円 第7級 1,690万円 第8級 1,500万円</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【目的】 消防団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において支給する。 災害補償金として計上 100(千円)</p> <p>【内容】 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 功労の程度によって定める。 殉職者特別賞じゅつ金 その功労が特に抜群と認められる場合 3,000万円</p> <p>(城山町で実施) 【目的】 消防団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において賞じゅつ金を授与する。</p> <p>【内容】 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 功労の程度によって定める。 殉職者特別賞じゅつ金 その功労が特に抜群と認められる場合 3,000万円</p> <p>障害者賞じゅつ金 第1級 490万円～2,060万円 第2級 460万円～1,550万円 第3級 410万円～1,360万円 第4級 360万円～1,210万円 第5級 310万円～1,030万円 第6級 280万円～900万円 第7級 230万円～760万円 第8級 190万円～640万円</p> <p>障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。</p>	<p>【目的】 消防団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において賞じゅつ金を授与する。</p> <p>【内容】 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 功労の程度によって定める。 殉職者特別賞じゅつ金 その功労が特に抜群と認められる場合 3,000万円</p> <p>障害者賞じゅつ金 第1級 490万円～2,060万円 第2級 460万円～1,550万円 第3級 410万円～1,360万円 第4級 360万円～1,210万円 第5級 310万円～1,030万円 第6級 280万円～900万円 第7級 230万円～760万円 第8級 190万円～640万円</p> <p>障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。</p> <p>歳入予算については名目計上</p>	<p>【目的】 消防団員が消防業務に従事するにあたって、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡し、又は身体障害者となった場合において賞じゅつ金を授与する。</p> <p>【内容】 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 功労の程度によって定める。 殉職者特別賞じゅつ金 その功労が特に抜群と認められる場合 3,000万円</p> <p>障害者賞じゅつ金 第1級 490万円～2,060万円 第2級 460万円～1,550万円 第3級 410万円～1,360万円 第4級 360万円～1,210万円 第5級 310万円～1,030万円 第6級 280万円～900万円 第7級 230万円～760万円 第8級 190万円～640万円</p> <p>障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。</p>	<p>【課題】 津久井3町及び津久井郡広域の消防賞じゅつ金条例の障害者賞じゅつ金の補償額に幅がある。(消防賞じゅつ金審査委員会で審議している)</p> <p>【内容】 相模原市 殉職者賞慰金 3,000万円 障害者賞慰金 第1級 3,000万円 第2級 2,770万円 第3級 2,550万円 第4級 2,320万円 第5級 2,100万円 第6級 1,890万円 第7級 1,690万円 第8級 1,500万円</p> <p>【内容】 津久井3町、津久井郡広域 (国の準則に則る) 殉職者賞じゅつ金 490万円以上2,520万円以下 功労の程度によって定める。 殉職者特別賞じゅつ金 その功労が特に抜群と認められる場合 3,000万円</p> <p>障害者賞じゅつ金 第1級 490万円～2,060万円 第2級 460万円～1,550万円 第3級 410万円～1,360万円 第4級 360万円～1,210万円 第5級 310万円～1,030万円 第6級 280万円～900万円 第7級 230万円～760万円 第8級 190万円～640万円</p> <p>障害の等級の区分ごとに功労の程度によって定める。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 消防総務課																																																																																																																									
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了																																																																																																																									
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整																																																																																																																									
事務事業番号 8	事務事業名 消防団長等報酬																																																																																																																													
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																																																																																								
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課																																																																																																																										
歳出予算額(平成16年度)	28,412千円	5,289千円	12,423千円	4,333千円																																																																																																																										
根拠法令等	相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例	城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例																																																																																																																										
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計																																																																																																																										
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																																																										
関係団体・慣行																																																																																																																														
使用料・手数料・補助金等																																																																																																																														
事務事業の別																																																																																																																														
電算システム名																																																																																																																														
備考1																																																																																																																														
備考2																																																																																																																														
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																																																																																														
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団762名分の報酬を支給する。</p> <p>【内容】 年額報酬</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>団長</td><td>115,500円 × 1人=115,500円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>89,400円 × 2人=178,800円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>73,200円 × 9人=658,800円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>56,100円 × 18人=1,009,800円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>46,800円 × 56人=2,620,800円</td></tr> <tr><td>副部長</td><td>38,000円 × 56人=2,128,000円</td></tr> <tr><td>班長、団員</td><td>35,000円 × 620人=21,700,000円</td></tr> </table>	団長	115,500円 × 1人=115,500円	副団長	89,400円 × 2人=178,800円	分団長	73,200円 × 9人=658,800円	副分団長	56,100円 × 18人=1,009,800円	部長	46,800円 × 56人=2,620,800円	副部長	38,000円 × 56人=2,128,000円	班長、団員	35,000円 × 620人=21,700,000円	<p>【目的】 消防団163名分の報酬を支給する。</p> <p>【内容】 年額報酬</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>団長</td><td>141,000円 × 1人=141,000円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>98,000円 × 2人=196,000円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>84,000円 × 4人=336,000円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>58,000円 × 4人=232,000円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>53,000円 × 8人=424,000円</td></tr> <tr><td>班長</td><td>29,000円 × 36人=1,044,000円</td></tr> <tr><td>団員</td><td>27,000円 × 108人=2,916,000円</td></tr> </table>	団長	141,000円 × 1人=141,000円	副団長	98,000円 × 2人=196,000円	分団長	84,000円 × 4人=336,000円	副分団長	58,000円 × 4人=232,000円	部長	53,000円 × 8人=424,000円	班長	29,000円 × 36人=1,044,000円	団員	27,000円 × 108人=2,916,000円	<p>【目的】 消防団392名分の報酬を支給する。 (実員378名)</p> <p>【内容】 年額報酬</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>団長</td><td>149,000円 × 1人= 149,000円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>105,500円 × 2人= 211,000円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>99,400円 × 8人= 795,200円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>51,200円 × 16人= 819,200円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>47,000円 × 28人=1,316,000円</td></tr> <tr><td>班長</td><td>28,700円 × 80人=2,296,000円</td></tr> <tr><td>団員</td><td>26,600円 × 257人=6,836,200円</td></tr> </table>	団長	149,000円 × 1人= 149,000円	副団長	105,500円 × 2人= 211,000円	分団長	99,400円 × 8人= 795,200円	副分団長	51,200円 × 16人= 819,200円	部長	47,000円 × 28人=1,316,000円	班長	28,700円 × 80人=2,296,000円	団員	26,600円 × 257人=6,836,200円	<p>【目的】 消防団147名分の報酬を支給する。 (実員146名)</p> <p>【内容】 年額報酬</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>団長</td><td>136,000円 × 1人= 136,000円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>92,000円 × 2人= 184,000円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>76,000円 × 4人= 304,000円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>52,000円 × 4人= 208,000円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>33,000円 × 19人=627,000円</td></tr> <tr><td>班長</td><td>26,000円 × 33人=858,000円</td></tr> <tr><td>団員</td><td>24,000円 × 84人=2,016,000円</td></tr> </table>	団長	136,000円 × 1人= 136,000円	副団長	92,000円 × 2人= 184,000円	分団長	76,000円 × 4人= 304,000円	副分団長	52,000円 × 4人= 208,000円	部長	33,000円 × 19人=627,000円	班長	26,000円 × 33人=858,000円	団員	24,000円 × 84人=2,016,000円	<p>【課題】 1市3町のそれぞれに消防団長を始めとする団員の報酬金額に相違がある。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">相模原市</td></tr> <tr><td>団長</td><td>115,500円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>89,400円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>73,200円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>56,100円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>46,800円</td></tr> <tr><td>副部長</td><td>38,000円</td></tr> <tr><td>班長、団員</td><td>35,000円</td></tr> <tr><td colspan="2">城山町</td></tr> <tr><td>団長</td><td>141,000円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>98,000円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>84,000円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>58,000円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>53,000円</td></tr> <tr><td>班長</td><td>29,000円</td></tr> <tr><td>団員</td><td>27,000円</td></tr> <tr><td colspan="2">津久井町</td></tr> <tr><td>団長</td><td>149,000円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>105,500円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>99,400円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>51,200円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>47,000円</td></tr> <tr><td>班長</td><td>28,700円</td></tr> <tr><td>団員</td><td>26,600円</td></tr> <tr><td colspan="2">相模湖町</td></tr> <tr><td>団長</td><td>136,000円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>92,000円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>76,000円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>52,000円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>33,000円</td></tr> <tr><td>班長</td><td>26,000円</td></tr> <tr><td>団員</td><td>24,000円</td></tr> </table>	相模原市		団長	115,500円	副団長	89,400円	分団長	73,200円	副分団長	56,100円	部長	46,800円	副部長	38,000円	班長、団員	35,000円	城山町		団長	141,000円	副団長	98,000円	分団長	84,000円	副分団長	58,000円	部長	53,000円	班長	29,000円	団員	27,000円	津久井町		団長	149,000円	副団長	105,500円	分団長	99,400円	副分団長	51,200円	部長	47,000円	班長	28,700円	団員	26,600円	相模湖町		団長	136,000円	副団長	92,000円	分団長	76,000円	副分団長	52,000円	部長	33,000円	班長	26,000円	団員	24,000円	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>
団長	115,500円 × 1人=115,500円																																																																																																																													
副団長	89,400円 × 2人=178,800円																																																																																																																													
分団長	73,200円 × 9人=658,800円																																																																																																																													
副分団長	56,100円 × 18人=1,009,800円																																																																																																																													
部長	46,800円 × 56人=2,620,800円																																																																																																																													
副部長	38,000円 × 56人=2,128,000円																																																																																																																													
班長、団員	35,000円 × 620人=21,700,000円																																																																																																																													
団長	141,000円 × 1人=141,000円																																																																																																																													
副団長	98,000円 × 2人=196,000円																																																																																																																													
分団長	84,000円 × 4人=336,000円																																																																																																																													
副分団長	58,000円 × 4人=232,000円																																																																																																																													
部長	53,000円 × 8人=424,000円																																																																																																																													
班長	29,000円 × 36人=1,044,000円																																																																																																																													
団員	27,000円 × 108人=2,916,000円																																																																																																																													
団長	149,000円 × 1人= 149,000円																																																																																																																													
副団長	105,500円 × 2人= 211,000円																																																																																																																													
分団長	99,400円 × 8人= 795,200円																																																																																																																													
副分団長	51,200円 × 16人= 819,200円																																																																																																																													
部長	47,000円 × 28人=1,316,000円																																																																																																																													
班長	28,700円 × 80人=2,296,000円																																																																																																																													
団員	26,600円 × 257人=6,836,200円																																																																																																																													
団長	136,000円 × 1人= 136,000円																																																																																																																													
副団長	92,000円 × 2人= 184,000円																																																																																																																													
分団長	76,000円 × 4人= 304,000円																																																																																																																													
副分団長	52,000円 × 4人= 208,000円																																																																																																																													
部長	33,000円 × 19人=627,000円																																																																																																																													
班長	26,000円 × 33人=858,000円																																																																																																																													
団員	24,000円 × 84人=2,016,000円																																																																																																																													
相模原市																																																																																																																														
団長	115,500円																																																																																																																													
副団長	89,400円																																																																																																																													
分団長	73,200円																																																																																																																													
副分団長	56,100円																																																																																																																													
部長	46,800円																																																																																																																													
副部長	38,000円																																																																																																																													
班長、団員	35,000円																																																																																																																													
城山町																																																																																																																														
団長	141,000円																																																																																																																													
副団長	98,000円																																																																																																																													
分団長	84,000円																																																																																																																													
副分団長	58,000円																																																																																																																													
部長	53,000円																																																																																																																													
班長	29,000円																																																																																																																													
団員	27,000円																																																																																																																													
津久井町																																																																																																																														
団長	149,000円																																																																																																																													
副団長	105,500円																																																																																																																													
分団長	99,400円																																																																																																																													
副分団長	51,200円																																																																																																																													
部長	47,000円																																																																																																																													
班長	28,700円																																																																																																																													
団員	26,600円																																																																																																																													
相模湖町																																																																																																																														
団長	136,000円																																																																																																																													
副団長	92,000円																																																																																																																													
分団長	76,000円																																																																																																																													
副分団長	52,000円																																																																																																																													
部長	33,000円																																																																																																																													
班長	26,000円																																																																																																																													
団員	24,000円																																																																																																																													

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称																																																																																	
27	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		消防総務課																																																																																	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否																																																																																	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了																																																																																	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分																																																																																			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合																																																																																			
事務事業番号	事務事業名																																																																																					
9	消防団活動費（出動旅費）																																																																																					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																																																
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課																																																																																		
歳出予算額（平成16年度）	30,950千円	2,601千円	5,181千円	2,477千円																																																																																		
根拠法令等	相模原市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例	城山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	津久井町報酬及び費用弁償に関する条例	相模湖町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例																																																																																		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計																																																																																		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円																																																																																		
関係団体・慣行																																																																																						
使用料・手数料・補助金等																																																																																						
事務事業の別																																																																																						
電算システム名																																																																																						
備考1																																																																																						
備考2																																																																																						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																																																						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団の役員及び団員が水火災等の災害、訓練、整備、警戒等に出勤したときに支給する。</p> <p>【内容】 (1)支給額 ・水火災等の災害に出勤したとき 1回の出勤につき 3,000円 ・訓練、整備、警戒等に出勤したとき 日 額 2,500円</p> <p>(2)消防団の出動状況 平成15年実績</p> <table border="1"> <tr><td>・火災</td><td>173</td></tr> <tr><td>・風災害</td><td>0</td></tr> <tr><td>・救助</td><td>7</td></tr> <tr><td>・各種災害</td><td>82</td></tr> <tr><td>・演習訓練</td><td>52</td></tr> <tr><td>・特別警戒</td><td>60</td></tr> <tr><td>・点検整備</td><td>1,344</td></tr> <tr><td>・広報・指導</td><td>118</td></tr> <tr><td>・誤報等</td><td>42</td></tr> <tr><td>合 計：</td><td>1,878 (件)</td></tr> </table>	・火災	173	・風災害	0	・救助	7	・各種災害	82	・演習訓練	52	・特別警戒	60	・点検整備	1,344	・広報・指導	118	・誤報等	42	合 計：	1,878 (件)	<p>【目的】 消防団の役員及び団員が水火災等の災害、訓練、整備、警戒等に出勤したときに支給する。</p> <p>【内容】 (1)支給額 ・水火災等の災害に出勤したとき 1回の出勤につき 2,700円 ・訓練、警戒等に出勤したとき 日 額 2,400円</p> <p>(2)消防団の出動状況 平成15年実績</p> <table border="1"> <tr><td>・火災</td><td>5</td></tr> <tr><td>・風災害</td><td>0</td></tr> <tr><td>・救助(捜索)</td><td>1</td></tr> <tr><td>・各種災害</td><td>1</td></tr> <tr><td>・演習訓練</td><td>7</td></tr> <tr><td>・特別警戒</td><td>2</td></tr> <tr><td>・点検整備</td><td>2</td></tr> <tr><td>・広報・指導</td><td>3</td></tr> <tr><td>・誤報等</td><td>2</td></tr> <tr><td>合 計：</td><td>23 (件)</td></tr> </table> <p>各部の自主的な点検整備（ポンプ試運転等）には支給していません。</p>	・火災	5	・風災害	0	・救助(捜索)	1	・各種災害	1	・演習訓練	7	・特別警戒	2	・点検整備	2	・広報・指導	3	・誤報等	2	合 計：	23 (件)	<p>【目的】 消防団の役員及び団員が水火災等の災害、訓練、整備、警戒等に出勤したときに支給する。</p> <p>【内容】 (1)支給額 ・水火災に出勤したとき 1回につき 2,200円 ・訓練に出勤したとき 1回につき 1,100円</p> <p>(2)消防団の出動状況 平成15年実績</p> <table border="1"> <tr><td>・火災</td><td>13</td></tr> <tr><td>・風災害</td><td>0</td></tr> <tr><td>・救助(捜索)</td><td>1</td></tr> <tr><td>・各種災害</td><td>0</td></tr> <tr><td>・演習訓練</td><td>6</td></tr> <tr><td>・特別警戒</td><td>2</td></tr> <tr><td>・点検整備</td><td>2</td></tr> <tr><td>・広報・指導</td><td>1</td></tr> <tr><td>・誤報等</td><td>2</td></tr> <tr><td>合 計：</td><td>27 (件)</td></tr> </table> <p>分団以下の単位の自主的訓練・警戒等には支給されません</p>	・火災	13	・風災害	0	・救助(捜索)	1	・各種災害	0	・演習訓練	6	・特別警戒	2	・点検整備	2	・広報・指導	1	・誤報等	2	合 計：	27 (件)	<p>【目的】 消防団の役員及び団員が水火災等の災害、訓練、整備、警戒等に出勤したときに支給する。</p> <p>【内容】 (1)支給額 ・水火災の場合 1回につき 1,900円 ・警戒の場合 1回につき 1,400円 ・訓練等の場合 1回につき 1,100円</p> <p>(2)消防団の出動状況 平成15年実績</p> <table border="1"> <tr><td>・火災</td><td>2</td></tr> <tr><td>・風災害</td><td>0</td></tr> <tr><td>・救助(捜索)</td><td>0</td></tr> <tr><td>・各種災害</td><td>0</td></tr> <tr><td>・演習訓練</td><td>2</td></tr> <tr><td>・特別警戒</td><td>3</td></tr> <tr><td>・点検整備</td><td>2</td></tr> <tr><td>・広報・指導</td><td>1</td></tr> <tr><td>・誤報等</td><td>0</td></tr> <tr><td>合 計：</td><td>10 (件)</td></tr> </table>	・火災	2	・風災害	0	・救助(捜索)	0	・各種災害	0	・演習訓練	2	・特別警戒	3	・点検整備	2	・広報・指導	1	・誤報等	0	合 計：	10 (件)	<p>【課題】 相模原市及び津久井3町それぞれが、消防団員の出勤に伴う報酬金額、支給基準に相違がある。（日額、1回、出動区分）</p> <p>相模原市 ・水火災等の災害に出勤したとき 3,000円/1回 ・訓練、整備、警戒等 2,500円/日</p> <p>城山町 ・水火災等の災害に出勤したとき 2,700円/1回 ・訓練、整備、警戒等 2,400円/日 自主的な点検整備支給なし</p> <p>津久井町 ・水火災に出勤したとき 2,200円/1回 ・訓練に出勤したとき 1,100円/日 自主的訓練、警戒等は支給なし</p> <p>相模湖町 ・水火災の場合 1,900円/1回 ・警戒の場合 1,400円/1回 ・訓練等の場合 1,100円/1回</p>	<p>【調整方針案】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>
・火災	173																																																																																					
・風災害	0																																																																																					
・救助	7																																																																																					
・各種災害	82																																																																																					
・演習訓練	52																																																																																					
・特別警戒	60																																																																																					
・点検整備	1,344																																																																																					
・広報・指導	118																																																																																					
・誤報等	42																																																																																					
合 計：	1,878 (件)																																																																																					
・火災	5																																																																																					
・風災害	0																																																																																					
・救助(捜索)	1																																																																																					
・各種災害	1																																																																																					
・演習訓練	7																																																																																					
・特別警戒	2																																																																																					
・点検整備	2																																																																																					
・広報・指導	3																																																																																					
・誤報等	2																																																																																					
合 計：	23 (件)																																																																																					
・火災	13																																																																																					
・風災害	0																																																																																					
・救助(捜索)	1																																																																																					
・各種災害	0																																																																																					
・演習訓練	6																																																																																					
・特別警戒	2																																																																																					
・点検整備	2																																																																																					
・広報・指導	1																																																																																					
・誤報等	2																																																																																					
合 計：	27 (件)																																																																																					
・火災	2																																																																																					
・風災害	0																																																																																					
・救助(捜索)	0																																																																																					
・各種災害	0																																																																																					
・演習訓練	2																																																																																					
・特別警戒	3																																																																																					
・点検整備	2																																																																																					
・広報・指導	1																																																																																					
・誤報等	0																																																																																					
合 計：	10 (件)																																																																																					



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	消防総務課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
10	消防団運営交付金						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課			
歳出予算額(平成16年度)	3,978千円	1,330千円	4,559千円	1,030千円			
根拠法令等	相模原市消防団運営交付金要綱	城山町消防団活動助成金交付要綱	津久井町消防団運営費等交付金事務処理並びに取扱要領				
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円				
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団員の士気高揚と団運営の円滑化を図るために交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織 1本部 9分団 56部</li> <li>・定数 762名 762名分を助成している。</li> </ul> <p>12人の部(46部)=43,200円 15人の部(10部)=54,000円 操法大会交付金 370,000円 分団割 86,400円/1分団 団員割 3,600円/1人</p>	<p>【目的】 消防団員の士気高揚と団運営の円滑化を図るために交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織 1本部 4分団 12部</li> <li>・定数 163名 163名分を助成している。</li> </ul> <p>本部助成金=250,000円 各部助成金(13人)=89,910円</p> <p>〔内訳〕 均等割 10,000円/1部 団員割 5,000円/1人 放送受信料割 NHK放送受信料相当額/1部(年・14,910円)</p> <p>県操法大会参加時には854,000円(H14年実績)の交付あり</p>	<p>【目的】 消防団の効率的な運営並びに部に配属してある消防資機材等の維持管理及び消防任務を遂行するため消防団員が行う活動等に要する経費に対し交付する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織 1本部 8分団 28部</li> <li>・定数 405名 398名分を予算化 (平成16年度は実員378名に対し交付)</li> </ul> <p>本団運営費交付金 400,000円 分団運営費交付金 1,174,000円 部活動費 2,189,000円 (5,500円×398人) 自主活動費交付金 796,000円 (2,000円×398人)</p> <p>県操法大会参加時には950,000円の交付あり</p>	<p>【目的】 消防団員(正副団長)の諸活動等のため必要経費を支出する。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織 1本部 4分団</li> <li>・定数147名</li> </ul> <p>本団助成金 200,000円 分団助成金429,800円</p> <p>〔内訳〕 均等割 5,000円/1分団 団員割 1,200円/1人 ポンプ割57,000円(3,000円×19台)</p> <p>県操法大会参加時には400,000円の交付あり</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金の算出基準に相違がある。</li> <li>・操法大会の助成金の算出基準に相違がある。</li> </ul> <p>相模原市 分団割 86,400円/1分団 団員割 3,600円/1人 操法大会交付金 370,000円</p> <p>城山町 ・本部助成金 250,000円 ・均等割 10,000円/1部 ・団員割 5,000円/1人 ・放送受信料割 15,000円/1部 (NHK放送受信料相当額) 操法大会交付金 854,000円</p> <p>津久井町 ・本団運営交付金 400,000円 ・分団運営費交付金 1,174,000円 ・部活動費 5,500円/1人 ・自主活動費交付金 2,000円/1人 操法大会交付金 950,000円</p> <p>相模湖町 ・本団助成金 200,000円 ・分団助成金 429,800円 ・分団割 5,000円/1分団 ・団員割 1,200円/1人 ・ポンプ割 3,000円/台 操法大会交付金 400,000円</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	消防総務課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
11	消防団共済組合補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	2,463千円	0千円	1,194千円	442千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団の相互扶助と福利の増進を図るため設立された共済組合に対して補助する。</p> <p>【内容】 団員と家族の運動会 体育事業として1,200,000円</p> <p>団員の健康診断 1人11,000円 100人程度を受診予定 保健事業として1,100,000円</p> <p>福祉共済補助 助成事業として1,400,000円 2/3を助成する。2,000円×700人</p>	<p>該当なし</p> <p>消防団員福祉共済掛金 全額個人負担 実員160人中、77人加入</p>	<p>【目的】 消防団員の福祉の増進を図るため、消防団員福祉共済制度に加入し掛け金を支払うもの。</p> <p>消防団員福祉共済掛金 3,000円×398人=1,194,000円</p>	<p>【目的】 消防団員の福祉の増進を図るため、消防団員福祉共済制度に加入し掛け金を支払うもの。</p> <p>消防団員福祉共済掛金 3,000円×147人=441,000円</p>	<p>【課題】 消防団共済組合補助金で行う事業と、福祉共済の助成事業に相違がある。</p> <p>相模原市 ・団員と家族の運動会を実施している。 ・団員の健康診断を実施している。 ・福祉共済補助事業の2/3を市が助成している。</p> <p>城山町 ・事業なし ・福祉共済は全額個人負担である。</p> <p>津久井町 ・事業なし ・福祉共済は全額町負担である。</p> <p>相模湖町 ・事業なし ・福祉共済は全額町負担である。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	消防総務課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
13	消防団詰所・車庫整備						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課			
歳入予算額(平成16年度)	19,851千円	0千円	19,929千円	20千円			
根拠法令等							
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	18,500千円	0千円	9,712千円	0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	特定財源		特定財源	特定財源			
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
<b>【事務事業の内容】</b>	<p><b>【目的】</b> 老朽化した詰所・車庫を建替え、消防団活動の拠点を整備する。</p> <p><b>【内容】</b> ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 約150㎡ 建物 鉄骨造 2階建 延面積 50㎡ 1階 車庫、便所 25㎡ 2階 詰所(和室8畳) 25㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 防火水槽(40トン) ・各部毎に詰所・車庫を設置している 56箇所。 ・古い建物から順次年1箇所程度改築している。 (昭和53年以前の建物は建て替え済み)</p> <p><b>【特定財源の概要】</b> 消防施設整備事業補助金</p> <p><b>【参考】</b> 詰所の1棟の建設費用 23,000千円程度 防火水槽併設</p>	<p><b>【目的】</b> 老朽化した詰所・車庫を建替え、消防団活動の拠点を整備する。</p> <p><b>【内容】</b> ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 標準的面積なし 建物 鉄骨造 2階建 延面積 66㎡ 1階 車庫、便所 33㎡ 2階 詰所(和室又は床) 33㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 ・各部毎に詰所・車庫を設置している 13箇所。(倉庫1箇所含む) ・定期的な改築計画は現在なし (昭和53年以前の建物4箇所あり) ・標準的な詰所・車庫の規模は、平成になって 建築した詰所・車庫の規模。 ・さがみ縦貫道路事業に伴う移転対象詰所・車 庫1箇所あり。</p> <p><b>【参考】</b> 詰所の1棟の建設費用 18,500千円程度 本体、ホース乾燥塔工事費 防火水槽未設置</p>	<p><b>【目的】</b> 老朽化・消防団再編に伴い車庫・詰所を建替え、消防団活動の拠点を整備する。</p> <p><b>【内容】</b> ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 標準面積なし 建物 鉄骨造 2階建 延面積 56㎡ 1階 車庫、便所 28㎡ 2階 詰所(床) 28㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 ・各部毎に詰所・車庫を設置している 28箇所。(倉庫1箇所) ・消防団再編成、危険場所、古い建物から2年 に1箇所程度改築している。 (昭和53年以前の建物3箇所あり)</p> <p><b>【補助金】</b>神奈川県地震防災対策支援事業費補助 金</p> <p><b>【参考】</b> 詰所の1棟の建設費用 18,500千円程度 本体、ホース乾燥塔工事費 防火水槽未設置</p>	<p><b>【目的】</b> 老朽化・消防団再編に伴い車庫・詰所を建替え、消防団活動の拠点を整備する。</p> <p><b>【内容】</b> ・標準的な詰所・車庫の規模 敷地面積 標準面積なし 建物 鉄骨造 2階建 延面積 82㎡ 1階 車庫、便所 41㎡ 2階 詰所(和室又は床) 41㎡ 付帯設備 ホース乾燥塔 ・各分団に詰所・車庫を設置している 4箇所。 (昭和53年以前の建物2箇所あり)</p> <p><b>【参考】</b> 詰所の1棟の建設費用 18,500千円程度 本体、ホース乾燥塔工事費 防火水槽未設置</p>	<p><b>【課題】</b> 津久井3町には、昭和53年以前に建設された耐震性に乏しい詰所や老朽化した詰所がある。</p> <p>津久井3町の昭和53年以前に建設された詰所 城山町 4詰所 ・第1分団第1部(町屋4-27-14) ・第1分団第2部(広田2-35) ・第3分団第1部(城山4-9-21) ・第3分団第2部(谷ヶ原1-9-14)</p> <p>津久井町 3詰所 ・第4分団第2部(根小屋1037-2) ・第5分団第2部(長竹1649-1) ・第5分団第3部(長竹1425-9)</p> <p>相模湖町 2詰所 ・第1分団詰所(与瀬30-1) ・第2分団詰所(小原697)</p>	<p><b>【調整方針】</b> 現行のまま新市に引き継ぎ、合併後に、津久井地域を含めた新市の詰所建て替え計画を策定する。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	消防総務課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済 調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
15	消防職員の採用						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防総務課	環境防災課・(広域行政組合総務課)	防災課	総務課			
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円					
根拠法令等							
会計の種類	一般会計	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円					
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防職員の定年補充や部隊増に対応するため職員を採用する。</p> <p>【内容】 ・実施方法 市長部局と消防で合同実施 ・受験資格について   (1) 国籍条項なし   (2) 赤色、青色及び黄色の識別ができること ・受験区分等   (1) 大卒程度 22歳から26歳(採用時)   (2) 高卒程度 18歳から21歳(採用時) ・試験の内容   (1) 大卒程度     教養試験、適性試験、体力測定     一般論文、健康診断、集団討論、個別面接   (2) 高卒程度     教養試験、適性試験、体力測定     健康診断、集団面接、個別面接</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 消防職員の定年補充や部隊増に対応するため職員を採用する。</p> <p>【内容】 ・実施方法 組合長部局と消防で合同実施 ・受験資格について   (1) 国籍条項なし   (2) 赤色、青色及び黄色の識別ができること   (3) 18歳から24歳(採用時) ・試験の内容   (1) 第1次試験     教養試験、適性試験、作文   (2) 第2次試験     面接試験、健康診断、体力測定</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 受験資格、試験の実施方法等に相違がある。</p> <p>相模原市 ・受験資格   (1) 国籍条項なし   (2) 赤色、青色及び黄色の識別ができること ・受験区分等   (1) 大卒程度 22歳から26歳(採用時)   (2) 高卒程度 18歳から21歳(採用時) ・試験の内容   (1) 大卒程度     教養試験、適性試験、体力測定     一般論文、健康診断、集団討論     個別面接   (2) 高卒程度     教養試験、適性試験、体力測定     健康診断、集団面接、個別面接</p> <p>津久井郡広域 ・受験資格   (1) 国籍条項なし   (2) 赤色、青色及び黄色の識別ができること   (3) 18歳から24歳(採用時) ・試験の内容   (1) 第1次試験     教養試験、適性試験、作文   (2) 第2次試験     面接試験、健康診断、体力測定</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	消防総務課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
19	消防表彰					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防総務課	環境防災課・(広域行政組合総務課)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	48千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市消防表彰規程	・城山町表彰条例、城山町感謝状贈呈規程(総務課主管)・津久井郡広域行政組合消防表彰規程	津久井町表彰条例	相模湖町表彰条例・相模湖町消防功労者等表彰実施要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防に係る功労者に対し表彰を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防業績表彰 対象 消防職員、消防団員、部隊</li> <li>・消防団員勤続表彰 対象 消防団員 種別 10年以上 15年以上 20年以上 25年以上 30年以上</li> <li>・退職消防団員功労表彰 対象 (消防団員) 団員が2年以上勤務して退職した場合に表彰する。</li> <li>・消防協力表彰 対象 (職員及び団員以外の個人又は団体) 水火災その他の災害に係る警戒、防御、救助等に関し功労があった場合に表彰する。</li> </ul>	<p>(城山町で実施)</p> <p>【目的】 町の振興に寄与し、または広く町民の模範となる行為をした者に対し表彰を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・城山町功労表彰 対象 町政振興のため寄与した功績が顕著と認められる者。次に該当する消防団員が含まれる。 消防団長及び副団長として12年以上在職した者 非常勤特別職で16年以上在職し、特に功績顕著と認められる者</li> <li>・城山町感謝状 対象 町政の発展に寄与し、又は社会のために有益な行為をした者。次に該当する消防団員又は個人が含まれる。 消防団長及び副団長として8年以上在職し、退職した者 非常勤特別職で12年以上在職し、退職した者 人命救助又は非常災害等に際し、特に功績のあった者</li> </ul> <p>(津久井郡広域行政組合で実施) 消防本部予算に48千円を計上している。</p> <p>【目的】 消防に係る功労者に対し表彰を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防表彰 対象 消防職員、個人、団体</li> <li>・個人又は団体で、郡内の火災早期発見、早期通報、初期消火、人命救助その他特に功績が顕著なもの</li> <li>・個人又は団体で、消防施設の拡充及び消防思想普及に協力し、特にその功績が顕著なもの</li> <li>・消防職員で、水火災その他の災害の警戒、防御及び人命救助等により、特に被害を最小限度にとどめたもの</li> <li>・消防職員で、消防機械器具の発明改良をしたもの</li> <li>・消防職員として品行方正、職務に精励し、その成績が特に優秀なもの</li> <li>・その他、表彰を必要と認められたもの</li> </ul>	<p>【目的】 町の政治、経済、文化、社会その他各般にわたって町政の振興、公共の福祉に功労のあったもの、又は広く町民の模範となるものを表彰し、もって町自治の振興と徳行の高揚を図る。</p> <p>【目的】 一般表彰 15年以上在職の消防団員に表彰 町民功労表彰 65歳以上で消防団長の職を歴任した者に表彰</p>	<p>【目的】 町政振興に寄与し、又は広く町民の模範となる行為をした者に対し表彰を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団又は消防団員表彰 (1) 水災・火災又は、地震等の災害の現場において消防又は防災の任務遂行上抜群の功労があった者 (2) 防災思想の普及、防災消防施設の整備、その他災害の防御に関する対策の実施についてその成績が特に優秀な者 (3) 13年以上勤務の消防団員で、勤務成績が特に優秀な者 (4) 前各号に掲げる者のほか、他の模範として推奨すべき功績があった者</li> <li>・退職消防団員表彰 (1) 団長として4年以上在職した者 (2) 副団長として6年以上在職した者 (3) 分団長又は副分団長として8年以上在職した者 (4) 部長・班長として10年以上在職した者 (5) 団員として12年以上在職した者</li> <li>・退職消防団員感謝状 (1) 退職した消防団員で5年以上勤務し、12年未満の者のうち特に勤務成績が優秀で、他の模範として推奨する功績があった者 (2) 退職した消防団員で前項の規定に該当しない者については、記念品を贈ることができる</li> </ul>	<p>【課題】 相模原市、津久井3町、津久井郡広域のそれぞれに消防表彰の根拠条例、規程、表彰対象者等に相違がある。</p> <p>相模原市 ・消防業績表彰 ・消防団員勤続表彰 ・退職消防団員功労表彰 ・消防協力表彰</p> <p>城山町 ・城山町功労表彰 ・城山町感謝状</p> <p>津久井町 ・一般表彰 ・町民功労表彰</p> <p>相模湖町 ・消防団又は消防団員表彰 ・退職消防団員表彰 ・退職消防団員感謝状</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	消防総務課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合</span> <span>廃止の方向で調整</span> </div>					
事務事業番号	事務事業名						
20	公務災害補償等（市民、消防団員）						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課			
歳出予算額（平成16年度）	1,500千円	1千円	504千円	1千円			
根拠法令等	消防組織法、水防法、災害対策基本法・相模原市消防団等公務災害等補償条例	消防組織法、水防法、災害対策基本法・城山町消防団員等公務災害補償条例	消防組織法、水防法、災害対策基本法・津久井町消防団員等公務災害補償条例	消防組織法、水防法、災害対策基本法・相模湖町消防団員等公務災害補償条例			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	1千円	504千円	0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p><b>【目的】</b> 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償並びに規則で定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償について定めている。</p> <p><b>【内容】</b> 名目計上 1,500千円 相模原市では、規則に定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償も定めている。</p> <p>&lt;参考&gt; 公務災害補償費掛金 762人=3,567,263円</p>	<p><b>【目的】</b> 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償並びに規則で定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償について定めている。</p> <p><b>【内容】</b> 名目計上 1千円 &lt;参考&gt; 公務災害補償費掛金 163人=390,326円  防災訓練災害補償等共済 23,000円</p>	<p><b>【目的】</b> 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償並びに規則で定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償について定めている。</p> <p><b>【内容】</b> 名目計上 504千円 &lt;参考&gt; 公務災害補償費掛金 405人=875,700円  防災訓練災害補償等共済 30,000円</p>	<p><b>【目的】</b> 非常勤消防団員に係る損害補償並びに消防法の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償、水防法の規定による水防に従事した者に係る損害補償及び災害対策基本法の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償並びに規則で定める消防訓練又は防災訓練に参加した者に係る損害補償について定めている。</p> <p><b>【内容】</b> 名目計上 1千円 参考 公務災害補償掛金 22,147人= 317,800  防災訓練災害補償等共済10,000円</p>	<p><b>【課題】</b> 消防訓練や防災訓練に参加した市民、消防団員等への補償に係る制度に相違がある。</p> <p>相模原市 ・市消防団等公務災害条例で、規則に定めた訓練又は防災訓練に参加した（市民、団員等）者に係る損害補償について定めている。</p> <p>津久井3町 ・防災訓練災害補償等共済で対応（町民） ・公務災害補償条例（団員等）</p>	<p><b>【調整方針】</b> 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 消防総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 21	事務事業名 消防団員の任免					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	消防組織法、相模原市消防団に関する条例	消防組織法、城山町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例	消防組織法、津久井町消防団の定員、任免、服務等に関する条例	消防組織法、相模湖町消防団の定員、任免、服務等に関する条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数762人</li> <li>・実員692人</li> <li>・組織 1団本部 9分団 56部</li> </ul> <p>法15条の5の規定により市長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本市に居住する年齢満18年以上45年未満の者であること。 ただし、特に必要があるときは、この限りではない。</p> <p>団長の場合は志操堅固、身体強健であつて、団長に適するものにして消防団より推薦された者であること。</p>	<p>【目的】 円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数163人</li> <li>・実員160人</li> <li>・組織 1団本部 4分団 12部</li> </ul> <p>法15条の5の規定により町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本町に居住又は勤務する年齢満18年以上の者で、志操堅固でかつ身体強健な者</p> <p>団長の場合は消防団より推薦された者であること。</p>	<p>【目的】円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数405人</li> <li>・実員378人</li> <li>・組織 1団本部 8分団 28部</li> </ul> <p>法15条の5の規定により町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本町内に居住し又は勤務する者</p> <p>年令18才以上の者</p> <p>志操堅固で、かつ身体強健な者</p>	<p>【目的】円滑な消防団活動を行うため、団員の確保に努めている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数147人</li> <li>・実員146人</li> <li>・組織 1団本部 4分団</li> </ul> <p>法15条の5の規定により町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。</p> <p>本町内に居住し又は勤務する者</p> <p>年令18才以上の者</p> <p>志操堅固で、かつ身体強健な者</p>	<p>【課題】 市、津久井3町に消防団員の任免条件に相違がある。（年齢、居住地、勤務地条件等）</p> <p>相模原市 法15条の5の規定により市長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。 本市に居住する年齢満18年以上45年未満の者であること。 ただし、特に必要があるときは、この限りではない。 団長の場合は志操堅固、身体強健であつて、団長に適するものにして消防団より推薦された者であること。</p> <p>城山町 法15条の5の規定により町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。 本町に居住又は勤務する年齢満18年以上の者で、志操堅固でかつ身体強健な者 団長の場合は消防団より推薦された者であること。</p> <p>津久井町 相模湖町 法15条の5の規定により町長が消防団長を団長が団員を任命するには次に掲げる者の中から行わなければならない。 本町内に居住し又は勤務する者 年令18才以上の者 志操堅固で、かつ身体強健な者</p>	<p>【調整方針】 合併時に、相模原市の制度に統合する。ただし、新市において「町内に勤務する者」の取扱いを検討する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	消防総務課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合</span> <span>廃止の方向で調整</span> </div>				
事務事業番号	事務事業名			課題	調整方針	
24	消防署所の整備	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	消防総務課	環境防災課・(広域行政組合総務課)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	21,797千円	0千円				
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市消防力整備計画に基づき全市域における5分消防、5分救急体制を目標に署所の整備を図っている。</p> <p>【内容】 現状 3署12分署  長期的な目標 4署13分署  16年度においては(仮称)新機分署建設に伴う実施設計業務委託を行う。なお当分署は、平成18年度に開署予定である。</p> <p>【参考】 署所建設の見込み費用(用地代含まず) ・本署建設 約700,000(千円) RC造 3階建て 延べ床面積2,500㎡程度  ・分署建設 約400,000(千円) RC造2階建て 延べ床面積1,300㎡程度</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【目的】 津久井郡の消防力充実と人員・機材の減による経費削減を目的に、現在分散配置されている署所の集約整備を検討している。</p> <p>【内容】 現状 1署 2分署 2出張所 1派出所  最終的な目標 1署2分署(本署、東分署、西分署)  15年度より広域行政組合内部で消防施設再編検討部会において、6施設から3施設への検討中である。</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・津久井地域は、相模原市と都市形態が異なり、同様なサービス提供が難しい。 ・津久井郡広域行政組合では、効率的な消防活動を行うために、署所の再編を検討中である。 ・津久井郡の消防署所は、老朽化が目立ち、狭隘である。 ・津久井郡の消防署所は、仮眠室の個室化等の整備がされていない。 ・津久井郡の救急隊配置署所は、滅菌室の整備が充分ではない。</p> <p>相模原市 【内容】 現状 3署 12分署  長期的な目標 4署 13分署 (1署1分署を増設)  16年度においては(仮称)新機分署建設に伴う実施設計業務委託を行う。なお当分署は、平成18年度に開署予定である。</p> <p>津久井郡広域 【内容】 現状 1署 2分署 2出張所 1派出所  最終的な目標 1署 2分署(本署、東分署、西分署)  15年度より広域行政組合内部で消防施設再編検討部会において、6施設から3施設への検討中である。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぎ、津久井地域を含めた新たな消防署所の整備計画を策定する。</p>



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 消防総務課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 25	事務事業名 消防団退職報償金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	14,820千円	6,040千円	16,123千円	6,000千円		
根拠法令等	消防組織法・相模原市消防団員の退職報償金に関する条例	消防組織法・城山町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	消防組織法・津久井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	消防組織法・相模湖町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	14,820千円	6,040千円	16,123千円	4,424円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】市から退職した消防団員に支給される功労金です。</p> <p>【内容】退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じてその者の退職した日において適用される消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に掲げる額を支給する。</p> <p>(対象範囲の拡大及び支給額の拡大はしておらず)</p> <p>&lt;退職報償金掛け金&gt; 16,210×762人=12,352,020円</p>	<p>【目的】町から退職した消防団員に支給される功労金です。</p> <p>【内容】退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じてその者の退職した日において適用される消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に掲げる額を支給する。</p> <p>(対象範囲の拡大及び支給額の拡大はしておらず)</p>	<p>【目的】町から退職した消防団員に支給される功労金です。</p> <p>【内容】退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じてその者の退職した日において適用される消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に掲げる額を支給する。</p> <p>(対象範囲の拡大及び支給額の拡大はしておらず)</p>	<p>【目的】町から退職した消防団員に支給される功労金です。</p> <p>【内容】退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の勤務年数及び階級に応じてその者の退職した日において適用される消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表に掲げる額を支給する。</p> <p>(対象範囲の拡大及び支給額の拡大はしておらず)</p>	<p>【課題】なし</p>	<p>【調整方針】合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	消防総務課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
事務事業番号	事務事業名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
27	消防団貸与被服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
歳出予算額(平成16年度)	6,350千円	1,012千円	3,969千円	663千円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
根拠法令等	相模原市消防団員の制服等に関する規則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
歳入予算額(平成16年度)	3,000千円	506千円	1,912千円	331千円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
関係団体・慣行																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
使用料・手数料・補助金等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
電算システム名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
備考1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
備考2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防団員の服制を統一するとともに、消防団組織の士気の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 貸与品の種類</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>男性</th> <th>女性</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・制帽</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏帽</td><td>1</td><td></td><td></td><td>必要に応じ</td></tr> <tr><td>・作業帽</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・制服</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏服</td><td>1</td><td></td><td></td><td>必要に応じ</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>3</td><td></td><td></td><td>濃紺長袖、灰色</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>2</td><td></td><td></td><td>長袖・半袖各1</td></tr> <tr><td>・オハ-コート</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ブラウス</td><td>2</td><td></td><td></td><td>長袖、半袖各1</td></tr> <tr><td>・襟章</td><td>1式</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・階級章</td><td>1</td><td></td><td></td><td>金属製、布製</td></tr> <tr><td>・ネクタイ</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・リボン</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バック</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>3</td><td></td><td></td><td>盛夏服用 夏作業服用 冬作業服用 作業服用</td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・保安帽</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・雨合羽</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・編上げ靴</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・防火衣</td><td>1</td><td></td><td></td><td>ヘルメット及び しころ含む</td></tr> <tr><td>・防寒衣</td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【参考】 団員1人につき 12万円の貸与物品</p> <p>【特定財源の概要】 消防施設整備事業補助金</p>	品名	数量	男性	女性	摘要	・制帽	1				・盛夏帽	1			必要に応じ	・作業帽	1				・制服	1				・盛夏服	1			必要に応じ	・作業服	3			濃紺長袖、灰色	・作業服	2			長袖・半袖各1	・オハ-コート	1				・ブラウス	2			長袖、半袖各1	・襟章	1式				・階級章	1			金属製、布製	・ネクタイ	1				・リボン	1				・バック	1				・バンド	3			盛夏服用 夏作業服用 冬作業服用 作業服用	・バンド	1				・保安帽	1				・雨合羽	1				・編上げ靴	1				・防火衣	1			ヘルメット及び しころ含む	・防寒衣	1				<p>【目的】 消防団員の服制を統一するとともに、消防団組織の士気の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 貸与品の種類(男性のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・制帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業帽</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・制服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>濃紺長袖</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>黄土長袖</td></tr> <tr><td>・オハ-コート</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ブラウス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・襟章</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>・階級章</td><td>1</td><td>布製</td></tr> <tr><td>・ネクタイ</td><td>1</td><td>紺</td></tr> <tr><td>・リボン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バック</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>2</td><td>作業服用 部に配備</td></tr> <tr><td>・保安帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・雨合羽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・編上げ靴</td><td>1</td><td>部に配備</td></tr> <tr><td>・防火衣</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・防寒衣</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【補助金】 神奈川県地震防災対策支援事業費補助金</p> <p>【参考】 団員1人につき 5万6千円の貸与物品</p>	品名	数量	摘要	・制帽			・盛夏帽			・作業帽	1		・制服			・盛夏服			・作業服	1	濃紺長袖	・作業服	1	黄土長袖	・オハ-コート			・ブラウス			・襟章	1式		・階級章	1	布製	・ネクタイ	1	紺	・リボン			・バック			・バンド			・バンド	2	作業服用 部に配備	・保安帽			・雨合羽			・編上げ靴	1	部に配備	・防火衣			・防寒衣			<p>【目的】 消防団員の服制を統一するとともに、消防団組織の士気の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 貸与品の種類(男性のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・制帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業帽</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・制服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>濃紺長袖</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>黄土長袖</td></tr> <tr><td>・オハ-コート</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ブラウス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・襟章</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>・階級章</td><td>1</td><td>布製</td></tr> <tr><td>・ネクタイ</td><td>1</td><td>紺、赤</td></tr> <tr><td>・リボン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バック</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>2</td><td>作業服用</td></tr> <tr><td>・保安帽</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・雨合羽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・編上げ靴</td><td>1</td><td>部に配備</td></tr> <tr><td>・防火衣</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・防寒衣</td><td>1</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【補助金】 神奈川県地震防災対策支援事業費補助金</p> <p>【参考】 団員1人につき 6万円の貸与物品</p>	品名	数量	摘要	・制帽			・盛夏帽			・作業帽	1		・制服			・盛夏服			・作業服	1	濃紺長袖	・作業服	1	黄土長袖	・オハ-コート			・ブラウス			・襟章	1式		・階級章	1	布製	・ネクタイ	1	紺、赤	・リボン			・バック			・バンド			・バンド	2	作業服用	・保安帽	1		・雨合羽			・編上げ靴	1	部に配備	・防火衣			・防寒衣	1		<p>【目的】 消防団員の服制を統一するとともに、消防団組織の士気の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 貸与品の種類(男性のみ)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・制帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業帽</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>・制服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・盛夏服</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>濃紺長袖</td></tr> <tr><td>・作業服</td><td>1</td><td>黄土長袖</td></tr> <tr><td>・オハ-コート</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・ブラウス</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・襟章</td><td>1式</td><td></td></tr> <tr><td>・階級章</td><td>1</td><td>布製</td></tr> <tr><td>・ネクタイ</td><td>1</td><td>紺、赤</td></tr> <tr><td>・リボン</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バック</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・バンド</td><td>2</td><td>作業服用</td></tr> <tr><td>・保安帽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・雨合羽</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・編上げ靴</td><td>1</td><td>部に配備</td></tr> <tr><td>・防火衣</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>・防寒衣</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【補助金】 神奈川県地震防災対策支援事業費補助金</p> <p>【参考】 団員1人につき 6万3千円の貸与物品</p>	品名	数量	摘要	・制帽			・盛夏帽			・作業帽	1		・制服			・盛夏服			・作業服	1	濃紺長袖	・作業服	1	黄土長袖	・オハ-コート			・ブラウス			・襟章	1式		・階級章	1	布製	・ネクタイ	1	紺、赤	・リボン			・バック			・バンド			・バンド	2	作業服用	・保安帽			・雨合羽			・編上げ靴	1	部に配備	・防火衣			・防寒衣			<p>【課題】 貸与物品の仕様及び品目に相違がある。</p>	<p>【調整方針】 段階的に相模原市の制度に統合する。ただし、新市において服制の見直しを検討する。</p>
品名	数量	男性	女性	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
・制帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・盛夏帽	1			必要に応じ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
・作業帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・制服	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・盛夏服	1			必要に応じ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
・作業服	3			濃紺長袖、灰色																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
・作業服	2			長袖・半袖各1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
・オハ-コート	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・ブラウス	2			長袖、半袖各1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
・襟章	1式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・階級章	1			金属製、布製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
・ネクタイ	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・リボン	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・バック	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・バンド	3			盛夏服用 夏作業服用 冬作業服用 作業服用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
・バンド	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・保安帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・雨合羽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・編上げ靴	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・防火衣	1			ヘルメット及び しころ含む																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
・防寒衣	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
品名	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・制帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・盛夏帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・作業帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・制服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・盛夏服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・作業服	1	濃紺長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・作業服	1	黄土長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・オハ-コート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・ブラウス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・襟章	1式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・階級章	1	布製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・ネクタイ	1	紺																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・リボン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・バック																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・バンド																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・バンド	2	作業服用 部に配備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・保安帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・雨合羽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・編上げ靴	1	部に配備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・防火衣																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・防寒衣																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
品名	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・制帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・盛夏帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・作業帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・制服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・盛夏服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・作業服	1	濃紺長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・作業服	1	黄土長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・オハ-コート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・ブラウス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・襟章	1式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・階級章	1	布製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・ネクタイ	1	紺、赤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・リボン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・バック																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・バンド																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・バンド	2	作業服用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・保安帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・雨合羽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・編上げ靴	1	部に配備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・防火衣																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・防寒衣	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
品名	数量	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・制帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・盛夏帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・作業帽	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・制服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・盛夏服																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・作業服	1	濃紺長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・作業服	1	黄土長袖																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・オハ-コート																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・ブラウス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・襟章	1式																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
・階級章	1	布製																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・ネクタイ	1	紺、赤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・リボン																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・バック																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・バンド																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・バンド	2	作業服用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・保安帽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・雨合羽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・編上げ靴	1	部に配備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
・防火衣																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
・防寒衣																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	協議ランク	相模原市の課等の名称		
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	A協議会 B幹事会 C専門部会	消防総務課	調整済の可否	
大分類コード	大分類項目	調整方針の区分		調整済	調整終了	
中分類コード	中分類項目	現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名					
28	常備消防組織					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防総務課	環境防災課（津久井郡広域行政組合総務課）	防災課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
根拠法令等	消防組織法	消防組織法				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1本部 3本署 12分署 職員数 実員594人 定員599人</p> <p>【内訳】 消防本部 6課 85人 消防長 副消防長 ・消防総務課 ・防災課 ・予防課 ・警防課 ・救急対策課 ・指令課</p> <p>消防署（3交替制） 2課 3係（1部・2部・3部） 3署 12分署</p> <p>相模原消防署 205人 ・本署（警備課・査察指導課） ・田名分署 ・淵野辺分署 ・緑が丘分署 ・上溝分署</p> <p>南消防署 210人 ・本署（警備課・査察指導課） ・麻溝台分署 ・相陽分署 ・東林分署 ・大沼分署 ・相武台分署 ・上鶴間分署</p> <p>北消防署 94人 ・本署（警備課・査察指導課） ・大沢分署 ・相原分署</p>	<p>（津久井郡広域行政組合で実施）</p> <p>【目的】 消防は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1本部 1署 2分署 2出張所 1派出所 職員数109人 定員111人</p> <p>【内訳】 消防本部 3課 22人 消防長 副消防長 ・総務課 ・警防課 ・予防課</p> <p>消防署 2交替制 2課 2係 1署 2分署 2出張所 1派出所</p> <p>本署 36人 （津久井救急隊派出所 8人） ・城山分署 15人 ・藤野分署 15人 ・鳥屋出張所 8人 ・青根出張所 5人</p> <p>（城山町） 該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 消防本部・署の所管する事務組織や消防署の当直勤務体制に相違がある。</p> <p>【内容】 相模原市は、3交替制を施行している。 津久井郡広域行政組合は、2交替制を施行している。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。なお、津久井郡広域行政組合消防本部の本部機能は、相模原市に統合する。また、合併時には津久井地域の署所は現状維持とするが、新市において、津久井地域を含めた消防組織を検討する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	消防総務課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
29	非常備消防（消防団）組織					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防総務課	環境防災課	防災課	総務課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	消防組織法	消防組織法	消防組織法	消防組織法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1団 9分団 56部 実員699人 定員762人 (H16.7.1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団 長-1人</li> <li>・ 副団長-2人</li> <li>・ 消防団女性部-28人</li> <li>・ (ラッパ隊) (28人)</li> <li>・ 第1分団 - 9部 100人</li> <li>・ 第2分団 - 5部 58人</li> <li>・ 第3分団 - 9部 108人</li> <li>・ 第4分団 - 8部 96人</li> <li>・ 第5分団 - 4部 54人</li> <li>・ 第6分団 - 5部 54人</li> <li>・ 第7分団 - 7部 90人</li> <li>・ 第8分団 - 6部 77人</li> <li>・ 第9分団 - 3部 31人</li> </ul>	<p>【目的】 消防は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1団 4分団 12部 実員160人 定員163人 (H16.7.1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団 長-1人</li> <li>・ 副団長-2人</li> <li>・ 第1分団 - 3部 38人</li> <li>・ 第2分団 - 3部 40人</li> <li>・ 第3分団 - 4部 52人</li> <li>・ 第4分団 - 2部 27人</li> </ul>	<p>【目的】消防は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1団 8分団 28部 実員378人 定員405人 (H16.7.1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団 長-1人</li> <li>・ 副団長-2人</li> <li>・ 第1分団 - 2部 32人</li> <li>・ 第2分団 - 3部 51人</li> <li>・ 第3分団 - 3部 46人</li> <li>・ 第4分団 - 3部 39人</li> <li>・ 第5分団 - 4部 60人</li> <li>・ 第6分団 - 3部 48人</li> <li>・ 第7分団 - 5部 54人</li> <li>・ 第8分団 - 5部 45人</li> </ul>	<p>【目的】消防は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害に因る被害を軽減する。</p> <p>【内容】 1団 4分団 実員146人 定員147人 (H16.7.1現在数)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団 長-1人</li> <li>・ 副団長-2人</li> <li>・ 第1分団 -41人</li> <li>・ 第2分団 -22人</li> <li>・ 第3分団 -30人</li> <li>・ 第4分団 -50人</li> </ul>	<p>【課題】 津久井地域を含めた消防団組織の統一について。</p> <p>相模原市 1団 9分団 56部 699人</p> <p>津久井地域 ・ 城山町 1団 4分団 12部 160人</p> <p>・ 津久井町 1団 8分団 28部 378人</p> <p>・ 相模湖町 1団 4分団 146人</p>	<p>【課題】 原則として、相模原市の制度に統合する。ただし津久井地域の消防団活動の実態を踏まえた新たな消防団組織を検討する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	予防課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
9	火災予防事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	予防課	環境防災課・(広域行政組合予防課)	防災課	総務課			
歳出予算額(平成16年度)	9,253千円	641千円					
根拠法令等							
会計の種類別	一般会計	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円					
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火災予防の普及と高揚を図るため、あらゆる機会をとらえ広報活動を推進する。</p> <p>【事業費の内容】 1 需用費 2,215,000円   消耗品費 1,786,000円     ・訓練用発煙筒     ・消火協力者消火薬剤詰替     他13件   印刷製本費 379,000円     ・防火管理者資格証     ・立入検査結果通知書等     他2件   物品修繕費 50,000円 2 役務費 35,000円   ・危険物成分分析鑑定料 3 委託料 6,942,000円   ・防火管理者資格取得事務委託   ・自衛消防組織訓練指導事務委託   ・1人暮らし高齢者家庭防火診断業務委託   ・文書等発送事務委託 4 備品購入費 41,000円 5 負担金、補助及び交付金 20,000円</p> <p>【主な事業の内容】 ・初期消火協力者消火薬剤詰替 「初期消火協力者が使用した消火薬剤の無償詰替に関する要綱」により、消火協力者が使用した消火器の消火薬剤詰替を無償で詰替えるもの。 ・防火管理者資格証 カード式の防火管理資格取得講習修了証を発行するためのカード作成費(カードへの写真、氏名等の印刷はパソコンにより印刷) ・防火管理者資格取得事務委託 講習の受付、事前準備等、講習事務の一部について、(社)相模原市防災協会に委託 ・自衛消防組織訓練指導事務委託 自衛消防訓練時の起震車の配送等器材準備及び訓練指導補助について、(社)相模原市防災協会に委託 ・1人暮らし高齢者家庭防火診断業務委託 署で実施していた1人暮らし高齢者の防火診断を(社)相模原市防災協会に全面委託、署では予防運動時に寝たきり高齢者の防火診断を実施</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 火災予防の普及と高揚を図るため、あらゆる機会をとらえ広報活動を推進する。</p> <p>【事業費の内容】 1 需用費 548,000円   消耗品費 196,000円     ・防火ポスター・立て看板     ・他 7件   印刷製本費 352,000円     ・条例関係届出書     ・設備関係届出書     ・他 2件 2 備品購入費 93,000円</p> <p>【主な事業の内容】 ・防火管理者資格証 手帳式の防火管理資格取得講習修了証を発行するための作成費(手帳への氏名等の印刷はパソコンにより印刷) ・火災予防運動に合わせて防火ポスター等を購入し、関係事業所に配布 ・郡内の主要登山口や遊歩道に火災予防用立て看板を設置 ・郡内小学校児童から募集した防火ポスターの審査会を開催し、入賞者(32名)に表彰状及び記念品を贈呈。入賞作品は、郡内を巡回展示すると共に、広報誌に掲載する ・防火管理者資格取得講習会(甲種)を年1回開催</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 相模原市防災協会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	予防課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	27,745千円					
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市民と行政が一体となった防火防災活動の一層の充実を図るため、(社)相模原市防災協会の事業の推進を支援する。</p> <p>2 予算措置 ・相模原市防災協会補助金 27,745,000円 ・事務作業等委託(市から) 16,285,801円</p> <p>【救急対策課】応急手当普及啓発事業委託 【予防課】防火管理者資格取得講習会事務委託、自衛消防組織訓練指導業務委託、自主防災組織訓練指導等業務委託、一人暮らし高齢者家庭防火診断業務委託 【防災課】広域避難場所案内板維持管理委託、防災備蓄品及び避難所運営物品等維持管理委託 【総務課】消防庁舎見学案内業務委託 【職員課】普通救命講習委託</p> <p>3 【公共的団体の概要】 【目的】消防及び防災に関する知識の普及及び啓発、調査及び研究、講習会の開催等の事業を行い、社会公共の安全と福祉の向上に寄与することを目的とする。 【組織】会員 31団体 1022事業所 役員 理事9名、監事2名 事務局 9名(うち市職員2名)</p> <p>【防災協会の主な事業内容】(予防課以外の受託事業含む) 消防防災に関する普及啓発事業 防火ポスターコンクールの実施・ポスター配布 研修、訓練資機材等の貸出 消防防災意識啓発用物品の配布 消防写真新聞の配布 調査研究及び講習会の開催 危険物取扱者試験受験準備講習会の開催 防火対象物点検資格者講習会の開催 防火管理者資格取得講習 (甲種9回/年(受託事業) 防火管理者上級講習(受託事業) 視察研修の開催 市民、事業所に対する防火防災に関する指導育成事業 新入社員消防研修会の実施 自衛消防隊員研修会の実施 自衛消防隊員消火競技会の開催 自衛消防組織の訓練指導(受託事業) 自主防災組織の訓練指導(受託事業) 応急手当での普及啓発業務(受託事業) 一人暮らし</p>	(城山町) 該当なし	該当なし	該当なし	【課題なし】 相模原市のみで実施している。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	予防課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合</span> <span>廃止の方向で調整</span> </div>				
事務事業番号	事務事業名					
10	相模原市防災協会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	高齢者家庭防火診断業務（受託事業） 防災講演会の開催 機関紙の発行  4 その他 家庭用消火器の斡旋事業					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
27	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
11	火災予防等の規制に関する条例等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	予防課	環境防災課・(広域行政組合予防課)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
根拠法令等	消防法・ 消防法施行令、施行規則・ 危険物の規制に関する政令、規則・ 相模原市火災予防条例	消防法・ 消防法施行令、施行規則・ 危険物の規制に関する政令、規則・ 津久井郡火災予防条例				
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市における火災予防に必要な事項を定めたもの。</p> <p>1 条例 ・相模原市火災予防条例</p> <p>【内容】消防法第9条の規定による火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、法第9条の3の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準、法第22条第4項の規定による火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めたもの。</p> <p>2 規則 ・相模原市火災予防規則</p> <p>【内容】消防法施行規則及び相模原市火災予防条例の施行に関する事項</p> <p>・相模原市危険物の規制に関する規則</p> <p>【内容】消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則の施行に関する事項</p> <p>・相模原市危険物の規制に関する規則の承認書の様式</p> <p>【内容】相模原市危険物の規制に関する規則に規定する承認書の様式を定めるもの。</p> <p>・相模原市火災警報規則</p> <p>【内容】消防法第22条第3項の規定に基づく火災警報の発令及び解除に関する事項</p> <p>3 告示 ・火災警報の「その他の信号」を行う場所を指定する告示</p> <p>・相模原市火災予防条例第25条に規定する「消防長が指定する場所」について</p> <p>・消防用設備等の検査を受けなければならない防火対象物及び消防用設備等を消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物の指定について</p> <p>・相模原市火災予防条例第47条の2に規定する指定洞道等について</p> <p>・火気使用設備等の点検及び整備に係る必要な知識及び技能を有するものについて</p> <p>・相模原市火災予防条例第18条に規定する日本工業規格について</p> <p>・液化石油ガス貯蔵施設等の設置又は変更の許可に対する消防長の意見書の交付に係る申請について</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 津久井郡における火災予防に必要な事項を定めたもの。</p> <p>1 条例 ・津久井郡広域行政組合火災予防条例</p> <p>【内容】消防法第9条の規定による火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、法第9条の3の規定による指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準、法第22条第4項の規定による火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めたもの。</p> <p>2 規則 ・津久井郡広域行政組合火災予防条例施行規則</p> <p>【内容】消防法施行規則及び津久井郡広域行政組合火災予防条例の施行に関する事項</p> <p>・危険物の規制に関する規則</p> <p>【内容】消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則の施行に関する事項</p> <p>・危険物の規制に関する規則の承認書の様式</p> <p>【内容】危険物の規制に関する規則に規定する承認書の様式を定めるもの。</p> <p>3 告示 ・津久井郡広域行政組合火災予防条例第23条に規定する「消防長が指定する場所」について</p> <p>・消防用設備等の検査を受けなければならない防火対象物及び消防用設備等を消防設備士等に点検をさせなければならない防火対象物の指定について</p> <p>・津久井郡広域行政組合火災予防条例第45条の2に規定する指定洞道等について</p> <p>・火気使用設備等の点検及び整備に係る必要な知識及び技能を有するものについて</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称																																																	
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	予防課																																																	
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否																																																	
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了																																																	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分																																																		
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整																																																	
事務事業番号	事務事業名																																																			
12	建築確認及び許認可に係る同意																																																			
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																													
担当課名	予防課	環境防災課・(広域行政組合予防課)	防災課	総務課																																																
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																																		
根拠法令等	消防法・ 建築基準法	消防法・ 建築基準法																																																		
会計の種類別	一般会計	一般会計																																																		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																																		
関係団体・慣行																																																				
使用料・手数料・補助金等																																																				
事務事業の別	電算システム																																																			
電算システム名	火災予防システム																																																			
備考1																																																				
備考2																																																				
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																				
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防法第7条、建築基準法第93条第1項の規定に基づき建築主事(建築審査課)、指定確認検査機関から依頼により、同意するもの。</p> <p>【内容】 対象物の面積等の情報を火災予防システムにより入力し、台帳としてデータ化し、統計にも反映させている。</p> <p>同意件数(平成15年度)</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>合計</th><th>新築</th><th>増築</th><th>改築</th><th>その他</th></tr> <tr><td>合計</td><td>3,452</td><td>3,152</td><td>88</td><td>1</td><td>201</td></tr> <tr><td>建築主事</td><td>1,769</td><td>1,574</td><td>67</td><td>1</td><td>115</td></tr> <tr><td>指定確認検査機関</td><td>1,683</td><td>1,578</td><td>21</td><td>0</td><td>86</td></tr> </table> <p>【電算システムの概要】 ・防火対象物、危険物、防火管理者の台帳管理や立入り検査等の統計書処理に使用している。</p>	合計	新築	増築	改築	その他	合計	3,452	3,152	88	1	201	建築主事	1,769	1,574	67	1	115	指定確認検査機関	1,683	1,578	21	0	86	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 消防法第7条、建築基準法第93条第1項の規定に基づき建築主事(建築審査課)、指定確認検査機関から依頼により、同意するもの。</p> <p>【内容】 対象物の面積等の情報をパソコンに入力して台帳としてデータ化し、統計等に反映させている。また、台帳は担当署所にて保管し査察等に活用している。</p> <p>同意件数(平成15年度)</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>合計</th><th>新築</th><th>増築</th><th>改築</th><th>その他</th></tr> <tr><td>合計</td><td>116</td><td>95</td><td>15</td><td>0</td><td>6</td></tr> <tr><td>建築主事</td><td>111</td><td>90</td><td>15</td><td>0</td><td>6</td></tr> <tr><td>指定確認検査機関</td><td>5</td><td>5</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table> <p>(城山町) 該当なし</p>	合計	新築	増築	改築	その他	合計	116	95	15	0	6	建築主事	111	90	15	0	6	指定確認検査機関	5	5	0	0	0	該当なし	該当なし	<p>【課題】 消防同意の申請手順に相違がある。</p> <p>相模原市 施主 建築主事 消防同意</p> <p>津久井郡広域 施主 消防同意 建築主事</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>
合計	新築	増築	改築	その他																																																
合計	3,452	3,152	88	1	201																																															
建築主事	1,769	1,574	67	1	115																																															
指定確認検査機関	1,683	1,578	21	0	86																																															
合計	新築	増築	改築	その他																																																
合計	116	95	15	0	6																																															
建築主事	111	90	15	0	6																																															
指定確認検査機関	5	5	0	0	0																																															

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称																																													
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	予防課																																													
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否																																													
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了																																													
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分																																														
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整																																													
事務事業番号	事務事業名																																															
13	開発行為等の指導																																															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																										
担当課名	予防課	環境防災課	防災課	総務課																																												
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円																																												
根拠法令等	相模原市開発行為等指導要綱・ 開発行為等技術基準・ 消防施設指導基準	城山町開発指導要綱・ 中高層建築物に対する消防活動空地等の設置基準	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例																																												
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計																																												
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円																																												
関係団体・慣行																																																
使用料・手数料・補助金等																																																
事務事業の別																																																
電算システム名																																																
備考1																																																
備考2																																																
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市開発行為等指導要綱の規定に基づき消防水利の設置、はしご自動車の進入路、活動空地等の設置を指導している。</p> <p>【内容】 消防水利を設置する開発等事業の規模、防火水槽等の設置場所等設置基準及びはしご自動車の進入路、活動空地等の設置基準については、開発行為等技術基準、消防施設指導基準に規定されている。</p> <p>相模原市と川崎市の航空応援協定に基づき、川崎市の「緊急離着陸場の設置指導指針」を準用し、高層建築物に対する緊急離着陸場、緊急救助用スペースの設置を指導している。</p> <p>緊急離着陸場 概ね100mを超える対象物に指導 緊急救助用スペース 概ね45mを超える対象物に指導。</p> <p>【基礎数値】 平成15年度開発行為指導状況</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>協議内容</th><th>協議件数</th></tr> <tr><td>合計</td><td>133件</td></tr> <tr><td>・消火栓指導</td><td>5</td></tr> <tr><td>・防火水槽指導</td><td>15(11)</td></tr> <tr><td>・活動空地指導</td><td>15</td></tr> <tr><td>・指導なし</td><td>98</td></tr> </table> <p>( )内の数字は、消防水利設置指導の中で活動空地を指導した件数。</p>	協議内容	協議件数	合計	133件	・消火栓指導	5	・防火水槽指導	15(11)	・活動空地指導	15	・指導なし	98	<p>【目的】 消防水利を設置する開発等事業の規模、防火水槽等の設置場所等設置基準については、城山町開発指導要綱に規定されている。</p> <p>【内容】 はしご自動車の進入路、活動空地等の設置を指導消防水利については、構成町の事務ですが設置場所等について消防本部と調整あり。</p> <p>平成15年指導状況</p> <p>活動空地指導 4件</p> <p>(城山町)</p> <p>【基礎数値】 平成15年度開発行為指導状況</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>協議内容</th><th>協議件数</th></tr> <tr><td>合計</td><td>4件</td></tr> <tr><td>・消火栓指導</td><td>0</td></tr> <tr><td>・防火水槽指導</td><td>0</td></tr> <tr><td>・指導なし</td><td>4</td></tr> </table>	協議内容	協議件数	合計	4件	・消火栓指導	0	・防火水槽指導	0	・指導なし	4	<p>【目的】 消防水利を設置する開発等事業の規模、防火水槽等の設置場所等設置基準については、津久井町住環境整備条例に規定されている。</p> <p>【基礎数値】 平成15年度開発行為指導状況</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>協議内容</th><th>協議件数</th></tr> <tr><td>合計</td><td>11件</td></tr> <tr><td>・消火栓指導</td><td>0</td></tr> <tr><td>・防火水槽指導</td><td>1</td></tr> <tr><td>・指導なし</td><td>10</td></tr> </table>	協議内容	協議件数	合計	11件	・消火栓指導	0	・防火水槽指導	1	・指導なし	10	<p>【目的】 消防水利を設置する開発等事業の規模、防火水槽等の設置場所等設置基準については、相模湖町まちづくり条例に規定されている。</p> <p>【基礎数値】 平成15年度開発行為指導状況</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>協議内容</th><th>協議件数</th></tr> <tr><td>合計</td><td>9件</td></tr> <tr><td>・消火栓指導</td><td>1</td></tr> <tr><td>・防火水槽指導</td><td>1</td></tr> <tr><td>・指導なし</td><td>7</td></tr> </table>	協議内容	協議件数	合計	9件	・消火栓指導	1	・防火水槽指導	1	・指導なし	7	<p>【課題】 開発指導要綱の項目ごとの指導要領に相違がある。</p>	<p>【調整方針】 相模原市の開発指導要綱に合わせ段階的に適用する。</p>
協議内容	協議件数																																															
合計	133件																																															
・消火栓指導	5																																															
・防火水槽指導	15(11)																																															
・活動空地指導	15																																															
・指導なし	98																																															
協議内容	協議件数																																															
合計	4件																																															
・消火栓指導	0																																															
・防火水槽指導	0																																															
・指導なし	4																																															
協議内容	協議件数																																															
合計	11件																																															
・消火栓指導	0																																															
・防火水槽指導	1																																															
・指導なし	10																																															
協議内容	協議件数																																															
合計	9件																																															
・消火栓指導	1																																															
・防火水槽指導	1																																															
・指導なし	7																																															

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
27	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会	予防課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
15	火災予防協力組織及び団体の育成指導					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	予防課	環境防災課・(広域行政組合予防課)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 防火管理に必要な知識及び技術の研究と、防火思想を高揚し、もって企業の健全な発展に寄与するとともに、防火を通じて会員相互の連携協力をはかることを目的とする。</p> <p>【内容】 消防本部予防課に事務局を置く火災予防協力組織として、次の2組織がある。 ・相模原市工場防火管理研究会(以下「工場防火管理研究会」) ・相模原市百貨店・サービス事業等防火管理研究会(以下「百貨店防火管理研究会」)</p> <p>1 予算措置 ・無し</p> <p>2 研究会の組織 会員数 工場防火管理研究会 132事業所 百貨店防火管理研究会 60事業所 会員構成(年会費) ・工場防火管理研究会 市内工場及びその他事業所 (従業員数により1~4口 1口=9,000円/年) ・百貨店防火管理研究会 市内不特定多数の人を収容する事業所等(事業所面積により1~3口 1口=9,000円/年)</p> <p>役員 ・工場防火管理研究会 会長1名 副会長2名 監事2名 理事若干名 ・百貨店防火管理研究会 会長1名 副会長2名 理事若干名 監事2名 会計1名 事務局 ・工場防火管理研究会 予防課職員 2名 ・百貨店防火管理研究会 予防課職員 2名 研究会予算(H16年度) ・工場防火管理研究会 1,690,000円(会費収入) ・百貨店防火管理研究会 1,060,000円(会費収入)</p> <p>【主な事業内容】 ・定期総会 ・理事会</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 危険物による火災又は事故その他危険予防のため、危険物の安全管理知識及び技術の普及指導並びに会員相互の融和親睦を図り、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>予算措置 ・無し</p> <p>【津久井郡危険物安全協会の組織】 1 会員数 125事業所 2 会員構成(年会費) 正会員 給油取扱所 (10,800円/年) 自家用給油取扱所 (9,600円/年) 石油販売事業所 (9,600円/年) 危険物施設保有事業所 (9,600円/年) LPG販売事業所 (8,400円/年) 賛助会員 物販及び消防設備業者 (12,000円/年)</p> <p>2 役員 会長 1名、副会長 4名、理事 7名 監事 2名、会計 1名</p> <p>3 事務局 消防本部予防課職員 5名</p> <p>4 協会予算 収入源(会費及び事業収入) H16年度予算(1,753,000円)</p> <p>【安全協会の主な事業内容】 1 消防防災に関する普及啓発事業 防火ポスターコンクールの後援 消防防災意識啓発用品の配布 研修、訓練用資機材の貸し出し 消防防災意識啓発用品の配布 2 調査研究及び講習会の開催 危険物取扱者試験受験準備講習会の開催 視察研修会の開催 危険物取扱者保安講習会(特定講習)の開催 安全講習会の開催 3 危険物事業所に対する防火防災に関する指導 育成事業 機関紙の発行 会員事業所施設の自主点検を実施させ、点</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 火災予防協力団体の組織、構成に相違がある。 相模原市(2組織) ・相模原市工場防火管理研究会 ・相模原市百貨店・サービス事業等管理研究会 津久井郡広域 ・津久井郡危険物安全協会</p>	<p>【調整方針】 段階的に相模原市の制度に統合する。ただし、津久井地域の団体については、合併に向け調整する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会	相模原市の課等の名称 予防課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号 15	事務事業名 火災予防協力組織及び団体の育成指導					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実務研修(工場、百貨店合同)</li> <li>・自衛消防隊員研修会(防災協、研究会合同)</li> <li>・自衛消防隊員消火競技会(防災協、研究会合同)</li> <li>・防火優良施設視察研修(防災協、研究会合同)</li> <li>・防災講演会(防災協、研究会合同)</li> <li>・新入社員消防研修会(防災協、研究会合同)</li> <li>・予防啓発物品の購入、配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検状況の巡回確認を行う</li> <li>4 その他 初期消火に使用した消火器の薬剤無料詰替事業</li> <li>(城山町)</li> <li>該当なし</li> </ul>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 16	事務事業名 危険物の取締指導及び規制					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	予防課	環境防災課・(広域行政組合予防課)	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
根拠法令等	消防法・ 危険物の規制に関する政令・ 危険物の規制に関する規則・ 総務省令及び総務省告示等・ 相模原市危険物審査基準	消防法・ 危険物の規制に関する政令・ 危険物の規制に関する規則・ 総務省令及び総務省告示等				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	火災予防システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 危険物の取り締まり指導及び規制に関する事務</p> <p>【内容】 平成15年度件数</p> <p>1 許可、検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物製造所等の設置変更許可 166</li> <li>危険物の仮貯蔵、仮取扱の承認 3</li> <li>危険物製造所等の仮使用の承認 120</li> <li>危険物製造所等の中間検査 59</li> <li>危険物製造所等の完成検査前検査 121</li> <li>危険物製造所等の完成検査 149</li> <li>危険物製造所等の許可書・完成検査済証の交付</li> </ul> <p>2 届出等受付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡・引渡届 7</li> <li>種類数量倍数変更届 14</li> <li>保安監督者選任(解任)届 115</li> <li>予防規程・変更認可申請 20</li> <li>資料提出 225</li> <li>危険物取扱者資料提出 61</li> <li>防火相談 5</li> <li>廃止届 84</li> <li>事故発生届 2</li> </ul> <p>3 違反処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物製造所等の立入検査及び適合命令に関すること。</li> <li>危険物製造所等の立入検査及び適合命令に関すること。</li> <li>危険物取扱者の指導に関すること。</li> </ul> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物の災害調査報告に関すること。</li> <li>危険物許可施設の許可、検査、届出等をシステムで管理し、統計処理等を行う。</li> </ul>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 危険物の取り締まり指導及び規制に関する事務</p> <p>【内容】 平成15年度件数</p> <p>1 許可、検査等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物製造所等の設置変更許可 23</li> <li>危険物の仮貯蔵、仮取扱の承認 3</li> <li>危険物製造所等の仮使用の承認 3</li> <li>危険物製造所等の中間検査 8</li> <li>危険物製造所等の完成検査前検査 2</li> <li>危険物製造所等の完成検査 18</li> <li>危険物製造所等の許可書・完成検査済証の交付</li> </ul> <p>2 届出等受付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡・引渡届 4</li> <li>種類数量倍数変更届 2</li> <li>保安監督者選任(解任)届 12</li> <li>予防規程・変更認可申請 1</li> <li>資料提出 2</li> <li>防火相談 5</li> <li>廃止届 16</li> <li>事故発生届 0</li> </ul> <p>3 違反処理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物製造所等の立入検査及び適合命令に関すること。</li> <li>危険物製造所等の立入検査及び適合命令に関すること。</li> <li>危険物取扱者の指導に関すること。</li> </ul> <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物の災害調査報告に関すること。</li> </ul> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	【課題】 特になし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
27	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会	予防課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
17	液化石油ガス等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	予防課	環境防災課・(広域行政組合予防課)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
根拠法令等	液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律 平成9年4月1日消防本部告示第1号	液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律 ・ ・ ・				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	【目的】 液化石油ガスに関すること  【内容】 ・液化石油ガスの意見書交付申請書の審査又は調査に関すること。  交付件数 2件 (平成15年度中)	(津久井郡広域行政組合で実施)  【目的】 液化石油ガスに関すること  【内容】 ・液化石油ガスの意見書交付申請書の審査又は調査に関すること。  (城山町) 該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称																					
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	予防課																					
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否																					
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了																					
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分																						
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整																					
事務事業番号	事務事業名																							
19	防火管理者資格取得講習																							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																		
担当課名	予防課	環境防災課・(広域行政組合予防課)																						
歳出予算額(平成16年度)	0千円	18千円																						
根拠法令等	消防法施行令第3条第1項第1号イ及び同項第2号イ・相模原市火災予防事務取扱要綱・相模原市防火管理者普通講習事務取扱要領・防火管理特別講習実施要領	消防法施行令第3条第1項第1号イ及び同項第2号イ																						
会計の種類別	一般会計	一般会計																						
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円																						
関係団体・慣行																								
使用料・手数料・補助金等																								
事務事業の別	電算システム																							
電算システム名	火災予防システム																							
備考1																								
備考2																								
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																								
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市火災予防事務取扱要綱に基づき、普通講習及び特別講習を実施</li> <li>普通講習は、政令第3条第1項の規定に基づき、防火管理者の資格を付与するための講習</li> <li>特別講習は、防火管理者として選任されている者等に、実務的な知識及び技術等を修得させるための講習</li> </ul> <p>【内容】</p> <p>1 普通講習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催月、担当署々 <ul style="list-style-type: none"> <li>5月、9月、1月 相模原消防署</li> <li>6月、10月、2月 南消防署</li> <li>7月、11月、3月 北消防署</li> </ul> </li> <li>受講受付 <ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市防災協会、3署査察指導課</li> </ul> </li> <li>受講料 <ul style="list-style-type: none"> <li>無料、ただし、テキスト代4,500円</li> </ul> </li> <li>修了証 <ul style="list-style-type: none"> <li>火災予防システムに登録、データを基に印刷</li> </ul> </li> </ul> <p>2 特別講習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防火管理者上級講習、防火管理者等高度専門講習に区分されており、上級講習については、1年に1回以上、高度専門講習については、必要に応じて実施している。</li> <li>受講受付 <ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市防災協会、3署査察指導課</li> </ul> </li> <li>受講料 <ul style="list-style-type: none"> <li>無料</li> </ul> </li> <li>修了証 <ul style="list-style-type: none"> <li>講習科目修了者に修了証を交付</li> </ul> </li> </ul> <p>【平成15年度実施内容】</p> <p>平成15年度について、普通講習の甲種防火管理講習を9回実施し、乙種防火管理講習については、平成14年度から休止している。特別講習の上級講習については、1回実施している。受講者数については次のとおり。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>講習種別</td> <td>講習会場</td> <td>修了者数</td> </tr> <tr> <td>・第1回甲種</td> <td>消防指令センター</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>・第2回甲種</td> <td>南消防署</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>・第3回甲種</td> <td>北消防署</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>・第4回甲種</td> <td>消防指令センター</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>・第5回甲種</td> <td>南消防署</td> <td>78</td> </tr> </table>	講習種別	講習会場	修了者数	・第1回甲種	消防指令センター	114	・第2回甲種	南消防署	77	・第3回甲種	北消防署	63	・第4回甲種	消防指令センター	115	・第5回甲種	南消防署	78	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政令第3条の規定に基づき、防火管理者の資格を付与するための講習</li> </ul> <p>【内容】</p> <p>1 普通講習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催月、9月 <ul style="list-style-type: none"> <li>(担当予防課)</li> </ul> </li> <li>受講受付 <ul style="list-style-type: none"> <li>予防課</li> </ul> </li> <li>受講料 <ul style="list-style-type: none"> <li>無料、ただしテキスト代 3,000円</li> </ul> </li> <li>修了証 <ul style="list-style-type: none"> <li>防火管理者講習受講者名簿に登録し、修了証を交付</li> </ul> </li> </ul> <p>【平成15年度実施内容】</p> <p>甲種防火管理者資格取得講習会を年1回実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>講習種別 甲種</li> <li>講習会場 津久井湖記念館</li> <li>修了者数 42名</li> </ul> <p>【予算措置】</p> <p>使用料 18,000円(会場使用料)</p> <p>(城山町)</p> <p>該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】</p> <p>修了証、テキスト代等の統一</p> <p>【内容】</p> <p>相模原市 修了証はカード式、テキスト代4500円 修了者を電子データで管理している 津久井郡 修了証は手帳式、テキスト代3000円 修了者を紙ベースの台帳で管理している</p>	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>
講習種別	講習会場	修了者数																						
・第1回甲種	消防指令センター	114																						
・第2回甲種	南消防署	77																						
・第3回甲種	北消防署	63																						
・第4回甲種	消防指令センター	115																						
・第5回甲種	南消防署	78																						

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い	専門部会名 消防部会	相模原市の課等の名称 予防課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号 19	事務事業名 防火管理者資格取得講習					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回甲種 北消防署 60</li> <li>・第7回甲種 消防指令センター 120</li> <li>・第8回甲種 南消防署 75</li> <li>・第9回甲種 北消防署 59</li> <li>・上級講習 消防指令センター 63</li> </ul> <p>【電算システムの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火対象物、危険物、防火管理者の台帳管理や立入り検査等の統計書処理に使用している。</li> </ul>					



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 警防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 6	事務事業名 常備消防資機材等整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	警防課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	17,452千円	8,794千円				
根拠法令等	消防組織法・ 消防法	消防組織法・ 消防法				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	1,900千円	3,853千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防、救助活動等に必要な資機材を整備し、常備消防の充実を図る。</p> <p>【内容】 消防、救助用資機材の整備 消火用ホース、テコ対応資機材等 消防水利用資機材の整備 消防水利用標識板、消火栓路面標示委託等 救助大会参加に関する事務費 旅費、消耗品等</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金 (神奈川県) 消火用ホース</p> <p>【参考】 ・陽圧式化学防護服 約40万円 ・防毒マスク 約3万円 ・除染シャワー(人体等に付着した化学剤等を洗い流すもの) 約150万円</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 消防、救助活動等に必要な資機材を整備し、常備消防の充実を図る。</p> <p>【内容】 消防、救助用の整備 (防火服、化学防護服、その他) 救助大会参加に関する事務費 旅費、消耗品等</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金 (神奈川県) 防火服他</p> <p>【参考】 ・山林火災対応資機材 山林用小型動力ポンプ(ホース100m) 1式 87万円 ・背負式消火水のう 1基 3万円 ・山岳救助資機材 ザイル、靴、カラビナ、ハーネス、安全隊 ヘッドライト、ザック 1人当たり 9万円</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>地域特性による消防隊等装備資機材等に相違がある。</p> <p>・相模原市 テコ対応資機材 (化学防護服、防毒マスク、中和剤散布器、生物剤・化学剤検知紙、除染シャワー等)</p> <p>・津久井郡 山岳救助対応資機材 (山岳用ロープ、靴、ハーネス等) 山林火災対応資機材 (背負い式放水器具等)</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、消防隊等の出動体制と併せ、資機材の整備を検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
27	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		警防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
7	消防車両維持管理・購入事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	警防課	環境防災課・(広域行政組合総務課)	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	244,188千円	5,578千円				
根拠法令等	消防組織法・ 消防法・ NOx・PM法・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例・	消防組織法・ 自動車NOx法・				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	183,933千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防力の充実・強化を図るため、消防車両更新計画等に基づく消防自動車等の購入や燃料の備蓄及び車検点検等を実施し、消防車両を適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車等 21台 ・はしご消防自動車 4台 ・化学消防自動車 2台 ・救助工作車 3台 ・救急自動車(高規格) 14台 等 合計 106台 消防自動車等の購入 燃料の備蓄(ガソリン、軽油) 消防自動車等の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等 酸化触媒の購入</p> <p>【特定財源の概要】 消防防災設備整備費補助金(国庫) ・水槽付消防ポンプ自動車 ・高規格救急自動車 等 低公害車普及等事業費補助金(国庫) ・酸化触媒 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) ・水槽付消防ポンプ自動車 ・高規格救急自動車 等 消防債(地方債) ・水槽付消防ポンプ自動車 ・高規格救急自動車 等</p> <p>【参考】 ・消防ポンプ自動車 約30,000(千円) ・水槽付消防ポンプ自動車 約39,000(千円) ・高規格救急自動車 約31,000(千円) ・はしご自動車(3.5m) 約165,000(千円) ・救助工作車 約78,000(千円)</p>	<p>【目的】 消防力の充実・強化を図るため、消防車両更新計画等に基づく消防自動車等の購入や燃料の備蓄及び車検点検等を実施し、消防車両を適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車等 6台 ・はしご消防自動車 1台 ・化学消防自動車 1台 ・救助工作車 1台 ・救急自動車(高規格) 4台 ・ " (B型) 1台 ・二輪車 6台 ・その他 11台 合計 31台 消防自動車等の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) ・化学防護服 (城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>消防車両等の保有台数に相違がある。 (地域特性による)</p> <p>・相模原市 106台 ・津久井郡 31台</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、消防署所の整備や消防隊等の出動体制と併せ、保有消防車両について検討する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	警防課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 廃止の方向で調整					
事務事業番号	事務事業名						
9	消防団車両維持管理・購入事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	警防課	環境防災課	防災課	総務課			
歳入予算額(平成16年度)	36,553千円	1,844千円	10,225千円	0千円			
根拠法令等	消防組織法・ 消防法・ NOx・PM法・ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例	消防組織法	消防組織法	消防組織法・			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	28,250千円	0千円	2,730千円	0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	特定財源		特定財源				
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防力の充実・強化を図るため、消防団車両更新計画等に基づく消防団車両の購入や燃料の購入及び車検点検等を実施し、消防団車両を適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防団車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車 10台 ・小型動力ポンプ積載車 46台 消防団車両の購入 燃料の購入(ガソリン、軽油等) 消防団車両の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p> <p>【特定財源の概要】 消防防災設備整備費補助金(国庫) ・消防ポンプ自動車 ・小型動力ポンプ積載車 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) ・消防ポンプ自動車 ・小型動力ポンプ積載車 消防債(地方債) ・消防ポンプ自動車 ・小型動力ポンプ積載車</p> <p>【参考】 ・消防ポンプ車 15,000(千円) ・小型動力ポンプ積載車 6,000(千円)</p>	<p>【目的】 消防力の充実・強化を図るため、消防団車両更新計画等に基づく消防団車両の購入や燃料の購入及び車検点検等を実施し、消防団車両を適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防団車両の保有状況 ・小型動力ポンプ積載車 12台 消防団車両の購入 燃料の購入(ガソリン、軽油等) 消防団車両の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) ・小型動力ポンプ積載車 16年度購入予定なし 17年度以降小型動力ポンプ積載車の更新を予定</p>	<p>【目的】 消防力の充実・強化を図るため、消防団車両更新計画等に基づく消防団車両の購入や燃料の購入及び車検点検等を実施し、消防団車両を適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防団車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車 8台 ・小型動力ポンプ積載車 21台 消防団車両の購入 燃料の購入(ガソリン、軽油等) 消防団車両の維持管理 ・車検点検 ・車両修繕 ・車両消耗品 ・自動車重量税等</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) ・小型動力ポンプ積載車</p>	<p>【目的】 消防力の強化充実を図るため、更新計画に基づき消防団車両等を更新し、車両を適切に管理する。</p> <p>【内容】 消防団車両の保有状況 ・消防ポンプ自動車 4台 ・小型動力ポンプ積載車 3台 消防車両等の備品購入費 損害保険料 自動車重量税 消耗品購入費 燃料費 物品等修繕費</p> <p>補助金の種類 神奈川県防災対策緊急支援事業費補助金</p> <p>購入予定車両 なし</p>	<p>【課題】 消防団車両の保有台数に相違がある。 (地域特性による)</p> <p>(人口1万人当たり台数) ・相模原市 0.9台 ・城山町 5.0台 ・津久井町 9.7台 ・相模湖町 7.0台</p> <p>【内容】 相模原市消防団 ・消防ポンプ自動車 10台 ・小型動力ポンプ積載車 46台 城山町消防団 ・小型動力ポンプ積載車 12台 津久井町消防団 ・消防ポンプ自動車 8台 ・小型動力ポンプ積載車 21台 相模湖町消防団 ・消防ポンプ自動車 4台 ・小型動力ポンプ積載車 3台</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、津久井地域を含めた新市の消防団組織、活動基準と併せ保有する消防団車両を検討する。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	警防課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
10	消防水利維持管理整備事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	警防課	環境防災課	防災課	総務課			
歳出予算額(平成16年度)	81,383千円	8,850千円	16,275千円	1,860千円			
根拠法令等	消防法・水道法・消防水利の基準	水道法・消防水利の基準	水道法・消防水利の基準	水道法・消防水利の基準			
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	10,918千円	244千円	2,652千円	160千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源			
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防水利の基準等に基づき、市街地を中心に消防水利の整備を図り、消防水利を常時使用できるよう適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防水利の状況(平成16年4月1日現在) ・消火栓 6,624基(私設を含む。) ・防火水槽 1,424基(私設を含む。) 消火栓及び防火水槽の整備 消火栓及び防火水槽の維持管理 ・消火栓維持負担金 ・防火水槽用地借料等</p> <p>【負担金の概要】 県企業庁水道局に対し、消火栓の新増設や維持管理等に対する負担金。</p> <p>【特定財源の概要】 消防防災施設整備費補助金(国庫) ・防火水槽(耐震性貯水槽) 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) ・消火栓新増設負担金 ・防火水槽(耐震性貯水槽) 消火栓設置実費負担金(開発行為において、既設の配水管に消火栓を設置する場合、開発者から直接水道局に申請できないため、市が代わって水道局に申請し、その経費を支払った分を開発者から徴収する実費弁償の負担金) 消防債(地方債) ・防火水槽(耐震性貯水槽)</p> <p>【参考】 ・消火栓新増設負担金 1基 約30万円~70万円×39=13,000(千円) ・消火栓維持負担金 1基 約7,770円×5,878基 =45,672(千円) ・防火水槽 (40t) 1基 約700万円</p>	<p>【目的】 消防水利の基準等に基づき、市街地を中心に消防水利の整備を図り、消防水利を常時使用できるよう適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防水利の状況(平成16年4月1日現在) ・消火栓 368基(私設を含む。) ・防火水槽 212基(私設を含む。) 消火栓及び防火水槽の整備 消火栓及び防火水槽の維持管理 ・消火栓維持負担金 ・防火水槽用地借料等</p> <p>【負担金の概要】 県企業庁水道局に対し、消火栓の新増設や維持管理等に対する負担金。</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) ・消火栓新増設負担金 ・防火水槽(耐震性貯水槽)</p> <p>【参考】 ・消火栓新増設負担金 1基 約30万円~70万円 ・消火栓維持負担金 1基 約7,770円×351基 =2,728(千円) ・防火水槽 (40t) 1基 約700万円</p>	<p>【目的】 消防水利の基準等に基づき、市街地を中心に消防水利の整備を図り、消防水利を常時使用できるよう適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防水利の状況(平成16年4月1日現在) ・消火栓 476基(私設を含む。) ・防火水槽 331基(私設を含む。) 消火栓及び防火水槽の整備 消火栓及び防火水槽の維持管理 ・消火栓維持負担金 ・防火水槽用地借料 等</p> <p>【負担金の概要】 県企業庁水道局に対し、消火栓の新増設や維持管理等に対する負担金。</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) ・消火栓新増設負担金 ・防火水槽(耐震性貯水槽) 消火栓設置実費負担金 消防債(地方債) ・防火水槽(耐震性貯水槽)</p> <p>【参考】 ・消火栓新増設負担金 1基 約315千円×4=1,260(千円) ・消火栓維持負担金 1基 7,770円×474基 =3,683(千円) ・防火水槽 (40t) 1基 約840万円</p>	<p>【目的】 消防水利の基準に基づき、市街地を中心に消防水利の整備を図り、消防水利を常時使用できるよう適切に維持管理する。</p> <p>【内容】 消防水利の状況(平成16年4月1日現在) ・消火栓 237基(私設を含む。) ・防火水槽 111基(私設を含む。) 消火栓及び防火水槽の整備 消火栓及び防火水槽の維持管理</p> <p>【負担金の概要】 県企業庁水道局に対し、消火栓の新増設や維持管理等に対する負担金。</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金(神奈川県) ・消火栓新増設負担金</p> <p>【参考】 ・消火栓新増設負担金 1基 約320千円(千円) ・消火栓維持負担金 1基 7,770円×229基 =1,779,330(千円) ・防火水槽 (40t) 1基 約800万円</p>	<p>【課題】 消防水利の基準に基づく充足率に相違がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市 89.7%</li> <li>津久井町 82.3%</li> </ul> <p>津久井地域には、湖や河川を消防水利の基準としている箇所がある。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市の消防力整備計画の策定と併せ、消防水利の整備計画等を検討する。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	警防課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名					
11	水防活動事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	警防課	環境防災課・(広域行政組合総務課)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	58千円	50千円	0千円	0千円		
根拠法令等	水防法	水防法	水防法	水防法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	25千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の水防活動を実施する。</p> <p>【内容】 水防活動の実施 水防倉庫及び水防資機材の状況 ・水防倉庫 7箇所 ・鉄くい、針金、ロープ及び一輪車等45品目を備蓄 水防活動用資機材の整備 水防団員は、消防団員が兼務 水防倉庫敷地賃借料</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 水防活動に必要な資機材を整備する。</p> <p>【内容】 水防活動用消耗品の購入</p> <p>整備状況 備蓄状況 鉄くい、針金、ロープ、土嚢袋等9品目を備蓄</p> <p>(城山町で実施)</p> <p>【目的】 町内の水防活動を実施する。</p> <p>【内容】 水防活動の実施 水防倉庫及び水防資機材の状況 ・水防倉庫 2箇所 ・鉄くい、土嚢袋、スコップ等14品目を備蓄 水防倉庫は小倉・葉山島地区に設置しているが、この他にも防災倉庫を活用している。 水防活動用資機材の整備 水防団員は、消防団員が兼務</p> <p>【特定財源の概要】 神奈川県地震防災対策緊急支援事業費</p>	<p>【目的】 町内の水防活動を実施する。 水防団は消防団が兼ねている。</p> <p>【内容】 水防資機材は防災倉庫を活用している。</p>	<p>【目的】 町内の水防活動を実施する。 水防団は消防団が兼ねている。</p> <p>【内容】 水防資機材は防災倉庫を活用している。</p>	<p>【課題】 なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	警防課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 廃止の方向で調整					
事務事業番号	事務事業名						
12	消防力整備計画						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	警防課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円					
根拠法令等	消防組織法・ 消防法・ 消防力の基準	消防力の基準・					
会計の種類別	一般会計	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円					
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成7年に発生した「阪神・淡路大震災」での教訓や複雑多様化する災害に対応するため、「相模原市21世紀総合計画」に定める安全に暮らせる都市の実現をめざした、相模原市消防本部のビジョンが必要であることから、平成12年12月、平成22年度を目標とした「相模原市消防力整備計画」を策定した。</p> <p>【内容】 消防組織・施設の充実 ・消防署等の整備 平成13年田名分署を移転(仮称)新磯分署の新設等 ・消防車両の充実 ・消防水利の整備 ・消防団機能の充実 救急体制の強化・充実(仮称)新磯分署の新設に伴い、救急隊を配備等 救助体制の強化・充実 平成13年田名分署の移転に併せ、特別救助隊を新たに配備 消防情報管理システムの整備・充実 大規模災害対策及び消防広域応援体制の充実 火災予防体制の充実</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【目的】 津久井郡消防本部の消防力の整備を計画的に進める。</p> <p>【内容】 消防施設の再編に伴い、津久井郡広域行政組合の施設検討部会で検討中である。</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 消防力整備計画の策定の有無について相違がある。</p> <p>・相模原市 中長期を見据えた「消防力整備計画」を策定している。</p> <p>・津久井郡 施設の再編に伴う検討部会を設置し、検討中である。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、早期に新市の消防力整備計画を策定する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
27	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		警防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
13	消防相互応援協定等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	警防課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円			
根拠法令等	消防組織法	消防組織法	消防組織法	消防組織法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	8,249千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市町間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として、消防相互応援協定を締結するとともに、国に消防隊等を緊急消防援助隊として登録する。</p> <p>【内容】 応援協定締結状況 ・神奈川県下消防相互応援協定(県下27市町) ・消防相互応援協定(対東京消防庁、対町田市消防団) ・消防相互援助協約(対在日米陸軍)</p> <p>応援協定による出動状況 ・相模原市から27件、41隊、212名が出場 ・相模原市へ6件、23隊、111名が出場</p> <p>緊急消防援助隊への登録 ・消防隊 3隊 ・救助隊 1隊 ・救急隊 1隊 ・特殊災害隊 2隊 ・特殊装備隊 2隊</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市町間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として締結されています。</p> <p>【内容】 締結状況 神奈川県下消防相互応援協定(県下27市町と締結。) 消防相互応援協定(対東京消防庁、対清川村対上野原町、対都留市、中央高速道路「東京消防庁・富士吉田市・都留市・大月市・河口湖町西桂町・上野原町・富士五湖消防本部」と締結。)</p> <p>【特定財源の概要】 高速道路の消防活動に出動した場合。 清川村への救急応援出場によるもの。 ・高速自動車国道業務支弁金 8,187千円(42件) ・清川村(救急出場1件31千円) 62千円(2件)</p> <p>出動状況 津久井郡広域行政組合消防本部から11件に出場、出場部隊20隊、人員71人 津久井郡広域行政組合消防本部へ7件の受援、受援部隊10隊、人員36人 緊急消防援助隊への登録 ・消防隊 1隊 ・救急隊 1隊</p> <p>(城山町で実施)</p> <p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市町間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として締結されています。</p> <p>【内容】 応援協定締結状況(対相模原市消防団、対八王子市消防団、対町田市消防団、対愛川町消防団、対津久井町・相模湖町・藤野町消防団(津久井郡4町で締結) 応援協定による出動状況 ・なし</p>	<p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市町間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として締結されています。</p> <p>【内容】 締結状況 消防相互応援協定(対八王子市消防団、対愛川町消防団、対清川村消防団、対道志村消防団、対城山町・相模湖町・藤野町消防団(津久井郡4町で締結)</p> <p>出動状況(消防団) なし</p>	<p>【目的】 消防組織法に基づき、協定市町間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止することを目的として締結されています。</p> <p>【内容】 締結状況 消防相互応援協定(八王子市、津久井郡4町) 出動状況(消防団) なし</p>	<p>相互応援協定の締結先に相違がある。 ・相模原市 ・神奈川県下 隣接市等 在日米陸軍 ・津久井郡 神奈川県下 隣接市等(山梨県内含む) 清川村(消防を常備していない) 中央高速道路消防連絡協議会に加盟</p> <p>救急業務の応援 ・津久井郡 清川村からの要請により救急業務を実施(覚書による)</p> <p>緊急消防援助隊登録数等の相違 ・相模原市 9隊 ・津久井郡 2隊</p>	<p>【調整方針】 合併時に新市の相互応援協定を締結する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 警防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合 廃止の方向で調整			
事務事業番号 14	事務事業名 国際消防救助隊					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	警防課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
根拠法令等	国際緊急援助隊の派遣に関する法律・ 国際消防救助隊出動体制の基本を定める要綱・ 相模原市消防本部国際消防救助隊出動計画					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 海外で大規模災害が発生した場合に、被災国からの要請に応じて緊急援助活動を行う国際消防救助隊に、本市救助隊員8名を登録する。</p> <p>【内容】 登録 平成13年4月に救助隊員8名を登録</p> <p>本市の派遣実績 平成16年6月現在、派遣実績なし</p> <p>国際消防救助隊の主な活動 平成16年2月モロッコ地震16名派遣 平成15年5月アルジェリア地震17名派遣</p>	<p>(津久井郡広域行政組合) 登録していない。</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 新市として引き続き国際消防救助隊に登録する。



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 警防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 15	事務事業名 火災警報等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	警防課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
根拠法令等	消防法・ 市火災予防条例・ 市火災警報規則	消防法・ 津久井郡広域行政組合火災予防条例・ 津久井郡消防本部消防計画				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市町村長は、都道府県知事から気象の状況が火災の予防上危険であると通報を受けたときは、火災に関する警報を発することができる。 警報が発せられた後は、その区域内にあるものは、市町村条例で定める火の使用制限に従わなければならないことを条例、規則で規定する。</p> <p>【内容】 火災警報規則 火災警報の発令及び解除等について規定 (平均風速1.5m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき等)</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 市町村長は、都道府県知事から気象の状況が火災の予防上危険であると通報を受けたときは、火災に関する警報を発することができる。となっており、警報が発せられた後は、その区域内にあるものは、市町村条例で定める火の使用制限に従わなければならない。と定められています。</p> <p>【内容】 火災警報発令基準 (1) 実効湿度60%以下であって、最低湿度が40%を下り、最大風速が7メートル/秒を超える見込みのとき (2) 平均風速10メートル/秒以上の風が、1時間以上連続して吹く見込みのとき</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>火災警報の発令に関し、手続きに相違がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相模原市 市長が、消防法に基づき、火災警報発令に関する事項を規則で定めている。</li> <li>津久井郡 消防長が、消防法に基づき、火災警報発令に関する事項を、津久井郡広域行政組合事務決裁規程で定めている。</li> </ul> <p>* (消防長の専決事項) 第7条1項3号の規程</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
27	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会		警防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
18	消防団活動基準					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	警防課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	消防組織法・ 消防法・ 消防力の基準	消防組織法・ 消防法・ 消防力の基準	消防組織法・ 消防法・ 消防力の基準	消防組織法・ 消防法・ 消防力の基準		
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火災等災害の発生に際し、消防団活動に万全を期するため、必要な基準等を定める。</p> <p>【内容】 ○要綱・規程等 相模原市消防団活動基準 ○指令の伝達方法 部長以上に無線受令機を貸与し、一斉指令により出動を指令する。 なお、副分団長以上にメールにて災害発生情報を配信している。 ○消防団災害出場種別 ・建物火災 ・林野火災 ・車両火災 ・その他火災 ・水難救助 ・水災 ・震災 ○出場隊の選別方法 災害出場種別及び災害発生場所により、予め出場区域を規程。</p>	<p>【目的】 火災等災害の発生に際し、消防団活動に万全を期するため、必要な基準等を定める。</p> <p>【内容】 ○要綱・規程等 なし ○指令の伝達方法 津久井郡消防本部より発災箇所を分団長に携帯電話により出動を指令する。(受け持ち区域に出動)また、正副団長には環境防災課より災害発生情報を電話連絡している。なお、昨年度から部長に無線受令機を貸与している。 ○消防団災害出場種別 ・建物火災 ・林野火災 ・車両火災 ・その他火災 ・水難救助 ・水災 ・震災 ○出場隊の選別方法 災害出場種別及び災害発生場所により、予め出場区域を規程。</p>	<p>【目的】 火災等災害の発生に際し、消防団活動に万全を期するため、必要な基準等を定める。</p> <p>【内容】 ○要綱・規程等 火災出動基準(消防計画に掲載) ○指令の伝達方法 班長以上に無線受令機を貸与し、一斉指令により出動を指令する。(受け持ち区域に出動) なお、分団長には津久井郡消防本部より災害発生情報を電話連絡している。 ○消防団災害出場種別 ・建物火災 ・林野火災 ・車両火災 ・その他火災 ・水難救助 ・水災 ・震災 ○出場隊の選別方法 災害出場種別及び災害発生場所により、予め出場区域を規程。</p>	<p>【目的】 火災等災害の発生に際し、消防団活動に万全を期するため、必要な基準等を定める。</p> <p>【内容】 ○要綱・規程等 なし ○指令の伝達方法 副分団長以上に無線受令機を貸与し、一斉指令により出動を指令する。 なお、分団長には津久井郡消防本部より災害発生情報を電話連絡している。 ○消防団災害出場種別 ・建物火災 ・林野火災 ・車両火災 ・その他火災 ・水難救助 ・水災 ・震災 ○出場隊の選別方法 原則として、災害出場種別及び災害発生場所にかかわらず出動する。</p>	<p>【課題】 消防団の災害受信方式の相違や消防団活動基準等の有無について相違がある。</p> <p>消防団活動基準の制定の有無 ・相模原市 有り ・津久井郡 無し</p> <p>指令の伝達方法の相違 ・相模原市 無線受令機による一斉指令及びメール配信 ・津久井郡 無線受令機による一斉指令及び電話連絡</p> <p>無線受令機(周波数)の相違 ・相模原市 常備消防と同一の周波数を使用 ・津久井郡 消防団専用の周波数を使用</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、津久井地域の消防力を勘案し、活動基準を策定する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
27	消防業務及び消防団の取扱い		消防部会	警防課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名					
19	常備消防出場体制					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	警防課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	消防組織法・ 消防法・ 消防力の基準					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火災等の災害を防止するため、常備消防の出場体制等を定める。</p> <p>【内容】 要綱・規程等 ・相模原市警防規程 ・相模原市災害出場基準 等</p> <p>消防隊等の配置 ・指揮隊 3 隊 ・消防隊 15 隊 ・救助隊 3 隊 ・救急隊 11 隊 ・特車隊(はしご隊等) 5 隊</p> <p>消防隊等の災害出場 ・火災(一般建物) 10 隊以上 ・救助 5 隊以上 ・救急 1 隊以上 等</p> <p>消防隊等平均現場到着時間(平成15年中) ・火災 4分33秒 ・救急 5分06秒</p> <p>消防車等の搭乗人員 ・消防隊5名(最低確保人員4名) ・救急隊3名 ・救助隊6名(最低確保人員5名) 等</p> <p>当直勤務体制 3部制(職員が3部に分かれ、日勤、当番(24時間)、非番を組み合わせで勤務する制度)</p> <p>平成15年中の災害出場 ・火災 253件 ・救急 24,294件 ・救助 515件 ・各種災害(風水害を含む。) 1,871件</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【目的】 火災等の災害を防止するため、常備消防の出場体制等を定める。</p> <p>【内容】 要綱・規程等 ・津久井郡消防本部消防計画(出場基準)</p> <p>消防隊等の配置 ・指揮隊 1 隊 *平日(月～金)08:30～17:00まで 警防課及び署長・副署長で運用 *夜間・休祭日については、召集者及び署長副署長にて運用 ・消防隊 5 隊 ・救助隊 1 隊 ・救急隊 4 隊 ・特車隊(はしご隊等) 1 隊</p> <p>消防隊等の災害出場 ・火災(一般建物) 5 隊 *ポンプ車等3隊・救助隊1隊・救急隊1隊 状況により順次付加する。 ・救助 3 隊 *ポンプ車等2隊・救急隊1隊以上 ・救急 1 隊以上 等</p> <p>中央高速道路 ・火災(車両) 1 隊 *化学車1隊・状況により救急隊1隊付加 ・救助 2 隊 *救助・救急各1隊 状況により救急隊1隊付加する。 ・救急 1 隊以上 *本線上の救急要請は、救急隊の後方支援にポンプ1隊を付加する。</p> <p>消防隊等平均現場到着時間(平成15年中) ・火災 10分23秒 ・救急 8分11秒</p> <p>消防車等の搭乗人員 ・消防隊3名(最低確保人員2名) ・救急隊3名</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 災害に対応した出動体制の相違とその対応力に差異がある。(地域特性として)</p> <p>地域特性による災害対応に相違がある。 ・津久井郡 山林火災対応 山岳救助対応 湖における水難救助対応 中央高速道路上での災害対応</p> <p>消防隊等災害出場部隊数に相違がある。 ・相模原市 火災 10 隊以上 等 ・津久井郡 火災 5 隊以上 等</p> <p>消防隊等平均現場到着時間に相違がある。 ・相模原市 火災 4分33秒 救急 5分06秒 ・津久井郡 火災 10分23秒 救急 8分11秒</p> <p>消防車等の配置人員に相違がある。 ・相模原市 消防隊5名(最低確保人員4名)等 ・津久井郡 消防隊3名(最低確保人員2名)等</p> <p>当直勤務体制に相違がある。 ・相模原市 3交替制 ・津久井郡 2交替制</p>	<p>【調整方針】 段階的に相模原市の制度に統合する。ただし、消防隊等災害出場部隊数及び消防車等の配置人員等については、新市の消防力整備計画の策定を踏まえながら、消防署所の整備等と併せて検討する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 警防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 常備消防出場体制					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・救助隊3名(最低確保人員2名) (特車・救助隊と乗り換え運用)</li> <li>当直勤務体制 2部制(24時間)</li> <li>平成15年中の災害出場</li> <li>・火災 32件</li> <li>・救急 2,919件</li> <li>  *中央道等57件含む</li> <li>・救助 68件</li> <li>・各種災害(風水害を含む。) 246件</li> <li>(城山町) 該当なし</li> </ul>				

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	警防課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名			課題	調整方針	
20	消防出初式等	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	警防課	環境防災課	防災課	防災交通班		
歳入予算額（平成16年度）	3,872千円	20千円	98千円	206千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防職員の士気を高揚し、職務遂行への決意を新たにするとともに、消防の全容を広く市民に公開することを目的に、年頭に消防出初め式を開催する。また、消防団員が平素鍛えた消防操法技術の成果を発表し、消防活動能力の強化を図ることを目的に、消防団消防技術競技大会が開催されている。</p> <p>【内容】 消防出初め式の開催（平成16年1月11日） ・参加部隊 消防署部隊（3消防署12分署） 245名 ・消防団部隊（1団9個分団） 544名 ・自衛消防部隊（14事業所） 60名 ・参観者（約6,300名）</p> <p>市消防団消防技術競技大会の開催（平成15年9月7日） ・小型ポンプ操法の部 17チーム 68人 ・ポンプ車操法の部 9チーム 45人</p> <p>神奈川県消防操法大会への参加（平成16年7月28日予定） ・隔年で開催する大会に1隊が出場 ・出場隊は順番による</p>	<p>【目的】 消防職員の士気を高揚し、職務遂行への決意を新たにするとともに、消防の全容を広く町民に公開することを目的に、年頭に消防出初め式が開催されている。</p> <p>【内容】 ○ 消防出初め式（平成16年1月11日開催） 参加部隊 ・消防署城山分署 13名 ・消防団部隊（1団4個分団） 140名 ・参観者（約100名） ・消防団操法演技1隊実施</p> <p>神奈川県消防操法大会への参加（次回大会に出場予定） ・隔年で開催する大会に上津久井、下津久井が交互に出場 ・出場隊は順番による</p>	<p>【目的】 消防職員の士気を高揚し、職務遂行への決意を新たにするとともに、消防の全容を広く町民に公開することを目的に、年頭に消防出初め式が開催されている。</p> <p>【内容】 ○ 消防出初め式（平成16年1月11日開催） 参加部隊 ・消防署部隊（1隊） 10名 ・消防団部隊（1団8個分団） 318名 ・参観者（約100名）</p> <p>消防団操法演技4隊実施</p> <p>神奈川県消防操法大会への参加（次回大会に出場予定） ・隔年で開催する大会に上津久井、下津久井が交互に出場 ・出場隊は順番による</p>	<p>【目的】 消防職員の士気を高揚し、職務遂行への決意を新たにするとともに、消防の全容を広く町民に公開することを目的に、年頭に消防出初め式が開催されている。</p> <p>【内容】 ○ 消防出初め式（平成16年1月11日開催） 参加部隊 ・消防署部隊（1隊） 11名 ・消防団部隊（1団4分団） 113名 ・参観者（約100名）</p> <p>消防団操法演技1隊実施</p>	<p>【課題】 消防出初め式の実施方法に相違がある。 ・相模原市 常備消防及び消防団等が一体となって実施 ・津久井郡 各町ごとに消防団が主体となって実施</p> <p>市消防団消防技術競技大会実施の有無 ・相模原市 有り ・津久井郡 無し</p> <p>神奈川県操法大会への出場部隊数及び選抜方法に相違がある。 ・相模原市 1隊 順番制 ・津久井郡 4町で2隊 選抜大会の開催</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、これまで各地域で実施してきた消防団活動については、地域性を尊重する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	救急対策課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
6	救急活動事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	救急対策課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課			
歳出予算額(平成16年度)	14,965千円	4,316千円					
根拠法令等							
会計の種類別	一般会計	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円					
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 救急活動に必要な業務用品等を整備し、常備消防の充実を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年中救急件数 24,294件</li> <li>実動救急車数 11台 非常用救急車数 3台</li> <li>現場到着までの平均時間 5分6秒</li> <li>相模原市集団救急事故対応計画を定めている</li> <li>ドクターカー出動要請要領を定めている</li> <li>県ドクターヘリ運用に関する活動要領を定めている</li> </ul> <p>救急業務検討会医師委員謝礼 303千円 相模原市救急業務検討会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的 本市の救急業務を円滑な推進にする。</li> <li>開催数 年3回</li> <li>構成員 病院関係者 9名 市衛生部 2名 市消防部 2名</li> </ul> <p>消耗品費 13,659千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>救急業務用品 救急安心カード(満75歳対象) 266千円</li> </ul> <p>消防職員災害時感染症検査手数料 40千円</p> <p>事務作業等委託 697千円</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 救急活動に必要な業務用品等を整備し、常備消防の充実を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年中救急件数 2,919件</li> <li>実動救急車数 4台 非常用救急車数 1台</li> <li>現場到着までの平均時間 8分11秒</li> </ul> <p>救急研修会 10千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催数 年1回</li> <li>消耗品費 3,276千円</li> <li>救急酸素</li> <li>救急活動用毛布等</li> <li>救急隊員用感染防止衣</li> <li>救急医療ジャーナル(1年分)</li> <li>プレホスピタル・ケア(1年分)</li> <li>救急業務用品 薬品、三角巾、ガーゼ、グローブ、マスク 除細動用品、気道確保用品、輸液用品等</li> <li>事務作業等委託 61千円</li> <li>医療廃棄物処理委託</li> </ul> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】</p> <p>○ 各種活動要領は、消防本部ごとに定めているが、一部に相違がある。</p>	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、新市の各種活動要領を作成し、活動の円滑化を図るものとする。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	救急対策課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
7	応急手当普及啓発事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	救急対策課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	4,730千円	0千円				
根拠法令等						
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 応急手当の普及啓発のために、救命講習及び救急フェア等を開催する。</p> <p>【内容】 「救急フェア」 134千円 ・救急医療週間中の前後1週間程度内で実施 ・開催日時、場所、内容等は各署単位で計画</p> <p>蘇生訓練人形購入等 10体 798千円</p> <p>応急手当普及啓発事業委託 3,798千円 委託先 (社)相模原市防災協会 委託事務内容 ・救命講習会受講の受け付け ・受け付け名簿の作成送付 ・認定書、修了書の作成 ・必要資機材の調達、搬送 ・講習会場の設営、撤去 ・統計報告</p> <p>救命講習会予定回数 91回 予定人員 2,700人</p> <p>講習会内容 ・普通救命講習会 3時間講習 ・上級救命講習会 8時間講習 ・普及員講習会 24時間講習 ・普及員再講習 3時間講習</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 応急手当の普及啓発のために、救命講習を開催する。</p> <p>【内容】 ・救命講習会受講の受け付け ・受け付け名簿の作成送付 ・認定書、修了書の作成 ・必要資機材の調達、搬送 ・講習会場の設営、撤去 ・統計報告</p> <p>救命講習会随時受け付け</p> <p>講習会内容 ・普通救命講習会 3時間講習 ・上級救命講習会 8時間講習</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 救命講習会の講習区分と開催方法に相違がある。</p> <p>相模原市 ・普通救命講習 ・上級救命講習 ・応急手当普及員講習 ・資機材の搬送を始め受付等を防災協会に事務委託している。</p> <p>津久井郡 ・応急手当普及員講習は、開催していない。 ・再講習を制度化している。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	救急対策課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
8	救急高度化推進事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	救急対策課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課			
歳出予算額(平成16年度)	17,273千円	3,171千円					
根拠法令等							
会計の種類別	一般会計	一般会計					
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円					
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等					
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 救急業務の高度化推進に基づいて、メディカルコントロール体制等所要の整備を図る。</p> <p>【内容】 ・常時指示体制の整備、事後検証体制の整備、再教育体制の整備 ・救急救命士の処置範囲の拡大対応 ・高度救急医療資機材の整備</p> <p>県北・県央地区MC協議会負担金 2,470千円 ・指示委託費 ・医師検証費 ・検証票印刷費(医師検証用)</p> <p>救急外傷セット等 384千円 救急業務賠償責任保険 354千円 検証票(署内検証票用) 2,400千円 各種研修会負担金等 11,665千円 ・高規格救急車台数 実動車 11台 非常用 3台 ・全隊に救急救命士を配置している ・救急救命士数 67人(16・4・1現在) ・平成16年度気管挿管認定救命士予定数 5人</p> <p>【負担金の概要】 県北・県央地区メディカルコントロール協議会の負担金である。</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 救急業務の高度化推進に基づいて、メディカルコントロール体制等所要の整備を図る。</p> <p>【内容】 ・常時指示体制の整備、事後検証体制の整備、再教育体制の整備 ・救急救命士の処置範囲の拡大対応 ・高度救急医療資機材の整備</p> <p>県北・県央地区MC協議会負担金 775千円 ・指示委託費 ・医師検証費 ・救急出場報告書・搬送証明書 103千円 救急業務賠償責任保険 61千円 各種研修会負担金 2,232千円 ・高規格救急車台数 実動車 3台 非常用 1台 ・救急車(B型)1台 ・高規格救急車配備している所に救急救命士を配置している。 ・救急救命士数 12人(16年4月1日現在) ・平成16年度気管挿管認定救命士予定数 1名</p> <p>【負担金の概要】 県北・県央地区メディカルコントロール協議会の負担金である。</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 救急救命士養成計画及び救急救命士乗車状況に相違がある。</p> <p>相模原市は、救急救命士が全隊配置となっている。</p> <p>津久井郡広域は、本署救急隊に救急救命士が配置されていない。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。なお、新市の救急救命士養成計画を策定するとともに、高度化推進事業と併せ津久井地域の全救急隊に救急救命士を配置させることを検討する。</p>	



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い	専門部会名 消防部会	相模原市の課等の名称 指令課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号 6	事務事業名 通信施設維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	指令課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	167,062千円	2,443千円				
根拠法令等	消防組織法、電波法、気象業務法	消防組織法、電波法、気象業務法				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	1,700千円	537千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源・電算システム				
電算システム名	消防情報管理システム	消防情報システム				
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防情報管理システム及び消防通信施設の適正な維持管理を行い、災害情報の効率的な活用を図る。</p> <p>【内容】 ○消防情報管理システム及び消防通信施設が的確に運用するための保守管理。 ○システムに係る電子計算機器等の使用に係るリース料の支払い。</p> <p>【参考】 通信施設 基地局 1(消防本部) 前進基地局 1(南消防署) 移動局 110(各車両) 署活動系 76(各部隊) 無線通信 市内波 2(A波・B波) 県内共通波 1 全国波 3(1波・2波・3波) 救急波 1</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策事業補助金</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 消防情報管理システム及び消防通信施設の適正な維持管理を行い、災害情報の効率的な活用を図る。</p> <p>【内容】 ○消防情報管理システム及び消防通信施設が的確に運用するための保守管理。 ○システムに係る電子計算機器等の使用に係るリース料の支払い。</p> <p>【参考】 通信施設 基地局 1(消防本部) 前進基地局 5(城山分署) (藤野分署) (青根出張所) (小仏トンネル東) (小仏トンネル西) 移動局 23(各車両) 4(各町役場) 可搬式 1(消防本部) 署活動系 22(各部隊) 無線通信 市内波 1 県内共通波 1 全国波 3(1波・2波・3波) 救急波 0</p> <p>【特定財源の概要】 市町村地震防災対策事業補助金</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 消防情報管理システムに相違がある。</p> <p>【内容】 相模原市と津久井郡(組)本部において運用している消防情報管理システムのメーカーが異なり、互換性がないため統一が必要。 ・相模原市：NEC(型) ・津久井郡(組)：富士通ゼネラル(型)</p> <p>相模原市と津久井郡(組)無線波の数、周波数の相違がある。 相模原市と津久井郡(組) ・相模原市：市内波2波、救急波、県内共通波1波、全国共通波3波 ・津久井郡(組)：市内波1波、県内共通波1波、全国共通波1波(基地局のみ3波) ・無線中継基地の整備</p> <p>地図検索装置内の地図に相違がある。 ・相模原市：都市計画白図 ・津久井郡(組)：ゼンリン</p> <p>指令室内表示盤の改修 ・指令室内表示盤への津久井郡の車両状況、病院情報、119番着信表示等の組み込み</p> <p>車両動態管理方法に相違がある。 ・相模原市：GPSを活用 ・津久井郡(組)：無線を活用</p>	<p>【調整方針】 合併後、相模原市の消防情報システムの更新時期に合わせて統一したシステムを整備する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い	専門部会名 消防部会	相模原市の課等の名称 指令課																																					
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了																																					
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整																																					
事務事業番号 7	事務事業名 災害通報の受信及び指令																																							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題																																			
担当課名	指令課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課																																				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																						
根拠法令等	消防組織法	消防組織法																																						
会計の種類別	一般会計	一般会計																																						
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																						
関係団体・慣行																																								
使用料・手数料・補助金等																																								
事務事業の別	電算システム	電算システム																																						
電算システム名	消防情報管理システム	消防情報管理システム																																						
備考1																																								
備考2																																								
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																								
【事務事業の内容】	<p>【目的】 消防情報管理システムを活用し、災害情報の受信、部隊選別、出場指令を迅速・確実に行う。</p> <p>【内容】 ○災害情報受信時、発信地表示システム(NTT)を活用して災害地点を瞬時に把握し、車両動態管理により直近の部隊選別を行い、自動出場指令を発する。 ○携帯電話からの災害情報においても消防本部指令室において直接受信。</p> <p>【電算システム】【基礎数値】 指令システム</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">火災報知専用電話(119)回線数</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">18</td> </tr> </table> <p>119番通報受信状況 合計 40,951件</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">・火災</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">533 (110)</td> </tr> <tr> <td>・救急</td> <td style="text-align: right;">23,597(5,025)</td> </tr> <tr> <td>・その他の災害</td> <td style="text-align: right;">805 (110)</td> </tr> <tr> <td>・問い合わせ等</td> <td style="text-align: right;">12,406(5,405)</td> </tr> <tr> <td>・試験</td> <td style="text-align: right;">1,732</td> </tr> <tr> <td>・他市への転送</td> <td style="text-align: right;">637</td> </tr> <tr> <td>・他市から転送</td> <td style="text-align: right;">1,241</td> </tr> </table> <p>( )は携帯電話による通報数</p>	火災報知専用電話(119)回線数	18	・火災	533 (110)	・救急	23,597(5,025)	・その他の災害	805 (110)	・問い合わせ等	12,406(5,405)	・試験	1,732	・他市への転送	637	・他市から転送	1,241	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 消防情報管理システムを活用し、災害情報の受信、部隊選別、出場指令を迅速・確実に行う。</p> <p>【内容】 ○災害情報受信時、独自の検索システム(住民基本台帳)を活用して災害地点を瞬時に把握し、自動出場指令を発する。</p> <p>【電算システム】【基礎数値】 指令システム</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">火災報知専用電話(119)回線数</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">12</td> </tr> </table> <p>119番通報受信状況 合計 7,353件</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">・火災</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">70 (18)</td> </tr> <tr> <td>・救急</td> <td style="text-align: right;">1,947 (376)</td> </tr> <tr> <td>・その他の災害</td> <td style="text-align: right;">7 (5)</td> </tr> <tr> <td>・問い合わせ等</td> <td style="text-align: right;">422</td> </tr> <tr> <td>・試験</td> <td style="text-align: right;">4,085</td> </tr> <tr> <td>・他市への転送</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td>・他市から転送</td> <td style="text-align: right;">473</td> </tr> <tr> <td>・その他</td> <td style="text-align: right;">346</td> </tr> </table> <p>( )は携帯電話による通報数</p> <p>(城山町) (該当なし) 消防団活動において、消防団相互の連絡用として消防団無線がある。(153.35MHz)</p>	火災報知専用電話(119)回線数	12	・火災	70 (18)	・救急	1,947 (376)	・その他の災害	7 (5)	・問い合わせ等	422	・試験	4,085	・他市への転送	3	・他市から転送	473	・その他	346	<p>(該当なし) 消防団活動において、消防団相互の連絡用として消防団無線がある。(153.35MHz)</p>	<p>(該当なし) 消防団活動において、消防団相互の連絡用として消防団無線がある。(153.35MHz)</p>	<p>【課題】 119番通報を始めとする災害情報受信システムや指令システムに相違がある。</p> <p>【内容】 指令システムとの相違 相模原市と津久井郡(組)の指令室において現行別々に運用している指令システムのメーカー、仕様等が異なり、互換性がないため、災害情報の受信、出場指令、災害事案管理等が統一できない。 ・相模原市：NEC ・津久井郡(組)：富士通ゼネラル</p> <p>119番通報入電専用電話回線の相違 ・相模原市：NTT18回線、携帯電話直接受信回線8回線(4社)、IP電話2回線(1社) ・津久井郡(組)：NTT12回線、他市からの携帯電話転送受信回線4回線(直接受信なし)</p> <p>出場部隊の選定方法等の相違 ・相模原市：各車両に車両動態管理端末装置を積載し、GPSを活用した車両動態管理により直近部隊を選別、現着、放水開始等の活動状況を一括管理 ・津久井郡(組)：無線を活用</p> <p>発信地表示システムの範囲拡大 消防団員への災害指令伝達方法の相違 相模原市と津久井郡各町では、消防団員に対する災害情報の伝達方法が異なるため、伝達方法を統一する必要がある。 ・相模原市：部長以上及び各車両に配置した受令機に対する無線指令、メール配信 ・津久井郡(組)：受令機による無線指令、電話連絡 ・城山町、津久井町、相模湖町の消防団は、消防団専用無線がある。</p>	<p>【調整方針】 相模原市の消防情報システムの更新時期に合わせ、統一したシステムを整備する。なお、それまでの間、現行のとおり相模原市及び津久井郡広域行政組合消防本部の2箇所119番通報を受信する。また、常備、非常備を含めた災害情報の受伝達のシステムを検討する。</p>
火災報知専用電話(119)回線数	18																																							
・火災	533 (110)																																							
・救急	23,597(5,025)																																							
・その他の災害	805 (110)																																							
・問い合わせ等	12,406(5,405)																																							
・試験	1,732																																							
・他市への転送	637																																							
・他市から転送	1,241																																							
火災報知専用電話(119)回線数	12																																							
・火災	70 (18)																																							
・救急	1,947 (376)																																							
・その他の災害	7 (5)																																							
・問い合わせ等	422																																							
・試験	4,085																																							
・他市への転送	3																																							
・他市から転送	473																																							
・その他	346																																							

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 消防署警備課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 り災証明及び搬送証明					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防署警備課	環境防災課・(広域行政組合警防課)	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
根拠法令等	相模原市火災調査規程・ 相模原市救急業務規程	消防本部の組織に関する規則				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 発生した火災・救急搬送の事実を証明する。</p> <p>【内容】 証明状況(平成15年度) ・り災証明 163件 ・搬送証明 16件</p> <p>発行場所 全ての消防署、分署</p> <p>証明者 消防長</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 発生した火災・救急搬送の事実を証明する。</p> <p>【内容】 証明状況(平成15年度) ・り災証明 16件 ・搬送証明 6件</p> <p>発行場所 消防本部</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	<p>【課題】 り災証明、搬送証明を発行する部署に相違があること及び証明者に相違がある。</p> <p>相模原市 全ての消防署、分署で発行している。 ・証明者は、消防長</p> <p>津久井郡 消防本部のみで発行している。 ・り災証明は、消防長 ・搬送証明は、消防署長</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 消防署警備課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 各種催事に係る警備					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防署警備課	環境防災課・(広域行政組合消防署)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
根拠法令等	消防法・ 消防組織法	消防法・ 消防組織法・				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円		0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市観光事業等に伴い、会場及び周辺における火災等の災害を未然に防止すると共に災害発生時の迅速な対応を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泳げ鯉のぼり</li> <li>・相模大風祭り</li> <li>・上溝夏祭り</li> <li>・相模原納涼花火大会</li> <li>・橋本七夕祭り</li> <li>・その他各地域のイベント及び歳末火災特別警備に伴う神社等の警備、警戒</li> </ul>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 津久井郡の観光事業等に伴い、会場及び周辺における火災等の災害を未然に防止すると共に災害発生時の迅速な対応を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市納涼花火大会(応援)</li> <li>・相模湖湖上祭</li> <li>・ふじの産業祭</li> <li>・津久井湖駅伝</li> <li>・ふじのやまなみクロスカントリー</li> <li>・相模湖駅伝</li> <li>・相模湖レガッタ</li> <li>・交通安全フェスティバル</li> <li>・さくら祭(津久井湖)</li> </ul> <p>(城山町で実施)</p> <p>【目的】 本町及び近隣市町の観光事業等に伴い、会場及び周辺における火災等の災害を未然に防止すると共に災害発生時の迅速な対応を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小倉橋灯ろう流し</li> <li>・相模原市納涼花火大会(応援)</li> </ul> <p>警戒部隊 消防団第4分団</p>	該当なし	<p>【目的】 町内の観光事業等に伴い、会場及び周辺における火災等の災害を未然に防止すると共に災害発生時の迅速な対応を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模湖湖上祭</li> <li>警戒部隊 相模湖町消防団</li> </ul>	<p>【課題】 なし</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	消防署警備課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 廃止の方向で調整					
事務事業番号	事務事業名						
19	防火相談等						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名		消防署警備課	環境防災課・(広域行政組合消防署)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)		0千円	0千円				
根拠法令等							
会計の種類		一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)		0千円	0千円				
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】		<p>【目的】 市民から、火災予防に関することや救急に関すること、医療機関に関する事など、問合せや相談等を受ける。</p> <p>【内容】 ・防火相談 ・救急相談</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 郡民から、火災予防に関することや救急に関すること、医療機関に関する事など、問合せや相談等を受ける。</p> <p>【内容】 ・防火相談 ・救急相談</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 消防署査察指導課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 8	事務事業名 火災予防等の指導及び規制					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	消防署査察指導課	環境防災課・(広域行政組合予防課・消防署)	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
根拠法令等	消防法、相模原市火災予防条例	消防法・ 津久井郡広域行政組合火災予防条例・				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火災予防のため立入検査等を実施し、火災予防上必要な措置を講じるもの。</p> <p>【内容】 1 防火対象物等への立入検査 (1)消防法第4条の規定に基づき、防火対象物に立ち入り、防火管理及び消防用設備等の設置・維持管理状況の検査をするもの。 (2)要綱・要領等 ア 相模原市火災予防査察規程・事務処理要領 イ 相模原市火災予防事務取扱要綱 ウ 相模原市火災予防違反処理規程 エ 防火対象物定期点検報告制度事務取扱要領 オ 火災予防条例第25条運用指針等</p> <p>2 寝たきり高齢者家庭の防火診断 (1)秋季・春季全国火災予防運動期間中に寝たきり高齢者家庭を訪問し、住宅防火対策の推進を図るもの。</p> <p>3 防火相談 (1)消防法及び相模原市火災予防条例等の規定による火災の予防に危険である物件等の相談を市民から受けるもの。</p> <p>【基礎数値】 1 防火対象物数(平成16年3月31日現在) (1)防火対象物数 17,339棟 (2)危険物施設 1,063施設 2 寝たきり高齢者家庭数 330世帯(平成15年度中) 3 防火相談件数 92件(平成15年度中)</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 火災予防のため立入検査等を実施し、火災予防上必要な措置を講じるもの。</p> <p>【内容】 1 防火対象物等への立入検査 (1)消防法第4条の規定に基づき、防火対象物に立ち入り、防火管理及び消防用設備等の設置・維持管理状況の検査をするもの。 (2)要綱・要領等 ア 火災予防査察に関する要綱 イ 津久井郡広域行政組合火災予防違反処理規程 ウ 暫定適マーク・特例認定等に係る事務処理要綱等</p> <p>2 寝たきり、高齢者家庭の防火診断 実施していない。</p> <p>3 防火相談 消防法及び津久井郡広域行政組合火災予防条例等の規定による火災の予防に危険である物件等の相談を郡民から受けるもの。</p> <p>【基礎数値】 1 防火対象物数(平成16年3月31日現在) (1)防火対象物数 1698 棟 (2)危険物施設 264 施設 2 寝たきり、高齢者家庭の防火診断 対象数の把握無し 3 防火相談件数(H15年度中) 無し</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い	専門部会名 消防部会	相模原市の課等の名称 消防署査察指導課													
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会	調整済の可否 調整終了													
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整													
事務事業番号 15	事務事業名 屋外の火災予防の調査及び指導															
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針										
担当課名	消防署査察指導課	環境防災課・(広域行政組合予防課・消防署)	防災課	総務課												
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円														
根拠法令等	相模原市火災予防条例	津久井郡広域行政組合火災予防条例														
会計の種類	一般会計	一般会計														
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円														
関係団体・慣行																
使用料・手数料・補助金等																
事務事業の別																
電算システム名																
備考1																
備考2																
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																
【事務事業の内容】	<p>【目的】 毎年9月1日から翌年3月31日までを枯草火災防止月間として、火災予防上危険な枯草処理の推進を図る。</p> <p>【内容】 火災予防上危険な枯草処理指導要綱に基づき警備課が現地調査を実施し、文書等により指導を行う。</p> <p>【指導内訳】</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>所有者(人)</td><td></td></tr> <tr><td>合計</td><td>385</td></tr> <tr><td>相模原署</td><td>142</td></tr> <tr><td>南署</td><td>137</td></tr> <tr><td>北署</td><td>106</td></tr> </table>	所有者(人)		合計	385	相模原署	142	南署	137	北署	106	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 構成町と合同で荒地調査を実施し、火災予防上危険な枯れ草処理の推進を図る。(住民からの通報による調査を含む)</p> <p>【内容】 現地調査を実施し、文書等により指導を行う。</p> <p>【指導状況】 年間10件程度</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。
所有者(人)																
合計	385															
相模原署	142															
南署	137															
北署	106															

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 27	合併協議事項 消防業務及び消防団の取扱い		専門部会名 消防部会		相模原市の課等の名称 消防署査察指導課																																																	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了																																																	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合																																																			
事務事業番号 16	事務事業名 事業所の消防訓練指導等																																																					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																
担当課名	消防署査察指導課	環境防災課・(広域行政組合予防課・消防署)	防災課	総務課																																																		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																																				
根拠法令等																																																						
会計の種類別	一般会計	一般会計																																																				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円																																																				
関係団体・慣行																																																						
使用料・手数料・補助金等																																																						
事務事業の別																																																						
電算システム名																																																						
備考1																																																						
備考2																																																						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 火災の発生防止と火災発生時の早期通報、早期通報、初期消火、安全避難などの一連の初期活動を円滑に行うために実施する。</p> <p>【内容】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>訓練回数</th> <th>参加人員</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>554</td> <td>58,916</td> <td>2,413</td> </tr> <tr> <td>相模原署</td> <td>217</td> <td>22,559</td> <td>943</td> </tr> <tr> <td>南署</td> <td>216</td> <td>23,279</td> <td>968</td> </tr> <tr> <td>北署</td> <td>121</td> <td>13,078</td> <td>502</td> </tr> </tbody> </table>		訓練回数	参加人員	職員数	合計	554	58,916	2,413	相模原署	217	22,559	943	南署	216	23,279	968	北署	121	13,078	502	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【目的】 火災の発生防止と火災発生時の早期通報、早期通報、初期消火、安全避難などの一連の初期活動を円滑に行うために実施する。</p> <p>【内容】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>訓練回数</th> <th>参加人員</th> <th>職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>82</td> <td>10,421</td> <td>362</td> </tr> <tr> <td>本署</td> <td>23</td> <td>3,187</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>城山分署</td> <td>22</td> <td>24,236</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>藤野分署</td> <td>22</td> <td>1,428</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>鳥屋出張所</td> <td>13</td> <td>1,521</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>青根出張所</td> <td>2</td> <td>49</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(城山町) 該当なし</p>		訓練回数	参加人員	職員数	合計	82	10,421	362	本署	23	3,187	120	城山分署	22	24,236	100	藤野分署	22	1,428	99	鳥屋出張所	13	1,521	39	青根出張所	2	49	4	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。
	訓練回数	参加人員	職員数																																																			
合計	554	58,916	2,413																																																			
相模原署	217	22,559	943																																																			
南署	216	23,279	968																																																			
北署	121	13,078	502																																																			
	訓練回数	参加人員	職員数																																																			
合計	82	10,421	362																																																			
本署	23	3,187	120																																																			
城山分署	22	24,236	100																																																			
藤野分署	22	1,428	99																																																			
鳥屋出張所	13	1,521	39																																																			
青根出張所	2	49	4																																																			



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
27	消防業務及び消防団の取扱い	消防部会	消防署査察指導課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名			課題	調整方針	
19	火災予防等に関する届け出、検査等	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	消防署査察指導課	(広域行政組合予防課・消防署)				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
根拠法令等	消防法及び相模原市火災予防条例	消防法・津久井郡広域行政組合火災予防条例				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【消防法上の届出状況】 各消防署で受理したもの 平成15年度中に相模原・南・北消防署に届出のあった主なもの 消防用設備等着工・設置・工事計画等 2196 消防用設備等点検結果報告 4014 消防計画・防火管理者選解任等他届 2063 合計8,273件</p> <p>【相模原市火災予防条例上の届出状況】 各消防署・分署で受理したもの 平成15年度中に相模原・南・北消防署に届出のあった主なもの 防火対象物使用開始届 506 火気・電気設備等・ネオン管灯設置 125 火煙・道路工事等 1443 少量危険物・指定可燃物 94 その他 188 合計2,356件</p> <p>【消防法上の検査状況】 平成15年度中相模原・南・北消防署で実施した状況 消防法施行令別表第一の防火対象物の消防用設備等の設置検査 347件</p> <p>【相模原市火災予防条例上の検査】 相模原・南・北消防署で実施している。</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施) 【消防法上の届出状況】 ・全て消防本部予防課で受付 ・平成15年度中の届出 消防用設備等着工・設置・工事計画等 94 消防用設備等点検結果報告 472 消防計画・防火管理者選解任届 等 88 合計654件</p> <p>【津久井郡広域行政組合火災予防条例上の届出状況】 ・消防本部予防課・消防署及び分署等で受理したもの ・平成15年度中の主な届出 防火対象物使用開始届 42 火気・電気設備等・ネオン管灯設置 39 火煙・道路工事等 426 少量危険物・指定可燃物 23 その他 11 合計541件</p> <p>【消防法上の検査状況】 ・検査は全て消防本部予防課で実施している。</p> <p>(城山町) 該当なし</p>	該当なし	該当なし	【課題】 なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

# 協議第 32 号 防災事業の取扱いについて

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
28	防災事業の取扱い	総務部会	防災対策課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
6	防災会議の運営					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災対策課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	646千円	40千円	47千円	41千円		
根拠法令等	災害対策基本法・相模原市防災会議条例	災害対策基本法・城山町防災会議条例	災害対策基本法・津久井町防災会議条例	災害対策基本法・相模湖町防災会議条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>相模原市防災会議条例に基づき、市及び防災関係機関相互の連絡調整、地域防災計画の策定及び発災時における災害情報収集等を行うことを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 48名</li> <li>・内訳 会長(市長) 1名 市職員 22名 防災関係機関 25名</li> <li>・開催回数 2回/年 定例会1回、大規模災害発生時1回(ただし、大規模災害発生時は複数回開催の可能性あり)</li> <li>・事業費内訳 報酬(非常勤特別職報酬) @12,600×25名×2回/年=630,000円 (報酬支払対象者25名中、各機関の都合により受領辞退あり)</li> <li>・旅費(費用弁償) 3,000円×2回/年=6,000円 (費用弁償対象者8名中、各機関の都合により受領辞退あり)</li> <li>・需要費(食料費:賄い) @100×48名×2回/年=9,600円</li> <li>・報酬支払対象者(25名) 陸上自衛隊第4施設群長、関東農政局神奈川農政事務所地域課長、相模原労働基準監督署長、関東地方整備局相武国道事務所長、県央地区行政センター所長、相模原土木事務所長、水道局相模原営業所長、相模原警察署長、相模原南警察署長、相模原市消防団長、相模原市自治会連合会理事、相模原郵便局長、橋本郵便局長、座間郵便局長、東日本旅客鉄道(株)yokohama支社橋本駅長、(株)NTTサービス東京東京西支店ブロードバンド営業担当部長、日本通運(株)北神奈川支店長、東京電力(株)相模原支社長、東京瓦斯(株)神奈川導管事業部湘南導管ネットワークセンター所長、(社)相模原市医師会会長、小田急電鉄(株)相模大野駅長、京王電鉄(株)相模原管区駅長、神奈川中央交通(株)相模原営業所長、(社)神奈川県トラック協会相模支部長、(社)相模原市建設業協会会長</li> <li>・旅費支払対象者(8名) *上記「報酬支払対象者」のうち、下線表記の機関の長</li> </ul>	<p>城山町防災会議条例に基づき、地域防災計画の策定、発災時における災害に関する情報収集を行うことを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 15名</li> <li>・内訳 会長(町長) 1名 町職員 2名 関係機関委員 12名</li> <li>・開催回数 1回/年</li> <li>・事業費内訳 報酬(非常勤特別職報酬) @7,500×5名/1回=37,500円 (公的機関の委員は職務上の出席につき無報酬)</li> <li>町職員以外の委員 城山郵便局長 津久井地区行政センター所長 津久井保健福祉事務所所長 津久井土木事務所所長 津久井警察署長 消防団長 津久井広域消防本部消防長 ㈱NTTサービス東京東京西支店第1営業部長 医師会代表 東京電力㈱相模原営業所長 水道局津久井営業所長</li> </ul>	<p>津久井町防災会議条例に基づき、町及び防災関係機関相互の連絡調整、地域防災計画の策定及び発災時における災害情報収集等を行うことを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 20名</li> <li>・内訳 会長(町長) 1名 町職員 8名 防災関係機関 11名</li> <li>・開催回数 0回/年</li> <li>・事業費内訳報酬(非常勤特別職報酬) @7,700×6名×1回/年=46,200円 (公的機関の委員は職務上の出席につき無報酬)</li> <li>旅費(費用弁償) なし</li> <li>・需要費(食料費:賄い) なし</li> <li>・報酬支払対象者(11名) 津久井郵便局長 神奈川農政事務所地域課長 津久井地区行政センター所長 津久井土木事務所所長 津久井保健福祉事務所所長 津久井警察署長 津久井町消防団長 津久井郡医師会理事 NTTサービス東京東京西支店営業担当部長 津久井郡広域行政組合消防長 津久井町自治会連合会長</li> </ul>	<p>相模湖町防災会議条例に基づき、町及び防災関係機関相互の連絡調整、地域防災計画の策定及び発災時における災害情報収集等を行うことを目的とする。</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 16名</li> <li>・内訳 会長(町長) 1名 町職員 3名 防災関係機関 12名</li> <li>・開催回数 1回/年</li> <li>・事業費内訳報酬(非常勤特別職報酬) @4,100×10名×1回/年=41,000円 (公的機関の委員は職務上の出席につき無報酬)</li> <li>旅費(費用弁償) なし</li> <li>・需要費(食料費:賄い) なし</li> <li>・報酬支払対象者(10名) 津久井地区行政センター所長 津久井土木事務所所長 津久井保健福祉事務所所長 津久井警察署長 津久井赤十字病院長 津久井医師会(相模湖地区役員) JR相模湖駅長 NTTサービス東京東京西支店営業部長 東京電力(株)相模原営業所長 (株)津久井神奈交バス取締役所長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員数 相模原市 48名 城山町 15名 津久井町 20名 相模湖町 16名</li> <li>・報酬額(非常勤特別職報酬) 相模原市 12,600円/回 城山町 7,500円/回 津久井町 7,700円/回 相模湖町 4,100円/回</li> <li>・旅費(費用弁償) 相模原市 市外から市内直近の駅まで 城山町 支出なし 津久井町 支出なし 相模湖町 支出なし</li> <li>・需要費(賄い) 相模原市 単価100円 城山町 支出なし 津久井町 支出なし 相模湖町 支出なし</li> <li>・委員委嘱対象機関の調整が必要である。</li> </ul>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
28	防災事業の取扱い		総務部会		防災対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
7	防災対策普及啓発推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災対策課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	1,150千円	0千円	0千円	50千円		
根拠法令等	相模原市地域防災計画	城山町地域防災計画	津久井町地域防災計画	相模湖町地域防災計画		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 防災に対する市民等の意識高揚を図るため、防災ガイドブックの作成・配布及びホームページの作成を行い、普及啓発を推進する。</p> <p>【概要】 ・防災ガイドブックの作成、配布 平成13年8月作成版「わが家わがまちの防災」の増刷を予算範囲内で実施し、自治会、防災関係機関等に配布する。 ・ホームページ作成委託 相模原市ホームページに掲載している内容について、実用性のある防災情報を市民にわかりやすく提供するため、ホームページの作成について事務作業等を委託する。 (主な更新案) ・「暮らしのガイド」掲載内容の更新、追加 ・防災アセスメント調査(概要版)の掲載 ・地区別防災カルテの掲載 ・地域防災計画(概要版)の掲載 ・庁内各課及び防災関係機関等のホームページへのリンクを掲載 ・災害発生情報、避難所開設情報等、災害発生時における市からの情報の掲載 ・防災対策課の業務内容の更新 ・総合防災訓練、講演会等の情報を掲載 ・事業費内訳 印刷製本費 1,000,000円 事務作業等委託料 150,000円 ・毎年度、各要員の選任後に災害対策本部要員の研修を実施 災害対策本部連絡員研修、災害対策本部事務局員研修、避難所担当者研修、救護所担当者研修 ・職員に対する防災思想の普及・啓発のため、「防災ニュース」を定期的に発行し、時事に合わせ防災に関する様々な情報を提供する。 発行回数 4回/年</p>	<p>【目的】 防災に対する意識高揚、特に地震発生時の適切な行動を身に付けてもらうため町広報紙で啓発活動を行う。</p> <p>【概要】 ・町広報お知らせ版「ホットライン」で「わが家の防災メモ」と題して、4月から6月号で毎年、地震に対する備え、行動等の内容を掲載している。 ・町ホームページに防災情報掲載。</p>	<p>【目的】 防災に対する町民等の意識高揚を図るため、津久井町ホームページ等で普及啓発を推進する。</p> <p>【概要】 ・広報つくいに防災関係記事を掲載。 ・津久井町ホームページに防災情報掲載。</p>	<p>【目的】 防災に対する町民等の意識高揚を図るため、広報誌等により、防災の普及啓発を推進する。</p> <p>【概要】 町広報誌に防災に関する記事を掲載</p>	<p>・ガイドブック、リーフレットの作成 相模原市 あり 城山町 なし 津久井町 なし 相模湖町 なし</p> <p>・災害対策本部要員等の研修 相模原市 あり 城山町 なし 津久井町 なし 相模湖町 なし</p> <p>・職員啓発用広報誌の発行 相模原市 あり(防災ニュース 4回/年) 城山町 なし 津久井町 なし 相模湖町 なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
28	防災事業の取扱い		総務部会		防災対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
8	地域防災計画の推進					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災対策課	環境防災課	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法	災害対策基本法	災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法	災害対策基本法・大規模地震対策特別措置法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画の修正等により、市民、事業所及び市が一体となった本市の防災対策を推進する。</p> <p>【内容】 本市においては、平成14年度に上記目的のとおり全面修正済。修正にあたっては、平成12年度に実施した防災アセスメントの結果や国・県の防災計画等の修正の動き、これまでの訓練等による修正前の地域防災計画の検証結果等を踏まえたものとし、計画本体、概要版及び職員初動マニュアルを作成した。</p> <p>・修正に係る基礎資料 防災アセスメント調査(平成12年度実施) 事業費 8,536,500円 調査事項 (1)災害履歴調査、(2)土地利用変遷調査、(3)災害誘因調査(地震活動調査、活断層調査、気象概況整理)、(4)災害素因調査(地形・地質分類調査、地震被害想定調査、風水害危険性評価)、(5)地域危険性総合評価、(6)防災課題の整理</p> <p>*防災アセスメント調査結果に基づき、小学校区ごとに地区別防災カルテを平成13年度に作成し、自主防災組織等に配布 事業費 9,177,000円</p> <p>・事業費 20,895,000円 地域防災計画 1,000部 同概要版 300部 相模原市職員初動マニュアル 4,300部</p>	<p>【目的】 災害対策基本法第42条に基づき城山町防災会議が策定する計画であり、町及び防災関係機関が町民の協力のもと災害対策を講ずることで、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする</p> <p>【内容】 現計画は、平成9年度に全面修正し、現在に至っている。全面修正後期間が経過しており、修正の必要性はあるが、修正時期は決定していない。</p>	<p>【目的】 災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、町民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域防災計画の修正等により、町民、事業所及び町が一体となった本市の防災対策を推進する。</p> <p>【内容】 本町においては、平成8年度に上記目的のとおり全面修正済。</p> <p>防災アセスメント調査(平成7年度実施) 調査事項 (1)災害履歴調査、(2)土地利用変遷調査、(3)災害誘因調査(地震活動調査、活断層調査、気象概況整理)、(4)災害素因調査(地形・地質分類調査、地震被害想定調査、風水害危険性評価)、(5)地域危険性総合評価、(6)防災課題の整理</p>	<p>【目的】 災害対策基本法第42条及び大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、相模湖町防災会議が策定する計画であり、町及び防災関係機関が町民の協力のもと災害対策を講ずることで、町民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする</p> <p>【内容】 現計画は、平成8年度に全面修正し、現在に至っている。全面修正後期間が経過しており、修正の必要性はあるが、修正時期は未定である。</p>	<p>・防災アセスメント調査 相模原市 平成12年度実施 城山町 未実施 津久井町 平成7年度実施 相模湖町 未実施</p> <p>・地区別防災カルテの作成 相模原市 平成13年度作成 城山町 未作成 津久井町 未作成 相模湖町 未作成</p> <p>・地域防災計画修正事業 相模原市 平成14年度 城山町 平成9年度 津久井町 平成8年度 相模湖町 平成8年度</p> <p>・合併後の地域防災計画の作成には、全地域、同様の被害想定による対策計画となるため、同条件、同項目における防災アセスメント調査の実施が必須であり、さらに、各地域独自の被害予測に対応するための個別計画が必要となる。</p>	<p>【調整方針】 合併後、速やかに着手し、3年を目途に策定する。ただし、新市における地域防災計画が策定されるまでの間は、1市3町で定める地域防災計画を適用することとするが、非常配備体制に限り、合併時に相模原市の体制に統合する。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 28	合併協議事項 防災事業の取扱い	専門部会名 総務部会			相模原市の課等の名称 防災対策課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			廃止の方向で調整	
事務事業番号 10	事務事業名 災害に係る関係機関等との連絡調整					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災対策課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円		0千円	0千円		
根拠法令等	災害対策基本法 相模原市地域防災計画		災害対策基本法 津久井町地域防災計画	災害対策基本法 相模湖町地域防災計画		
会計の種類別	一般会計		一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円		0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地震、風水害及び特殊災害による災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合、市民の生命、身体及び財産の保護のため、迅速的確な情報伝達により、災害派遣活動及び災害対応を円滑に実施する。</p> <p>【概要】 相模原市災害対策連絡調整会議 自衛隊、警察署及び市の情報交換及び意見交換を実施し、災害に関する情報の共有、組織間相互の協力・連携体制の強化等を図る。 ・構成員...陸上自衛隊第4施設群、相模原警察署、相模原南警察署、相模原市 ・開催回数...2回/年 ・地域防災計画、地域防災計画に基づく細部計画(マニュアル含む)及び各応援協定等に基づき、各機関ごとの担当課・機関において、災害発生時及び発生のおそれがある場合の連絡体制の確立を図る。</p>	該当なし (同様の連絡調整会議は設置していない。)	<p>【目的】 地震、風水害及び特殊災害による災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合、町民の生命身体及び財産の保護のため、迅速的確な情報伝達により、災害派遣活動及び災害対応を円滑に実施する。</p> <p>【概要】 ・地域防災計画、地域防災計画に基づく細部計画(マニュアル含む)及び各応援協定等に基づき、各機関ごとの担当課・機関において、災害発生時及び発生のおそれがある場合の連絡体制の確立を図る。</p>	<p>【目的】 災害時の発生及び発生のおそれのある場合、町民の安全等の確保のため、関係機関と緊密な連携のもと、災害対策を円滑に実施する。</p>	・各区域を所管する防災関係機関の把握と連絡先等の確認を含めた情報伝達体制の確立	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
28	防災事業の取扱い		総務部会		防災対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
11	災害時における応援協定等					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災対策課	環境防災課	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市地域防災計画	城山町地域防災計画	津久井町地域防災計画	相模湖町地域防災計画		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市地域防災計画に定める災害に対する基本方針及び役割分担の効果的な実施を図るため、実施主体となる各部・各課において具体的な実施主体、役割、手続き及び行動の内容を明らかにした細部計画(マニュアル)を策定するとともに、地域防災計画及びその細部計画の効果的な実施のため、関係機関との関係を緊密にし、大規模災害発生時に迅速に対応する。</p> <p>【概要】 ・自治体、関係機関等と災害時の応援協定、協力協定を延べ102団体と締結 協定数 37(平成16年4月1日現在) ・その他必要とされる関係機関との協定、覚書等について、今後も整備を図る。</p> <p>【締結機関】 相模原市電設協会・相模原市農業協同組合・(社)神奈川県トラック協会相模支部・北相米穀(株)・相模原米穀小売商組合・(社)相模原市医師会・相模原商工会議所商業部会大型店分科会・(社)相模原市建設業協会・(株)エフエムさがみ・相模原市生活協同組合運営協議会・相模原造園協同組合・相模原郵便局・橋本郵便局・座間郵便局・(社)神奈川県エルピーガス協会相模原支部・(社)相模原地区病院協会・(社)神奈川県看護協会相模原支部・相模原市管工事設備協同組合・東北管工事協同組合・(社)相模原市社会福祉協議会・さがみはら国際交流ラウンジ運営委員会・(社)神奈川県柔道整復師会相模支部・(社)相模原市薬剤師会・神奈川県舞祭協同組合・(社)全国霊柩自動車協会・(社)全日本冠婚葬祭互助協会・(社)神奈川県解体業協会・神奈川県東地区廃棄物処理業協議会・(社)神奈川県産業廃棄物協会・(社)神奈川県石油商業組合北相支部・(社)相模原市建設業協会・相模原資源回収事業協会・県下市町村等(28)・東京消防長・町田市・在日米陸軍・銀河連邦共和国(4)・町田市・中核市(35)</p>	<p>【目的】 城山町地域防災計画に定める災害応急対策を有効的に実施するため、関係機関との協力体制を整え災害発生時に対応する。</p> <p>【概要】 関係機関との災害時の応援・協力協定7団体、井戸所有者127名、事業者2社と締結</p> <p>【締結機関】 城山町建設業協会・城山郵便局・(社)津久井郡医師会・(社)神奈川県エルピーガス協会津久井支部・生活協同組合コープ神奈川・㈱エコープ神奈川平塚本部・町内井戸所有者・事業者2社</p>	<p>【目的】 津久井町地域防災計画に定める災害に対する基本方針及び役割分担の効果的な実施を図るため、実施主体となる各課において具体的な実施主体、役割、手続き及び行動の内容を明らかにした細部計画(マニュアル)を策定するとともに、地域防災計画及びその細部計画の効果的な実施のため、関係機関との関係を緊密にし、大規模災害発生時に迅速に対応する。</p> <p>【概要】 ・自治体、関係機関等と災害時の応援協定、協力協定を締結 ・その他必要とされる関係機関との協定、覚書等について、今後も整備を図る。</p> <p>【締結機関】 生活協同組合コープかながわ 神奈川県エルピーガス協会 消防相互応援協定 津久井町アマチュア無線非常通信協会 津久井郡医師会 津久井町内郵便局</p>	<p>【目的】 相模湖町地域防災計画に定める災害応急対策を有効的に実施するため、関係機関との協力体制を整え災害発生時に対応する。</p> <p>【概要】 ・自治体、関係機関等と災害時の応援協定、協力協定を締結 ・その他必要とされる関係機関との協定、覚書等について、今後も整備を図る。</p> <p>【締結機関】 津久井郡農業協同組合 相模湖町内郵便局 相模湖町商工会 神奈川県エルピーガス協会津久井支部 相模湖町建設業協会 フランスベット株式会社 帝京大学 相模湖町アマチュア無線クラブ 生活協同組合コープかながわ 津久井郡医師会</p>	<p>・同一機関と締結している協定及び独自に行っている協定の見直しを図り、再締結が必要 ・地域が拡大されることによる新たな機関との協定締結</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
28	防災事業の取扱い		総務部会		防災対策課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号	事務事業名					
13	がけ地等危険箇所の災害対策の総括及び調整事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災対策課	環境防災課	防災課	総務課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市地域防災計画・急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	城山町地域防災計画・急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	津久井町地域防災計画・急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	相模湖町地域防災計画・急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市内の地形、地質及び市街地等の実態を調査し、崖崩れ等の危険が予測される箇所を把握するとともに、その情報を的確に市民に伝え、市民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。 また、土地所有者等に対する保安措置及び崩壊防止工事の実施等の指導を行うとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。</p> <p>【概要】 ・現在把握している、市内災害予防対象がけ及び神奈川県急傾斜地崩壊危険箇所等点検調査業務において急傾斜地崩壊危険箇所とされた急傾斜地について、庁内関係各部とともに現況把握のため合同で巡回を行う。 ・参加対象部、人員 保健福祉部、建築部、都市部、土木部、消防部、総務部（防災対策課）の職員 約30名 ・実施回数 年1回（梅雨時期前に実施） ・巡回方法（平成16年度） 公用車（マイクロバス）にて、急傾斜地崩壊危険区域及び災害予防対象がけのうち、災害弱者関連施設に隣接するがけ地・災害予防対象がけ等については、管轄する警察署に対し情報提供を行う。（要望がある場合は、合同で現地調査を実施） ・各担当においても、各箇所の平常時からの現地確認及び大雨時などの警戒を実施している。 ・巡回後、災害予防対象がけの見直し等、関係各課と協議を実施 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により指定された急傾斜地崩壊危険区域については、県（相模原土木事務所）が実施する「土砂災害防止バトロール」の際に関係部の職員とともに現況把握等に努めている。</p>	<p>【目的】 町内の地形、地質及び市街地等の実態を把握し、関係機関と協力して、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。</p> <p>【概要】 ・防災担当課及び各担当課において、各箇所の現地確認及び大雨時などの警戒を実施している。 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域について、県（津久井土木事務所）が実施する「土砂災害防止バトロール」の際に同行し現況把握等に努めている。</p>	<p>【目的】 町内の地形、地質及び市街地等の実態を調査し、崖崩れ等の危険が予測される箇所を把握するとともに、その情報を的確に町民に伝え、町民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。 また、土地所有者等に対する保安措置及び崩壊防止工事の実施等の指導を行うとともに、関係機関と緊密な連絡を保ち、災害の未然防止及び被害軽減のための予防対策を推進する。</p> <p>【概要】 ・防災担当課及び各担当課において、各箇所の現地確認及び大雨時等、警戒を実施している。 ・現在把握している、町内災害予防対象がけ及び神奈川県急傾斜地崩壊危険箇所等点検調査業務において急傾斜地崩壊危険箇所とされた急傾斜地について、庁内関係各課とともに現況把握のため合同で巡回を行う。</p>	<p>【目的】 町内の崖崩れの危険箇所を把握し、災害の未然防止等予防対策を講じる。</p> <p>【概要】 ・防災担当課及び各担当課において、各箇所の現地確認及び大雨時等、警戒を実施している。 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域について、巡回するなどして現況把握に努めている。</p>	<p>・急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握及び対策計画 急傾斜地崩壊危険区域 相模原市 2区域 城山町 1区域 津久井町 0区域 相模湖町 1区域  急傾斜地崩壊危険箇所 相模原市 100箇所 城山町 77箇所 津久井町 243箇所 相模湖町 181箇所  土石流危険渓流箇所数 相模原市 0箇所 城山町 12箇所 津久井町 84箇所 相模湖町 33箇所  ・上記以外の災害対象予防防備等の把握及び対策計画</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、土石流危険対策については、新市における地域防災計画が策定されるまでの間は、各町で定める地域防災計画を適用する。</p>



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
28	防災事業の取扱い	総務部会	消防本部 防災課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 廃止の方向で調整					
事務事業番号	事務事業名						
6	総合防災訓練実施事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課			
歳出予算額(平成16年度)	3,159千円	781千円	262千円	50千円			
根拠法令等	災害対策基本法、相模原市地域防災計画	災害対策基本法、城山町地域防災計画	災害対策基本法、津久井町地域防災計画	災害対策基本法、相模湖町地域防災計画			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額(平成16年度)	0千円	336千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別		特定財源					
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市地域防災計画に定める総合防災訓練として、市民・防災関係機関及び市が協力し、警戒宣言発令時の対応及び発災時の応急対策訓練を実施する。</p> <p>【内容】 市、県、防災関係機関の災害発生時における応急対策の実施検証、相互連携、広域応援体制の強化を図るとともに、地域の防災力の向上及び市民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、中央会場(主に淵野辺公園)及び地域会場(市内18地区の輪番制)2地区で実施する。</p> <p style="text-align: center;">実施日 平成16年8月29日(日)</p>	<p>【目的】 町地域防災計画に定める総合防災訓練として、町、町民及び防災関係機関が協力し、警戒宣言発令時の対応及び発災時の応急対策訓練を実施する。</p> <p>【内容】 町、町民、防災関係機関の災害発生時の協力体制を確立するため、住民の実践型訓練を実施し、意識の高揚、防災行動力の向上、災害応急対策の問題点を把握する。</p> <p>町訓練会場(輪番制で各小中学校) 訓練は休日に行っているが、訓練校は登校日として生徒も訓練に参加する。</p> <p>自主防組織訓練会場 12の自治会全てで自主防災組織が防災訓練を行う。</p> <p style="text-align: center;">実施日 平成16年9月5日(日)</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：市町村地震防災対策緊急支援事業費補助金 金額：336千円</p>	<p>【目的】 町地域防災計画に定める総合防災訓練として、町民・防災関係機関及び町が協力し、警戒宣言発令時の対応及び発災時の応急対策訓練を実施する。</p> <p>【内容】 町、県、防災関係機関の災害発生時における応急対策の実施検証、相互連携、広域応援体制の強化を図るとともに、地域の防災力の向上及び町民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、実施する。</p> <p style="text-align: center;">実施日 平成16年8月29日(日)</p>	<p>【目的】 町地域防災計画に定める総合防災訓練として、町民・防災関係機関及び町が協力し、防災訓練を実施する。</p> <p>【内容】 町民、防災関係機関、町の災害発生時における応急対策の実施検証、相互連携の強化を図るとともに、地域の防災力の向上及び防災意識の高揚を図る。</p> <p style="text-align: center;">実施日 平成16年8月29日(日)</p>	<p>実施方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相模原市 <ul style="list-style-type: none"> <li>予知対応型 事前避難対策訓練(急傾斜地崩壊危険区域)</li> <li>職員参集訓練</li> <li>発災対応型 中央会場 淵野辺公園隣接留保地</li> <li>地域会場 市内18地区輪番制</li> </ul> </li> <li>・城山町 <ul style="list-style-type: none"> <li>発災対応型 町訓練会場 町内小中学校6校を輪番制</li> <li>自主防災組 12自主防災組織</li> <li>織訓練会場 すべて実施</li> </ul> </li> <li>・津久井町 <ul style="list-style-type: none"> <li>発災対応型 職員訓練 災害対策本部、現地災害対策本部、指定避難所等の対応訓練</li> <li>地域訓練 59自主防災組織すべて実施</li> <li>消防団訓練 8分団すべて実施</li> </ul> </li> <li>・相模湖町 <ul style="list-style-type: none"> <li>予知対応型 職員参集訓練</li> <li>自主防災組織避難訓練</li> <li>孤立地区避難訓練</li> </ul> </li> </ul>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
28	防災事業の取扱い		総務部会		消防本部 防災課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			A協議会 B幹事会 C専門部会		調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
7	自主防災組織育成支援事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	21,863千円	936千円	4,496千円	925千円		
根拠法令等	災害対策基本法、相模原市地域防災計画、自主防災組織活動基本計画	災害対策基本法、城山町地域防災計画、城山町自主防災組織育成指導等基本方針	災害対策基本法、津久井町地域防災計画、自主防災組織活動費助成金、自主防災資機材整備費補助金	相模湖町地域防災計画、相模湖町自主防災組織助成金、資器材支給及び補助金交付要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	10,924千円	468千円	2,226千円	448千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> 自主防災組織の防災訓練を促進するため、訓練機材の整備を行う。 自主防災組織活動基本計画に基づき、防災行動力を持つ自主防災組織の編成、防災リーダーの育成、支援体制の整備等を推進する。 <p>【内容】</p> 自主防災組織が行う防災訓練指導用機材の購入及び整備等を行う。 内容 ・ 自主防災組織編成時助成物品 新たに自主防災組織を編成した場合の助成物品を現物配付する。 ・ 自主防災組織災害活動用機材セット(発電機、投光器、チェーンソー、災害救助工具セット)の整備 自主防災組織が災害時に活用できる比較的大型の救助機材を市立小・中学校の避難所倉庫に整備する。 ・ 自主防災組織活動助成金 防災訓練、啓発活動及び防災資機材の購入等を行った場合、世帯数に応じて限度額の範囲内で2分の1の補助金を助成する。 <p>【特定財源】</p> 国庫補助金 名称：消防施設整備事業補助金 金額：2,824千円 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：8,100千円	<p>【目的】</p> 自主防災組織の防災活動、防災体制の充実を図るため、防災活動に要する経費を助成する。 <p>【内容】</p> ・ 自主防災組織活動助成金 助成対象 防災訓練の実施、防災知識の普及、防災資機材の購入 均等割 50千円 世帯割 40円/世帯 <p>【特定財源】</p> 県支出金 名称：市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：468千円	<p>【目的】</p> 自主防災組織の防災訓練を促進するため、訓練機材の整備を行う。 防災行動力を持つ自主防災組織の防災リーダーの育成、支援等を推進する。 <p>【内容】</p> 自主防災資機材整備費補助金交付要綱に基づき、購入費の3分の2の補助を行う。 自主防災組織活動費助成金交付要綱に基づき、防災訓練に対し、均等割り10,000円×59自主防災組織、世帯割額50円×9,800世帯、メイン会場加算額15,000円×8箇所を助成を行う。 防災リーダー(防災部長)研修 年1回 <p>【特定財源】</p> 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：2,226千円	<p>【目的】</p> 災害時の初動機への対応、日頃の防災活動を行う自主防災組織の支援を行う自主防災組織の支援を目的として、活動助成金、資機材の補助を行う。 自主防災組織の災害時の円滑な活動、防災訓練時先導役として、組織内にリーダー的役割を担う方の養成を目的として実施する。 <p>【内容】</p> 自主防災組織設立時助成(30,000円) 既設自主防災組織への活動費助成 均等割10,000円+世帯数(世帯数×100円) 自主防災組織代表者に対し年1回の研修実施 <p>【特定財源】</p> 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：448千円	自主防災組織の現状 ・ 相模原市 地区連合自主防災組織 18組織 単位自主防災組織 434組織 ・ 城山町 単位自主防災組織 12組織 ・ 津久井町 単位自主防災組織 59組織 ・ 相模湖町 単位自主防災組織 41組織 自主防災組織編成時助成物品 ・ 相模原市 ヘルメット、トラメガ、救急バック等9品目の物品助成 ・ 相模湖町 一律30,000円支給 ・ 城山町、津久井町なし(100%の組織率) 自主防災組織災害活動用器材セットの整備 ・ 相模原市の単独事業 市立小中学校の避難所倉庫へ整備 329千円×4セット×学校数 自主防災組織活動助成金 ・ 相模原市 防災活動、防災資機材購入費の世帯数に応じた限度額の範囲内で2分の1の助成 ・ 城山町 均等割(5,000円)と世帯割(世帯数×40円)の合計額を助成 ・ 津久井町 災害時活用機材購入費の3分の2の助成 均等割(世帯数×50円)と均等割(世帯数×10,000円)の合計額、防災訓練メイン会場加算額(8箇所×15,000円) ・ 相模湖町 均等割(10,000円)と世帯割(世帯数×100円)の合計額	<p>【調整方針】</p> 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、助成金については、合併後3年を目途に見直しを図る。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
28	防災事業の取扱い	総務部会	消防本部 防災課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
8	防災情報用施設維持管理事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課		
歳入予算額(平成16年度)	42,705千円	5,424千円	4,005千円	4,673千円		
根拠法令等	相模原市地域防災計画	城山町地域防災計画	津久井町防災行政無線局管理運用規程・津久井町地域防災計画	相模湖町地域防災計画		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	10,500千円	1,557千円	0千円	946千円		
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別		特定財源		特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・遠隔制御装置 1 ・子局 296 ・戸別受信機 89 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1(統制台 1 制御器 21) ・移動局 87(車載51、可搬21、携帯15) 防災気象情報の取得及び防災用携帯電話、テレホンサービスの運用 戸別受信機設置事業 整備済数 89箇所 平成16年度整備 7箇所 平成17年度以降整備 7箇所 震度情報システム ・地震発生時の震度観測情報の迅速な把握のため、震度計を市内8箇所に設置(うち気象庁及び文部科学省が各1台設置) ・設置されている8箇所のうち、6箇所において計測した情報を、「神奈川県震度情報テレメータシステムと相模原市震度情報ネットワークシステムとの接続に関する協定書」に基づき、電話回線により観測情報を提供(提供した観測情報は県を経由し、気象庁へ提供され、消防本部及び大沢分署設置以外の6台の震度計観測情報のうちの最大震度が相模原市の震度として気象庁より発表される。) ・震度4以上を観測した場合、震度情報システム職員が参集装置が作動し、防災主管課職員に対し音声テープにより、固定電話及び携帯電話に情報が発信される。なお、参集装置については、大雨警報発表時や東海地震注意情報発表時等、任意の条件において、作動させることが可能で、災害発生時及び発生のおそれがある場合に迅速に初動体制を整えるため活用している。 ・事業費...震度情報システム等修繕費、震度情報システム電話料、震度情報システム保守点検委託</p>	<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・子局 47 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1(制御器 1) ・移動局 48(車載1、携帯47) 震度情報システム 神奈川県震度情報テレメータシステムの観測機が1基設置されているが、県の設備のため維持管理は県が行っている。 【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：1,557千円</p>	<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・中継局 1 ・子局 65 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1 ・中継局 1 ・車載局 12 ・集落可搬局 4 ・携帯局 17 震度情報システム 神奈川県震度情報テレメータシステムと電話回線により、観測情報を提供 ・事業費 震度情報システム電話料 衛星携帯電話 ・防災課 1 ・青根支所 1</p>	<p>【目的】 防災情報用施設の維持管理を図り、災害時の情報伝達体制を確保する。</p> <p>【内容】 防災行政用同報無線の維持管理 ・親局 1 ・子局 28 ・戸別受信機 73 防災行政用移動無線の維持管理 ・基地局 1 ・移動局 13(車載6、携帯7) 個別受信機設置 整備済数 73箇所 震度情報システム 神奈川県震度情報テレメータシステムの観測機が1基設置されているが、県の設備のため維持管理は県が行っている。 【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：946千円</p>	<p>無線設備メーカーの相違 ・相模原市 富士通ゼネラル ・城山町 ナショナル ・津久井町 ナショナル ・相模湖町 富士テレコム 無線波の相違 運用管理規定、運用要領の相違 戸別受信機設置箇所の相違 ・相模原市 出張所、公民館等に19箇所、メディカルセンター2箇所、市立小中学校68箇所に設置 ・城山町、津久井町なし ・相模湖町 孤立地区8グループ73箇所(各戸)に設置</p> <p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、防災行政用無線については、新市において5年を目途に統合する。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称		
28	防災事業の取扱い	総務部会	消防本部 防災課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否		
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分			
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名				
8	防災情報用施設維持管理事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
【事務事業の内容】	<p>緊急放送情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への防災関連情報を迅速に行うため、防災行政用同報無線の活用とともに、(株)エフエムさがみとの「災害情報等の放送に関する協定」に基づき、通常のエフエム放送中に緊急に割り込み、放送を行う。</li> </ul> <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県支出金</li> <li>名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金</li> <li>金額：4000千円</li> <li>起債</li> <li>名称：一般単独事業債</li> <li>金額：6500万円</li> </ul>				

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
28	防災事業の取扱い	総務部会	消防本部 防災課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
10	防災用車両維持管理事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名		防災課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）		1,633千円					
根拠法令等							
会計の種類		一般会計					
歳入予算額（平成16年度）		125千円					
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別		特定財源					
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】		<p>【目的】 起震車及び業務車両の適正な維持管理。起震車は地震の揺れを模擬体験することにより、市民の災害対応力や防災意識の向上の一助とする。</p> <p>【内容】 起震車2台及び業務車両2台の適正な維持管理。（燃料、車検、保険等）</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 名称：低公害車普及等事業費補助金 金額：125千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 28	合併協議事項 防災事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 消防本部 防災課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 飲料水兼用貯水槽設置事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	50,950千円					
根拠法令等	相模原市地域防災計画			相模湖町地域防災計画		
会計の種類別	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	48,305千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時の飲料水対策の一環として、医療用の水、飲料水等を確保するため、飲料水兼用貯水槽を整備する。</p> <p>【内容】 整備済数 16基 平成16年度整備数 1基 平成17年度以降整備予定数 4基</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 名称：消防防災施設等整備費補助金 金額：21,405千円 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：6,800千円 起債 名称：一般単独事業債 金額：20,100千円</p>	該当なし	該当なし	<p>【目的】 災害時の飲料水対策の一環として、飲料水等を確保するため、飲料水兼用貯水槽を整備する。</p> <p>【内容】 整備済数 2基 ・地上式飲料水兼用防火水槽 北相中学校1基（40トン） 林間総合公園内1基（40トン）</p>	課題なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
28	防災事業の取扱い	総務部会	消防本部 防災課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整				
事務事業番号	事務事業名						
12	防災資機材整備事業						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課			
歳入予算額（平成16年度）	23,836千円	877千円	1,652千円	384千円			
根拠法令等	災害対策基本法、相模原市地域防災計画	災害対策基本法、城山町地域防災計画	災害対策基本法、津久井町地域防災計画	災害対策基本法、相模湖町地域防災計画			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	5,400千円	211千円	826千円	141千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源			
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時における、市民のための食料、生活資機材及び防災資機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 相模原市地域防災計画での被害想定（避難所収容者数35,000人）及び神奈川県地震被害想定調査による必要物資の設定値を基に備蓄目標を設定し、市内82箇所の避難所倉庫、21箇所の広域避難場所対応倉庫及び8箇所の一般備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：5,400千円</p>	<p>【目的】 災害時における、食料、生活資機材及び防災資機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 城山町地域防災計画での被害想定（避難所収容者数690人）を基に備蓄目標を設定し、町内12箇所の避難所倉庫、7箇所の広域避難場所対応倉庫への備蓄を計画的に行う。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：211千円</p>	<p>【目的】 災害時における、町民のための食料、生活資機材及び防災資機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 津久井町地域防災計画での被害想定及び神奈川県地震被害想定調査による必要物資の設定値を基に、備蓄目標を設定し、町内13箇所の備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：862千円</p>	<p>【目的】災害時における、町民のための食料、生活資機材及び防災活動用機材の整備を図る。</p> <p>【内容】 相模湖町地域防災計画での被害想定を基に備蓄目標を設定し、町内6箇所の備蓄倉庫への備蓄を計画的に行う。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：141千円</p>	課題なし	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図る。</p>	

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 28	合併協議事項 防災事業の取扱い		専門部会名 総務部会		相模原市の課等の名称 消防本部 防災課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 13	事務事業名 防災備蓄倉庫整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	6,530千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	災害対策基本法、相模原市地域防災計画	災害対策基本法、相模原市地域防災計画	災害対策基本法、津久井町地域防災計画	災害対策基本法、相模湖町地域防災計画		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	5,000千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時に必要となる食料や資機材を備蓄する倉庫をその役割別に一般倉庫、広域避難場所対応倉庫、避難所倉庫に分類し計画的に整備を行う。</p> <p>【内容】 15年度末現在箇所数（ ）内は計画数 ・一般倉庫 8箇所（10箇所） ・広域避難場所対応倉庫 21箇所（21箇所） ・避難所倉庫 80箇所（82箇所） 16年度予定 ・避難所倉庫 2箇所（小学校・中学校各1箇所） ・16年度で全避難所倉庫設置完了予定。</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業補助金 金額：3,100千円 起債 名称：一般単独事業債 金額：1,900千円</p>	<p>【目的】 災害時に必要となる食料や資機材を備蓄する倉庫を広域避難場と各自治会に整備を行う。</p> <p>【内容】 15年度末現在箇所数（ ）内は計画数 ・広域避難場所対応倉庫 7箇所（7箇所） ・自治会設置倉庫 14箇所（14箇所） 倉庫の設置は完了 倉庫の規模は7㎡～15㎡のアルミ製コンテナ型</p>	<p>【目的】 災害時に必要となる食料や資機材を備蓄する倉庫を計画的に整備を行う。</p> <p>【内容】 15年度末現在箇所数 13箇所</p>	<p>【目的】 災害時における生活必需物資の備蓄品充実を図る。</p> <p>【内容】 平成15年度末現在箇所数 6箇所</p>	<p>防災備蓄倉庫の位置付けの相違 ・相模原市 避難所倉庫(小中学校)82箇所 広域避難場所対応倉庫21箇所 一般備蓄倉庫8箇所 ・城山町 避難所倉庫(町内)14箇所 広域避難場所対応倉庫(小中学校6箇所、保健センター1箇所) ・津久井町 防災備蓄倉庫(町内)13箇所 小中学校には備蓄倉庫なし ・相模湖町 防災備蓄倉庫(町内)6箇所 小中学校には備蓄倉庫なし</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図る。</p>



# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 28	合併協議事項 防災事業の取扱い	専門部会名 総務部会			相模原市の課等の名称 消防本部 防災課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会			調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 現行のまま存続 廃止の方向で調整 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合				
事務事業番号 14	事務事業名 非常用発電設備整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額（平成16年度）	20,475千円					
根拠法令等	相模原市地域防災計画					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	19,400千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時に避難所となる小・中学校の屋内運動場に、照明及び必要電源の確保を図るため、非常用発電設備を整備する。</p> <p>【内容】 15年度末整備状況 50校（軽油33校 ガソリン17校） 16年度整備予定 3校</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急事業補助金 金額：10,100千円 起債 名称：一般単独事業債 金額：9,300千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	・課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図る。

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
28	防災事業の取扱い	総務部会	消防本部 防災課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		A協議会 B幹事会 C専門部会	調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合	廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
18	避難場所に関すること					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	防災課	環境防災課	防災課	総務課		
歳出予算額(平成16年度)	3,117千円	1,032千円	105千円	0千円		
根拠法令等	災害対策基本法、神奈川県大震災避難対策計画、相模原市地域防災計画	災害対策基本法、神奈川県大震災避難対策計画、城山町地域防災計画	災害対策基本法、神奈川県大震災避難対策計画、津久井町地域防災計画	災害対策基本法、神奈川県大震災避難対策計画、相模湖町地域防災計画		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	354千円	52千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数	.XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 災害時の市民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、広域避難場所及び避難所設備の適正な維持管理を行う。</p> <p>【内容】 15年度末避難場所等箇所数 ・ 一時避難場所 491箇所 ・ 広域避難場所 21箇所 ・ 避難所 82箇所 主な事業項目 ・ 水機等保守点検 ・ 備蓄品等点検 ・ 避難場所案内看板等の修繕、点検</p>	<p>【目的】 災害時の町民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、広域避難場所及び避難所設備の適正な維持管理を行う。 災害時の水の確保の補完的手段としての井戸を備え、その維持管理を行う。</p> <p>【内容】 15年度末避難場所等箇所数 ・ 一時避難場所 40箇所 ・ 広域避難場所 7箇所 ・ 避難所 24箇所 ・ 防災備蓄倉庫 21箇所 ・ 町管理井戸 3箇所  協定個人井戸 127箇所  主な事業項目 ・ 水機等保守点検 ・ 井戸保守点検 ・ 備蓄品等点検 ・ 避難場所案内看板等点検 ・ 施設、機械類、看板等の修繕</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業 補助金 金額：354千円</p>	<p>【目的】 災害時の町民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、指定避難所の適正な維持管理を行う。</p> <p>【内容】 15年度末指定避難所箇所数 13箇所  主な事業項目 ・ 水機保守点検 ・ 備蓄品等点検 ・ 避難所案内看板等点検 ・ 施設、機械類、看板等の修繕</p> <p>【特定財源】 県支出金 名称：県市町村地震防災対策緊急支援事業 補助金 金額：52千円</p>	<p>【目的】 災害時の町民の生命、身体を守る安全な広場及び被災者の収容施設を確保するため、指定避難所の適正な維持管理を行う。</p> <p>【内容】 15年度末指定避難所箇所数 5箇所  主な事業項目 ・ 水機保守点検 ・ 備蓄品等点検 ・ 避難所案内看板等点検 ・ 施設、機械類、看板等の修繕</p>	<p>・ 一時避難場所、広域避難場所、避難所の位置付けの相違</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図る。</p>

**協議第 24 号 議会議員の定数及び任期の取扱い  
について**

# 事務事業一元化調書

合併協議事項番号 5	合併協議事項 議会議員の定数及び任期の取扱い		専門部会名 議会部会		相模原市の課等の名称 議会事務局議事調査課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク A協議会 B幹事会 C専門部会		調整済の可否 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 現行のまま存続 合併時に統合 速やかに統合 段階的に統合		廃止の方向で調整	
事務事業番号 7	事務事業名 議会議員の定数及び任期の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	議会事務局議事調査課	議会事務局	議会事務局	議会事務局		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市議会議員定数条例	城山町議会議員の定数を定める条例	津久井町議会議員定数条例	相模湖町議会の議員の定数を定める条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【議員定数】 法定上限数 56人 条例定数 46人 現員数 46人</p> <p>【議員任期】 平成19年4月29日</p>	<p>【議員定数】 法定上限数 26人 条例定数 16人（ 1） 現員数 16人</p> <p>（ 1）次の一般選挙より14人とする。</p> <p>【議員任期】 平成19年5月7日</p>	<p>【議員定数】 上限数 26人 条例定数 18人 現員数 18人</p> <p>【議員任期】 平成17年10月25日</p>	<p>【議員定数】 上限数 22人 条例定数 12人 現員数 12人</p> <p>【議員任期】 平成19年12月31日</p>	編入される3町の議会議員は失職する。	<p>議会議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、相模原市の議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、相模原市の議会議員の定数46人に、編入される町ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数5人（城山町2人、津久井町2人、相模湖町1人）を加えた51人とする。</p> <p>の後に行われる一般選挙における新市の議会議員の定数及び選挙区の取扱いについては、新市において検討する。</p>